

2011 年 03 月 31 日

学習院女子大学
現状と課題
2010

—自己点検・評価報告書—

自己点検・評価委員会

学習院女子大学 現状と課題 2010 ー自己点検・評価報告書

【目 次】

序 章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

1. 自己点検・評価に関する基本方針及び同システムの概要と運営方法
2. 今回の「自己点検・評価報告書」作成にあたって
3. 前回の認証評価結果を踏まえて講じられた改善措置

第Ⅰ章 大学の理念・目的・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

I－1 大学の目的・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

(1) 現状の説明・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

① 目的の設定

② 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

(2) 点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・P. 3

(3) 将来への方策・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4

I－2 国際文化交流学部目的・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4

(1) 日本文化学科・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4

① 現状の説明

ー1) 目的の設定

ー2) 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

② 点検・評価

③ 将来への方策

(2) 国際コミュニケーション学科・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5

① 現状の説明

ー1) 目的の設定

ー2) 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

② 点検・評価

③ 将来への方策

(3) 英語コミュニケーション学科	P. 6
-------------------	------

- ① 現状の説明
 - 1) 目的の設定
 - 2) 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表
- ② 点検・評価
- ③ 将来への方策

I-3 国際文化交流研究科の目的	P. 6
------------------	------

- (1) 現状の説明 P. 6
 - ① 目的の設定
 - ② 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表
- (2) 点検・評価 P. 7
- (3) 将来への方策 P. 7

I-4 根拠資料	P. 7
----------	------

第Ⅱ章 教育研究組織 P. 9

II-1 学部、学科、研究科、センター、学会等の各組織が大学の目的達成に果たす役割及びその点検・評価——現状・点検評価・将来への方策	P. 9
--	------

- ① 国際文化交流学部
- ② 日本文化学科
- ③ 国際コミュニケーション学科
- ④ 英語コミュニケーション学科
- ⑤ 国際文化交流研究科
- ⑥ 環境教育センター
- ⑦ 語学教育センター
- ⑧ 留学生センター
- ⑨ 女子大学会

II-2 学術の進展や社会の要請に対する、学部、学科、研究科、センター、学会等、各組織の適合性及びその検証——現状・点検評価・将来への方策	P. 14
---	-------

- ① 国際文化交流学部
- ② 日本文化学科
- ③ 国際コミュニケーション学科
- ④ 英語コミュニケーション学科
- ⑤ 国際文化交流研究科
- ⑥ 環境教育センター
- ⑦ 語学教育センター
- ⑧ 留学生センター
- ⑨ 女子大学会

Ⅱ－3	根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 19
-----	------------------------	-------

第Ⅲ章 教員・教員組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20

Ⅲ－1	国際文化交流学部——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・	P. 20
-----	----------------------------------	-------

- (1) 教員に求める能力・資質等の明確化・・・・・・・・・・ P. 20
- (2) 教員組織の編制方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 20
- (3) 教員の募集・採用・昇格の適切性・・・・・・・・・・ P. 21
- (4) 教員の資質向上のための方策・・・・・・・・・・ P. 22

Ⅲ－2	国際文化交流研究科——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・	P. 23
-----	-----------------------------------	-------

- (1) 教員に求める能力・資質等の明確化・・・・・・・・・・ P. 23
- (2) 教員組織の編制方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 23
- (3) 教員の募集・採用・昇格の適切性・・・・・・・・・・ P. 24
- (4) 教員の資質向上のための方策・・・・・・・・・・ P. 24

Ⅲ－3	根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 25
-----	------------------------	-------

第Ⅳ章 教育内容・方法・成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 26

Ⅳ－1	国際文化交流学部の教育目標および教育課程の編成・実施方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 26
-----	--	-------

- (1) 教育目標——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・ P. 26
 - ① 日本文化学科
 - ② 国際コミュニケーション学科
 - ③ 英語コミュニケーション学科

- ④ 共通科目
- ⑤ 司書課程
- ⑥ 学芸員課程
- ⑦ 教職課程
- ⑧ 日本語教員養成講座

(2) 学位授与方針——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 28

(3) 教育課程の編成——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 29

- ① 日本文化学科
- ② 国際コミュニケーション学科
- ③ 英語コミュニケーション学科
- ④ 共通科目
- ⑤ 司書課程
- ⑥ 学芸員課程
- ⑦ 教職課程
- ⑧ 日本語教員養成講座

(4) 教育課程の実施方針——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 31

- ① 日本文化学科
- ② 国際コミュニケーション学科
- ③ 英語コミュニケーション学科
- ④ 共通科目
- ⑤ 司書課程
- ⑥ 学芸員課程
- ⑦ 教職課程
- ⑧ 日本語教員養成講座

(5) (1) ～ (4) の明示、周知（教職員・学生に対する）、公表（社会に対する）——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 33

- ① 日本文化学科
- ② 国際コミュニケーション学科
- ③ 英語コミュニケーション学科
- ④ 共通科目
- ⑤ 司書課程
- ⑥ 学芸員課程
- ⑦ 教職課程
- ⑧ 日本語教員養成講座

(6) (1) ～ (5) の方針と授業科目・教育課程の適合性

——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 36

- ① 日本文化学科
- ② 国際コミュニケーション学科
- ③ 英語コミュニケーション学科
- ④ 共通科目
- ⑤ 司書課程
- ⑥ 学芸員課程
- ⑦ 教職課程
- ⑧ 日本語教員養成講座

(7) 教育方法——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・P. 39

① 教育目標達成のための教育方法と学習指導

- － 1) 日本文化学科
- － 2) 国際コミュニケーション学科
- － 3) 英語コミュニケーション学科
- － 4) 共通科目
- － 5) 司書課程
- － 6) 学芸員課程
- － 7) 教職課程
- － 8) 日本語教員養成講座

② シラバスの内容と授業との整合性

- － 1) 日本文化学科
- － 2) 国際コミュニケーション学科
- － 3) 英語コミュニケーション学科
- － 4) 共通科目
- － 5) 司書課程
- － 6) 学芸員課程
- － 7) 教職課程
- － 8) 日本語教員養成講座

③ 成績評価と単位認定の適切性

- － 1) 日本文化学科
- － 2) 国際コミュニケーション学科
- － 3) 英語コミュニケーション学科
- － 4) 共通科目
- － 5) 司書課程

- － 6) 学芸員課程
- － 7) 教職課程
- － 8) 日本語教員養成講座

(8) 教育目標に対する成果——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 47

① 教育目標と実際の成果

- － 1) 日本文化学科
- － 2) 国際コミュニケーション学科
- － 3) 英語コミュニケーション学科
- － 4) 共通科目
- － 5) 司書課程
- － 6) 学芸員課程
- － 7) 教職課程
- － 8) 日本語教員養成講座

② 学位授与の適切性

IV－ 2 国際文化交流研究科の教育目標および教育課程の編成・実施方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 51

(1) 教育目標——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 51

(2) 学位授与方針——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 52

(3) 教育課程の編成——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 52

(4) 教育課程の実施方針——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 53

(5) (1) ～ (4) の明示、周知（教職員・学生に対する）、公表
（社会に対する）——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 53

(6) (1) ～ (5) の方針と授業科目・教育課程の適合性
——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 53

(7) 教育方法——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・P. 54

- ① 教育目標達成のための教育方法と学習指導
- ② シラバスの内容と授業との整合性
- ③ 成績評価と単位認定の適切性

(8) 教育目標に対する成果——現状・点検評価・将来への方策・・・P. 54

① 教育目標と実際の成果

② 学位授与の適切性

IV－3 根拠資料・・・P. 55

第V章 学生の受け入れ・・・P. 57

V－1 国際文化交流学部 of 学生受け入れ・・・P. 57

(1) 日本文化学科——現状・点検評価・将来への方策・・・P. 57

① 学生受け入れ方針の明示

② 学生募集と入学者選抜の適切性

③ 収容定員と在籍学生数の適切性

(2) 国際コミュニケーション学科——現状・点検評価・将来への方策
・・・P. 60

① 学生受け入れ方針の明示

② 学生募集と入学者選抜の適切性

③ 収容定員と在籍学生数の適切性

(3) 英語コミュニケーション学科——現状・点検評価・将来への方策
・・・P. 63

① 学生受け入れ方針の明示

② 学生募集と入学者選抜の適切性

③ 収容定員と在籍学生数の適切性

V－2 国際文化交流研究科 of 学生受け入れ
——現状・点検評価・将来への方策
・・・P. 64

(1) 学生受け入れ方針の明示・・・P. 64

(2) 学生募集と入学者選抜の適切性・・・P. 65

(3) 収容定員と在籍学生数の適切性・・・P. 66

V－3 根拠資料・・・P. 67

第VI章 学生支援・・・P. 69

VI-1	国際文化交流学部	の学生支援——現状・点検評価・将来への方策	
			・ ・ ・ ・ ・ P. 69
(1)	修学支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 69
(2)	生活支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 71
(3)	進路支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 76
VI-2	国際文化交流研究科	の学生支援——現状・点検評価・将来への方策	
			・ ・ ・ ・ ・ P. 77
(1)	修学支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 77
(2)	生活支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 79
(3)	進路支援		・ ・ ・ ・ ・ P. 80
VI-3	根拠資料		・ ・ ・ ・ ・ P. 81

第Ⅶ章 教育研究環境 ・ ・ ・ ・ ・ P. 82

VII-1	環境の整備および確保——現状・点検評価・将来への方策	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 82
(1)	環境整備の方針	・ ・ ・ ・ ・ P. 82
(2)	校地・校舎・施設・設備計画	・ ・ ・ ・ ・ P. 83
(3)	整備状況	・ ・ ・ ・ ・ P. 84
(4)	維持・管理、安全・衛生の確保	・ ・ ・ ・ ・ P. 84
VII-2	図書館・学術情報サービス——現状・点検評価・将来への方策	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 85
(1)	図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 85
(2)	図書館施設、職員、開館日・開館時間、図書館の利用状況	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 87
(3)	国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 91
VII-3	教育研究等支援体制および整備——現状・点検評価・将来への方策	
		・ ・ ・ ・ ・ P. 92
(1)	全学的支援体制（教務委員会）	・ ・ ・ ・ ・ P. 92
(2)	ネットワーク委員会	・ ・ ・ ・ ・ P. 92
(3)	資料収蔵管理運営委員会	・ ・ ・ ・ ・ P. 94

VII－4	研究倫理に関する整備状況——現状・点検評価・将来への方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 95
VII－5	根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 96
第Ⅷ章	社会連携・社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 97
VIII－1	社会との連携・協力に関する方針——現状・点検評価・将来への方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 97
VIII－2	教育研究成果の社会への還元——現状・点検評価・将来への方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 97
(1)	教育研究成果の国際社会および地域社会への還元 ——現状・点検評価・将来への方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 97
①	国際貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 97
a.	クロアチア研修	
b.	ラオス研修	
c.	カンボジア研修	
②	地域社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 99
a.	感劇市場	
b.	英語演劇	
c.	オノ・ヨーコ展	
(2)	「教育研究成果の社会還元」の点検・評価 ——現状・点検評価・将来への方策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 102
a.	教員各自による研究成果の公開	
b.	研究成果に対する出版助成および紀要の発行	
c.	その他	
VIII－3	根拠資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 103
第Ⅸ章	管理運営・財務・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 104
IX－1	管理運営——現状・点検評価・将来への方策・・・・・・・・・・	P. 104

(1) 大学の管理運営方針と管理運営の実態	P. 104
(2) 大学業務を支援する事務組織について	P. 105
(3) 事務職員の意欲・資質の向上をはかるための方策	P. 106
IX－2 財務——現状・点検評価・将来への方策	P. 107
(1) 教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政的基盤 ——現状・点検評価・将来への方策	P. 108
(2) 予算編成および予算執行の適切性 ——現状・点検評価・将来への方策	P. 109
(3) 財務情報公開・説明責任 ——現状・点検評価・将来への方策	P. 111
(4) 財務——将来への方策	P. 112
IX－3 根拠資料	P. 112
第X章 内部質保証	P. 114
X－1 自己点検評価の実施とその公表——現状・点検評価・将来への方策	P. 114
X－2 内部質保証のシステムの整備——現状・点検評価・将来への方策	P. 114
(1) 内部質保証の方針と手続きの明確化	P. 114
(2) 内部質保証を掌る組織の整備	P. 115
(3) 自己点検・評価を改善に繋げるシステム	P. 115
(4) 大学構成員のコンプライアンス意識の徹底	P. 115
X－3 内部質保証のシステムの適切な機能の確保 ——現状・点検評価・将来への方策	P. 116
(1) 組織レベル・個人レベルでの自己・点検評価活動の充実	P. 116
(2) 教育研究活動のデータベース化の推進	P. 116
(3) 学外者の意見の反映	P. 117
(4) 文部科学省及び認証評価機関などからの指摘事項への対応	P. 117
X－4 根拠資料	P. 117

終 章 P. 118

1. 本学の目的とそれを達成するための教育研究組織及び教員・教員組織の現状と点検・評価並びに将来への方策 P. 118
2. 本学の目的を達成するための具体的教育目的・方針・過程及び教育方法の現状 P. 118
3. 本学の目的を達成するための具体的教育目的・方針・過程及び教育方法の点検・評価と将来への方策 P. 120
4. 学生の受け入れと学生支援の現状及び点検・評価と将来への方策 P. 121
5. 教育研究環境の現状及び点検・評価と将来への方策 P. 122
6. 社会連携・社会貢献の現状及び点検・評価と将来への方策 P. 122
7. 管理運営・財務の現状及び点検・評価と将来への方策 P. 123
8. 内部質保証の現状及び点検・評価と将来への方策 P. 123

序 章

1. 自己点検・評価に関する基本方針及び同システムの概要と運営方法

本学は、教育研究水準等の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、その教育研究水準等の状況について自ら点検及び評価を行なう、という基本方針のもと、点検及び評価の対象とする事項を定め、また、それを実行する組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の結果を教育研究水準等の向上につなげるシステムを設けている。

自己点検・評価のための専門別委員会は、常設機関である運営委員会・研究科委員会・教務委員会・学生委員会・図書委員会・各学科科会・就職委員会・広報委員会・入試委員会・学芸員課程委員会・語学教育センター所員会議・環境教育センター所員会議・ネットワーク委員会・留学生委員会・学会委員会の各委員会がこれを兼ねるシステムとなっている。

これらの委員会は、毎週ないしは月に1～2回、定期的で開催され、常に大学の現状を把握し、問題を発見し、かつ、その解決に努めているため、本学では、常時、自己点検を実施しているのと同様な状況にあり、問題点の発見が速いだけでなく、改善すべき問題に対する対応も速やかに行われるシステムが存在するといえる。また、各委員会の動向は必要に応じて、教授会、その他の場を通じて報告され、全教職員が共通に把握することができるようになっている。

2. 今回の「自己点検・評価報告書」作成にあたって

今回の自己点検・評価に当たっては、上述の各委員会が中心となって、それぞれが関わる事項について、前回の自己点検・評価報告書である『学習院女子大学 現状と課題 2005——自己点検報告書——』執筆後にみられた様々な進展をあらためて振り返り、2005年当時認識された課題の改善の度合をチェックし、残された問題点を洗い出すとともに、時間の経過によって新たに生じた問題点を整理し、今後さらに必要とされる方策を明らかにした。その結果をまとめたものが本報告書『学習院女子大学 現状と課題 2010——自己点検・評価報告書——』である。

3. 前回の認証評価結果を踏まえて講じられた改善措置

2006年の大学基準協会による指摘・助言等は、その後、学内の各種委員会等で検討され、しかるべく改善努力がなされた。指摘・助言の主な項目は①教育方法、②学生の受け入れ、③教員組織、④図書電子媒体、⑤情報公開・説明責任、⑥大学院国際文化交流研究科に関する事項、——の6項目である。

第1の項目に関しては、①履修できる単位数の上限が設定されていないため、学年により履修単位数が偏ったものになる可能性があること、また、②シラバスによっては学生に

必要な情報が十分開示されていないものがあること、――が指摘された。

このうち、①の点に関しては、2010 年度入学生からセメスターにおける履修登録上限単位数を設定し、学生が 1 科目ごとに十分時間をかけて学ぶようにした。②の点に関しては、かなり改善が進んだものの、依然として記述が不十分な科目もあり、記述の標準化など、改善策を検討中である。

第 2 の項目に関しては、実際に編入学する学生の数が編入学定員を大幅に下回っていることが指摘された。これに対しては、実情に合うよう日本文化学科及び国際コミュニケーション学科の編入学定員を削減する一方、増員が必要と判断された英語コミュニケーション学科の定員を編入学定員削減数と同数増員することにした。

第 3 の教員組織に関しては、教員の年齢構成の偏りが指摘されたが、教員退職に伴う採用人事の実施に当たって、この点を十分考慮してきた結果、その偏りは徐々に是正されつつある。

第 4 の図書館の地域への開放という点については、2010 年度より、新宿区（本学所在地）との図書館利用の相互協力に向けて学内での検討を開始した。

第 5 の情報公開と説明責任に関しては、学生からの意見・問合せについては総務部の当該課及び各学科事務室などが先ずそれに対応し、必要に応じて教員を含めしかるべく対処することになっている。一方、卒業生・保護者・第三者からの問合せや意見があった場合には、対応の窓口を総務部長に集中し、その指示・要請に基づき、担当部署および教員が対応する体制がとられている。

第 6 の大学院に関連する事項は、国際文化交流研究科が 2006 年度に完成年度を迎え一区切りがついたため、自己点検・評価の 10 の基準のそれぞれについて、点検・評価を実施し、将来への方策を策定した。その結果は、本報告書に記したとおりである。

第1章 大学の理念・目的

I-1 大学の目的

(1) 現状の説明

① 目的の設定

本学は学校法人学習院の設置する8つの学校のうちの一つである。学習院全体の目的は学習院学則総記に「(前略)高潔な人格、確固とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによって人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする。」とある。この大枠の元、学習院女子大学学則の第1条に、「本学は、国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成することを目的とする。」と、本学としての目的をより具体化した表現で謳っている。

本学は開学以来十数年しか経っていないため、これまで大学の目的については定期的検証を行ってきてはいないが、今後は学部および研究科の目的について基本計画検討委員会において検証していく予定である。

② 目的の周知(大学構成員に対する)と社会への公表

「目的」の記載を含んだ学則は『学生便覧』に全文が掲載しており、これは全教員・全事務職員・全学生に毎年度初頭に配布する。もちろん『学生便覧』とあるように、同冊子は学生に配布することを目的として編んだものであるが、指導に当たる教員が何よりも熟読し、内容を把握しておくべきものであることは言うを待たないし、事務職員も常に座右に置いて学生指導に遺漏無きように努めている。したがって、大学の構成員には『学生便覧』を通じて本学の目的は周知されている。しかも次に記す様々な対外的な媒体にも本学の目的は繰り返し掲載されており、大学の構成員も随時それらを目にすることになる。特に教員は、オープンキャンパスにおいて受験生に対する説明をする機会が必ずあり、そのような機会に当たっては、本学の目的を熟知していなければ到底その職務は果たせない。

次に社会への公表であるが、本学も他の大学同様に広報活動の有効なメディアとして、本学のホームページを開設しており、ここにも本学の「目的」が掲げている。また紙媒体の『大学案内』パンフレットを制作しており、これは年3回実施しているオープンキャンパスで無料配布し、個人の資料請求者、推薦指定校にも送付している。そして、資料を単に配布するだけでなく、オープンキャンパスの時や、進学相談会における口頭の説明においても、「目的」は周知するようにしている。

(2) 点検・評価

本学の目的は、開学にあたって、検討して出来上がったものである。現在、開学から12年を経たわけであるが、これをあらためて見ても、その謳おうとしているものは、決して古びたり、過去のものになったりしてはいない。むしろ、グローバリゼーションがよい

よ進みつつあるなかにあって、高等教育機関として本学が掲げた方向性は、ますます重みを増してきていると思われる。ただし、時代の流れと変化はこれまでになく速く、引き続き時代の要請を注視しつつ、「目的」の検討を怠らないようにする必要がある。

また、この「目的」の周知という点について、対外的な面について述べれば、②に記したように、現在の社会的な条件の中で、考えうる限りの手段をもって実践していると言えるだろう。なお、より良い方法を模索することが必要である。

(3) 将来への方策

「目的」は学校の方向性を定める重要な問題であり、これを検討するのは基本計画検討委員会が適当である。同委員会はこれまで特定のテーマごとに不定期に招集されてきたが、これを常設化し、特に「目的」を常に検討課題として掲げるようにする。また、周知について、対外的な面だが、近年は広報委員会の活動の充実を図っており、同委員会を中心としてよりよいアピールの方法の開発を目指す。対内的な面は、現在は各自の責任に任せたかたちになっている。これは、本学の教員には開学時から在籍した者も多く、開学にあたって本学の「目的」についての議論を経験しており、格別周知のためのアクションを起こす必要がなかったという面があることも否めない。開学 12 年を経て、本学開設の経緯と無縁の教員も増えてきたことを考慮するならば、新規採用時に本学への着任にあたっての心構えとして、学部長等、然るべき役職者によるレクチャーによって「目的」の把握を徹底するようにしたい。

I-2 国際文化交流学部之目的

本学は一学部のみ構成であるので、大学の目的（I-1）がそのまま国際文化交流学部の目的となる。従って、以下では学科別に目的等について記述する。

(1) 日本文化学科

①現状の説明

— 1) 目的の設定

日本文化学科では、国際人の第一歩として「日本について知ること」を教育目標に掲げている。具体的には、芸術・思想、民俗・歴史、現代社会、比較文化の 4 つのフィールドから日本文化を総合的にとらえ、日本文化の伝統と特質について世界に向けて正しく発信する能力を培うことを目指している。

— 2) 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

上記の目的について広く周知してもらうため、受験生に対しては主に募集要項や大学案内を通じて、一般社会や大学構成員に対してはホームページや学生便覧を通じて、積極的な広報活動を展開している。また、入学後の学生に対しては、冊子体の『学生便覧』の配布および各種のガイダンスを通じて目的の確認がなされている。

②点検・評価

「国際文化交流学部」において「日本文化学科」という学科の果たすべき役割は、上記の目的に示した通り明確である。ただし、その達成度に関しては問題がないわけではない。総じて本学科の教育カリキュラムは、「日本文化の伝統と特質」という面については、多種多様な科目を用意して相当の教育成果を挙げていることが認められるが、「世界に向けて正しく発信する能力を培う」という面に関しては、他学科に比べて英語の成績が振るわない点や留学希望者が少ない点など、所期の目的を達成しているとは言い難い面がある。

③将来への方策

日本文化学科の学生と留学生の交流の機会を増やすなど、国際交流に対する学生の関心を高める方策を講じる必要がある。

(2) 国際コミュニケーション学科

①現状の説明

ー 1) 目的の設定

国際コミュニケーション学科では、急速なグローバル化が進み、複雑多岐にわたる問題を抱える国際社会において、政治、経済、環境などを含む様々な問題を理解し、その解決に貢献できる人材の育成を図、るという学科としての目的を設定してきた。より具体的には、国際社会のあるべき姿や異文化理解を通じて国際社会の望ましい関係を様々なカリキュラムをとおして総合的に学ぶことができるよう、「国際関係」「比較文化・地域研究」そして「コミュニケーション」という三つの具体的な教育の柱を掲げている。

ー 2) 目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

①で述べた目的の周知については、インターネットの本学ホームページ上において、また紙媒体では『大学案内』、『学生便覧』によって行われている。また年3回実施されているオープンキャンパスその他の学内外向けの催し物においても、これらは受験生やその父母、訪問者に無料で配布され、オープンキャンパス会場での口頭による説明会やホームページとあわせて本学科の目的を社会に公表する機会を十分に提供しているといえる。

②目的の適切性及び点検・評価

本学科の目的は、毎年定員を上回る入学者数があることからわかるように、社会の理解を得ており適切であると思われるが、今後の状況の変化によっては、見直しが必要となることもあるだろう。「コミュニケーション教育」においては、2009年度「英語演習」クラスの増コマが法人の協力により実現し、よりきめ細かな教育内容となった。

③将来への方策

本学科の教育目標の柱である「国際関係」「比較文化・地域研究」「コミュニケーション」が受験生により徹底して理解され、入学者の卒業までの「学び」の質がより高められるよう、カリキュラムの一層の見直しと充実化、および広報のサービス向上などが必要である。

(3) 英語コミュニケーション学科

①現状の説明

－1) 目的の設定

本学科の目的は論理的思考を備え、英語による高度なコミュニケーションのできる、国際化・情報化社会で活躍する人材を育成することにある。

－2) 目的の周知(大学構成員に対する)と社会への公表

上記の目的は大学構成員に対し周知するため『学生便覧』に明記している。なお、以下に述べる方法を通して周知を行っている。

社会への目的公表はホームページ上において、紙媒体では『大学案内』パンフレットを年3回実施するオープンキャンパスにおいて無料で配布するほか、個人の資料請求者や推薦指定校へも送付している。オープンキャンパスにおいては、受験生や父母に対する全体説明の場においても、口頭による周知を実施している。複数の大学が合同で行う各地の進学相談会でも同様のことを行っている。また、教員が推薦指定校を回り直接高校の先生に周知することもある。

②点検・評価

グローバル化が進む現在、英語は事実上の世界共通語となり、国際的な舞台で活躍するには英語を使いこなすことが不可欠であることから本学科の目的は極めて適切であると判断する。

③将来への方策

近年のグローバルな状況は近い将来においても大きく変化することはないと考えられるため、本学科の目標は当面変更する必要はないと考える。

I－3 国際文化交流研究科の目的

(1) 現状の説明

①目的の設定

本研究科の目的は、国際文化交流の専門家となるために不可欠な「専門知識」「技能」および「実習の場」を提供し、文化交流の現場で活躍できる人材を養成することである。

このような目的を設定した理由は次の通りである。グローバル化が進む現代、国際的な相互理解、相互扶助は重要な課題となっている。なかでも文化交流は世界の人々を分離させている心理的障壁を克服し、外交の助けとして、あるいは国際ビジネスにおける潤滑油として有効な手段である。従来「文化」の語は芸術・文学などの人文科学分野の問題というイメージがあったが、現代では、「文化」は国際関係・政治・経済・ビジネスにとっても、国際相互理解と相互協力を推進する上で無視できないファクターとなっている。国際文化交流の専門家育成は時代的要請であると考えられる。

②目的の周知（大学構成員に対する）と社会への公表

大学院設立にあたっては事前に数年間学内で討議され、その過程は教授会等でその都度報告・審議されている。従って大学構成員の間では目的は共有されている。

社会に対しては学校法人学習院および学習院女子大学の発行する学校案内に公表されている。また学習院女子大学のホームページにも「国際文化交流は人類が精神的豊かさや新たな活力を生み出すための原動力であり、異なる文化への深い理解と相互尊重は今日国際協力にとっても不可欠」であるという認識、及び「日本の伝統を踏まえながら、異なる文化への深い理解と国際社会の未来に対する洞察力をもって国際舞台で活躍する国際文化交流の専門家・実務家の養成」という目的が公表されている。

（２）点検・評価

グローバル化の進展と国際文化交流が時代の要請であるという状況は依然変わっていない、というよりますます顕著になっている。政治も経済も一国単位で解決できることは少なくなり（たとえば国際テロや金融危機）、日本企業も一層のグローバル化に向けて大きく舵をきっている。すなわち言語だけでなく、文化的背景が異なる（つまり価値観も行動習慣も異なる）人々が協力し合う必要のある場面が増えている。国際文化交流の必要度は増しており、その専門家を養成するという本大学院の当初の目的は今なお適切であると考えられる。

しかし遺憾ではあるが、本学の特徴としての上記目的が広く一般に知られているとはいえない。大学院進学のための案内書等においても、大規模大学・有名大学についての記述はあるものの、上記目的に基づく専門家養成の大学院として本学の存在を記述するものは少ない。これはそもそも目的以前に、学習院女子大学そのものが小規模大学であるためマスメディアから見落とされがちなためである。一般にも学習院大学はよく知られているが、学習院女子大学の認知度は低い。しかも大学院は設立後日が浅いため、存在すら知られていないことが多く、今後の努力が求められている。

（３）将来への方策

本研究科の目的は現社会的状況下では適切であると考えられるが、今後も時代の要請に添った形での方向修正は常に念頭に置き、見直しを検討していく必要があるであろう。また、小規模大学であるが故の社会的認知度の低さに対しては、より優れた修了生を社会に送り出すこととともに、必要な広報予算を確保して、積極的な広報策をとることが求められるであろう。

I－４ 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成22年度版）』
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学学則」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学大学院学則」
- 学習院女子大学資料3・・・『学生便覧』

- 学習院女子大学資料 2・・・『学習院女子大学大学案内』
- その他根拠 I－1・・・学習院女子大学ホームページ
(URL: <http://www2.gwc.gakushuin.ac.jp/>)

第Ⅱ章 教育研究組織

Ⅱ－1 各組織が大学の目的達成に果たす役割及びその点検・評価 ——現状・点検評価・将来への方策

①国際文化交流学部

【現状の説明】

本学部に、所期の目的実現のため、日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科の3つの学科を設置している。

それぞれの学科の特質については各学科の項目に譲るが、英語コミュニケーション学科は、前回の自己点検・評価の報告以降、2006年度より新たに設置した学科である。

本学部は開学時、日本文化・国際コミュニケーションの2学科で発足したわけだが、もともと本学の目的実現の要として、個々の学科に関わりなく英語教育を強化したカリキュラムをベースにしてきた。その後、社会における英語能力向上へのニーズの一層の高まりと、日本社会の急激なグローバル化にこたえるべく、英語教育に重点を置いた英語コミュニケーション学科を設置し、3学科構成とした。新学科の設置に当たっては学部の総定員は増やさず、各学科の人数を調整することで1学年30名の新学科を実現した。そして2009年度には完成年度を迎え、初めての卒業生を出すにいたった。

本学部では、教育研究組織の適切性について学科編成検討委員会などで ad hoc に検証・検討してきたが、定期的に検証することはなかった。今後は、基本計画検討委員会において検証していく予定である。

【点検・評価】

英語コミュニケーション学科の第一期卒業生については就職も上々であり、新学科設置は成功だったといえる。

ただし、同学科は発足から完成年度まで一通りの課程を運営した結果、少人数教育の利点がある一方で、学生数が少な過ぎることで、却って教育効果が上がりにくい面があるという問題点が浮かび上がってきている。また学科に所属している教員の絶対数が不足していることも明らかになって来ている。

【将来への方策】

前項の英語コミュニケーション学科の問題点については、他の二学科の編入学者の枠を調整して、23年度から学部の総定員を増やすことなく定員を1学年45名に増やし、併せて教員も1名増員することを予定している。これによって、国際交流の名にふさわしい充実した学部のかたちが整うことが期待される。ただし、教員の不足は学部全体の問題としても残されている。人件費は法人全体の予算枠に縛られており、今後粘り強く法人当局と交渉し、近い将来の教員増加を目指したい。

②日本文化学科

【現状の説明】

日本文化学科は、学則に定める本学の目的を達成するため、自国の文化を深く理解し、

海外との文化交流を図ることができる「創造的リーダー」の育成を目指している。そのために、芸術・思想、民俗・歴史、現代社会、比較文化という4つのフィールドから日本文化を総合的に深く学ぶことのできるカリキュラムを用意している。本学科の提供する科目は、非常勤講師の協力も得てきわめて多岐にわたっている。中でも伝統文化に関しては、「有職故実」に関する科目のような他大学に余り例を見ないユニークな科目も存在する。また、海外との文化交流に対する関心を高めるという観点から、比較文化に関する多様な科目も開設している。

【点検・評価】

これまでのところ自国の文化や伝統に対する理解や関心を有する人材の育成という点については、本学科は大学の目的達成に重要な役割を果たしていると思われる。

今後の課題となるのは、自国の文化について学んだ事柄を、海外に向けて発信する意欲や能力の涵養である。学科の性格上、他学科の学生が海外留学にきわめて積極的であるため、本学科の学生の消極性が逆に際立っている。

【将来への方策】

上記問題への対策としては、たとえば本学への留学生と本学科の学生との交流の機会をこれまで以上に増やすといったことも一案となろう。留学生は、日本語や日本文化を学びに来るわけなので、そうした留学生の相談相手として、日本文化学科の学生は最もふさわしい存在である。しかしながら現状はそうした交流が十分とは言えず、学科として積極的にそうした機会を設けることが必要であろう。また、あらゆる機会を利用して国際文化交流に対する日本文化学科の学生の関心を高めていかなければならない。

③国際コミュニケーション学科

【現状の説明】

第Ⅰ章で述べたように、国際コミュニケーション学科では、「国際社会において、様々な文化を理解し、問題解決に貢献できる人材の育成を図る」という目的を掲げて、本学科教員ならびに日本文化学科、英語コミュニケーション学科所属専任教員、非常勤教員と合わせて、本学科事務室、他学科事務室および共通科目サポートセンターの嘱託、語学教育センター、図書館といった複合的な組織体によって、この目的達成のための努力がなされている。

【点検・評価】

より具体的には「国際関係」「比較文化・地域研究」「コミュニケーション」という本学科の三つの教育の柱となっている分野は、各専任教員・非常勤講師によりほぼまんべんなくカバーされており、教員の退職等にもなう新任人事では、さらなる分野の拡張や充実が特にこの4年間で行われてきている。また学科事務室やサポートセンター、留学生センター、教務部・学生部・就職部の各事務組織により、個々の学生の入学から卒業までの学び、及び学生生活の充実、留学、単位履修、就職、進学などのケアが入念に行われているといえる。

【将来への方策】

まず上述の本学科の三つの教育の柱が、受験生や入学者により徹底的に理解されるよう、国際情勢の変化に基づくカリキュラムや指導体制の見直し、また教員の退職に伴う新任人

事では、さらなる分野の拡張や充実とスクラップ・アンド・ビルドが必要となろう。

④英語コミュニケーション学科

【現状の説明】

英語コミュニケーション学科は、本学の教育研究目的である「国境・民族・文化をこえ、地球的視野」を育成する方面で、大きな役割を果たしている。この学科のひとつの特徴である2年次の6ヶ月間のカナダ留学によって学生が日本文化と生活状況における違いを体験し、その中で自分の英語でコミュニケーションを成功させることの難しさとすばらしさを実感する。異文化理解を深めながら、その問題の大きさにも気づく。帰国してから自分達の成長を認めながら、さらに英語力や世界と日本に対する知識を身につける必要性を感じて最後の2年間の学習に挑む。

【点検・評価】

現在の方向性は妥当であると思われるが他大学でも類似の学科・専攻が増えているので教育水準・プログラムへの満足度を絶えず高める努力が必要である。

本学科は教員5名、学科事務室には1名の副手とアルバイト1名の少人数で学科を営んでいる。教員サイドについていえば授業時間数と会議参加の負担がかなり多く、研究に使える時間が足りないという大きな問題を抱えている。

【将来への方策】

2011年度には1名の教員増加が予定されていることで、上記の教員負担問題についてはいくらかの改善が予想される。

⑤国際文化交流研究科

【現状の説明】

学習院女子大学は「日本文化の深い理解と海外への発信」「諸国・諸文化の相互理解」「高度なコミュニケーション能力をそなえた女子のリーダーの養成」等を目的とした高等教育機関である。本研究科はこれらの目的の実現にあたり、さらに具体的に必要な知識や技能を供与すべく設立されたものである。学部卒業生の進路は一般の女子大学と同じく金融・保険、サービス業、卸売・小売業等が中心であるが、そこで与えられる業務は必ずしも上記の目的に対応するものではない。目的に対応する業務を行うには多くの場合専門職として職を得る必要がある。そのためには専門職に要求される高度な技能・知識を供与しなければならない。それは学部ではなく、大学院において設置されるべき水準のプログラムである。

本研究科委員会においては、その目的を達成すべく毎月一回開かれる定例委員会において教員組織の問題を含めさまざまな事項につき、その適切性について検討し改善に努めている。

【点検・評価】

本研究科は設置後日が浅いため、受験生にも就職先となるべき諸機関にも十分な認知度がない。このためまだ終了生の全員が上記目的に対応する業務につくことはできないのが実情である。

【将来への方策】

本研究科がその目的を達成するためには、今後本研究科のプログラムを広報し、全国の大学院進学希望者に周知してもらうとともに、関係諸機関に認知されるべく、より優れた大学院修了生を送り出す努力が求められるであろう。

⑥環境教育センター

【現状の説明】

環境に対する配慮、他の生命体との共存が人間の存在にとって必要不可欠であるとの認識から、本学における環境教育の充実のため環境教育センターが設置されている。

国際文化交流学部共通科目には「人間・環境系科目群」が置かれ社会環境論、自然環境論、生活環境論など計15の環境関連科目が開講されている。3学科すべてに環境系の専門科目、専門演習科目が設けられている。これらの環境系科目及びその周辺科目を担当している専任教員が、環境教育センターの所員となっている。

【点検・評価】

環境教育センターの主な取り組みは、次の3つである。第一に、開講している環境関連の授業科目の間の連携及び整合性を保つために担当教員間の連絡を密にする。第二に、環境問題の今日的な話題について外部講師を依頼し、授業とタイアップする形で講演会を開催する。第三に、「プロジェクト・ワイルド」や「GEMS」等の参加型の講習会を開き、身の回りの環境について体験を通して理解できるようにする。これらの取り組みを円滑に行うため、月に1回所員会議を開き協議している。

【将来への方策】

学内向けのアピール不足から、センターの活動が十分に知られていないことが反省点として挙げられる。成果の公表やホームページの活用などの対策を講じ、広く活用できるように配慮したい。

⑦語学教育センター

【現状の説明】

語学教育センターは英語を中心とする外国語、及び日本語の教員スタッフにより組織構成されており、学科の語学関係のカリキュラム運営を行うとともに学習院全体の語学教育活動を通じて本学学生の語学力アップをサポートしている。

正課外教育事業の中で、本学語学教育センターによる語学教育推進のための教育・研究プログラムを展開している。同プログラムの一つとして、TOEIC・TOEFL対策コースを開講し、多くの本学学生が参加している。学生の英語力向上、就職活動へ向けての高スコア取得を目的とし運営している。

【点検・評価】

本学への入学が決定している外国人留学生を対象とした英語指導も行っており、留学生の英語学習の大きな支えとなっている。

センター内ではTOEIC・TOEFL教材の貸出も行っており、学生が英語学習しやすい環境を整えている。

【将来への方策】

反省点としては対策コースや教材貸出のアピール不足が挙げられる。将来、より多くの学生に利用してもらえるよう、新学期ガイダンスでのアナウンス、掲示等の対策を周知徹底し多くの学生に活用を促したい。

⑧留学生センター

【現状の説明】

本センターは教育研究機関として位置付けられているものではないが、附属施設として国際交流の推進と在学中の留学生の支援を行っている。本センターを運営するのは所長を含めた教員5名と職員1名(学生課長)の計6名から構成される留学生委員会である。センターの日常的業務を担当する構成スタッフは3年契約の嘱託職員2名と兼務職員1名(本務は学生課)である。外国の大学との協定締結・維持と学生交換プログラムの運営も本センターが担当している。また、在籍留学生が本学で充実した学生生活を送ることができるよう支援するとともに留学生・受け入れ協定留学生(2009年4月1日現在では計105名)と日本人学生の交流の場を提供することによって学内の国際交流を促進している。

日本の若者が留学離れをしているといわれる状況のなか2009年の秋には協定大学(アメリカのミズーリ南部州立大学、ドイツのミュンヘン大学、イギリスのリーズ大学)へ9名を1年間の留学に派遣した。また、2005年からの5年間で新たにラオス国立大学(2008年)及びノーザン・ブリティッシュ・コロンビア大学(2009年)の2大学との学生交換協定を締結した。本校が力を入れている国際協力教育と英語能力育成にそれぞれの大学との交流が大きく貢献すると期待される。

【点検・評価】

上記のことから、与えられている役割をある程度果たしていると考え。しかしながら、現行の体制では日常業務の処理に追われ、それらの中長期的課題への対応が困難となっているのが現状である。

【将来への方策】

今後は、海外留学生入学試験のあり方の再考、在籍留学生の教育上のニーズの把握や大学全体の国際交流に対する認識の共有化などの必要がある。そのためには、本センターのスタッフに専門職員を置くことと、大学全体で在籍留学生に対する認識を向上させることが望れる。

⑨女子大学学会

【現状の説明】

学習院女子大学学会は、本学における学術研究の促進を目的として、本学内に設置されている。本会はこの目的を達成するための事業として、①講演会、研究発表会の実施・開催、②年一回の『学習院女子大学紀要』の発行、③その他の適切な活動——を行っている。

会長は本学学長であり、会員は、本学専任教員および助手、副手から成る通常会員のほか、賛助会員、学生会員、特別会員から構成されている。会員は紀要の配布を受け、紀要に研究論文を投稿することができるとともに、本会が開催する活動に参加することができる。

【点検・評価】

過去の主な活動としては、毎年『学習院女子大学紀要』の発行のほか、毎年恒例のものとして新任教員による各専門分野についての講演会を開催し、本学教員の多岐にわたる豊かな学問的専門領域を会員の間で理解し共有する場としているほか、多彩なゲストによる講演会も活発に企画・開催されている。

また、本会の特色ある活動の一つに、学生による優れた研究論文を表彰する制度として「Y氏賞」があり、毎年学生から論文を公募し、公正な評価を行ったうえで授賞している。

【将来への方策】

しかしながら講演会への学生会員の出席者は必ずしも多いとは言えないのが現状であり、また学生会員に配布する紀要にも少なからぬ残部が見られるなど、学生に会員としての自覚が希薄で積極的な参加が見られていない。今後は広報活動をさらに充実させていく必要がある。

II-2 学術の進展や社会の要請に対する各組織の適合性及びその検証

——現状・点検評価・将来への方策

(1) 国際文化交流学部

【現状の説明】

国際文化交流学部は、まさに現在から近未来にかけての我が国の目指す方向性に合致した学部と言えよう。国際化が叫ばれ、語学教育の重要性が強調されている中で、却って民族間の軋轢は増している。これは、それぞれの固有の文化を知り、かつ互いに尊重するということが置き去りにされているという側面が大いに関係している。このような状況の中で、真の国際化進展のためには、本学部の3つの学科において、それぞれに力点は異なるものの、共通の基盤としている「文化理解」と「語学運用能力の涵養」こそが時代の中で求められるものといえる。特に、本学は、設置にあたって、他者を知ることは自己を知ることから始まるという認識のもと、多文化理解の根本として自国の文化を深く理解するというコンセプトを一つのよりどころとしている。

【点検・評価】

我が国の教育課程の中で、とにかく自国の文化がなおざりにされがちという現状の中で、上述した本学のコンセプトは貴重なものであり、このような観点からしても、本学部の存在意義は今後ますます深まると思われる。ただし、語学運用能力については、英語コミュニケーション学科以外の二学科や非英語圏からの留学生には英語を苦手とする学生もおり、それに対するケアは常に視野に入れておく必要がある。

【将来への方策】

語学運用能力の効果的向上を図るのは、語学教育センターを中心とするのが適切と思われる。同センターの業務は学習院全体を視野に入れたもので多岐にわたっているが、本学内の語学教育を重点テーマの一つとして設定することで、総合的な語学運用能力の底上げに努めるようにする。

②日本文化学科

【現状の説明】

日本文化学科は、現在 18 名の専任教員で組織されており、Ⅱ－１－②で述べたように芸術・思想、民俗・歴史、現代社会、比較文化という 4 つの分野を担当できる教員が揃っている。「日本文化」という名称を冠する本学科は、具体的な研究対象やアプローチの仕方はそれぞれに異なるとしても、すべての教員が巨視的には日本文化を対象として研究を重ねているという共通点を有しており、その意味で研究・教育組織としてのまとまりはよく、学術の進展や社会の要請に対する適合性も高いと思われる。

【点検・評価】

本学科の研究・教育組織としての適合性の高さは、たとえば、学内の特別研究費の申請に際して、複数の教員による共同研究が盛んに行われていることから、上述の点は確認できる。更に学外の研究費について言えば、例年数名の教員が科学研究費を獲得しているし、その他にも国際交流基金や E.U. の基金から奨学金を獲得して海外の学会に参加したり、客員教授として海外の大学に招聘される教員もあり、研究活動は活発に展開されている。

学術の進展に対する本学科の貢献について更に付言すれば、本学は比較的小規模な単科大学であるにも拘わらず、本学科教員を受け入れ担当者とする形で、全国規模の学会が毎年のように開催されている。こうした学会の開催が可能となるのは、副手をはじめとする事務方の協力が前提となることは言うまでもない。その意味で、本学科は、組織として全国学会の開催を可能にする態勢を整えているといえる。

【将来への方策】

なお、本学科は、前回の報告書の時点と比べて 2 名の定員が削減されているが（他学科への配置換え）、学生定員も移動しているので、そのことによるカリキュラム上の重大な支障は生じていない。ただし、教員の事務的な負担が増加し、研究環境という面では明らかにマイナスの影響が出ているので、会議の効率化やサバティカル制度の有効活用といった対応策が必要である。

③国際コミュニケーション学科

【現状の説明】

国際コミュニケーション学科では、専任教員が各自の専門研究分野において、毎年、学術論文を作成したり、学会発表を行い、紀要への投稿、その他の出版物を発行する、など、積極的な研究活動が行われている。

【点検・評価】

上述のとおり、現在の学科構成教員により、各専門研究分野において、学術論文の作成、学会発表、紀要への投稿など、学術の進展に対して大いに寄与しているといえる。またこれらの研究活動の中には、学内での学術進展に留まらず、各専任教員の所属する学外の生涯学習センターや様々な教育機関、研究機関において実施されているものもあり、特に若手研究者の場合、文科省の科学研究費補助金を利用しての複数年にわたる個人及び共同研究参加の例も多く見られる。これらの研究・教育活動の成果は毎年刊行される紀要にも多岐にわたり報告されており、このような状況から、学科としてその貢献性の高さにより、社会の要請に対しても適合していることが検証される。

【将来への方策】

より充実した各教員の研究活動を支えるための方策として、サバティカルやその他の研修がより取得しやすくなるような機会の整備、人的サポート、予算措置などの充実が挙げられる。

④英語コミュニケーション学科

【現状の説明】

当学科の教員の学術・研究においては、映像メディアの分野ではアメリカ映画の研究者、言語学の分野でコンピューターを使った言語学習方法(CALL)の研究者、その他で教科書や辞書作成で英語教育のインフラ構成に携わっている者などがおり、学術面でも社会の要請に込えている。

国際教養を身につけた英語の使いこなせる若者は現在の社会が要請している人材である。そのニーズに込えるように 2006 年に設立された英語コミュニケーション学科には受験生より強く関心が示されている。現時点では第一期生のみが卒業しているが、この厳しい就職状況の中でも比較的高い就職率を実現している。

【点検・評価】

他学科の教員数と比較すると本学科は三分の一以下の人数である。それでも数々の委員会を担当し、科の性質から必然的なことだが、共通科目外国語科目 1 群（英語）の運営に深く関わっている状況があり、研究に充てられる時間は十分とはいえない。

【将来への方策】

次年度より 1 名の教員増が認められ、今後一人当たりの学校行政に対する負担が軽減されると期待する。

⑤国際文化交流研究科

【現状の説明】

グローバル化する現代社会は大学に対し従来とは異なる知識と技能の供与を要求している。さまざまな地域の人々がグローバルな課題に対し協力して問題解決するためには、相互理解とコミュニケーション能力が必要だが、それは語学力だけの問題ではなく、異なる文化的背景を理解し、多様な価値観や世界観をすり合わせつつ解決策を提案し交渉する能力が必要である。本研究科が重点を置く「国際協力」関連科目群はまさにそのような国際協力の現場で必要とされる能力を育成するプログラムであり、「アートマネジメント」関連科目群は異文化の相互理解のために文化交流を行う専門家を育成するためのプログラムである。

【点検・評価】

研究科設立後、日も浅いため、社会的状況の変化は少ない。実際、本研究科が社会的要請に込えるものであることは、近年「国際協力学専攻」「アートマネジメントコース」等類似のプログラムを置く大学院が増えていることから裏付けられるであろう。

【将来への方策】

本研究科のカリキュラムは、現状では学術の進展や社会の要請に込えたプログラムと考えられるが、今後時間の流れの中での見直しは必要である。

⑥環境教育センター

【現状の説明】

当センターでは、2008年3月にジャパン MARE センターとの共催にて、「サンゴ・レンジャー講習会」を開催した。この年は国際サンゴ年にあたり、サンゴを保全する取り組みが国内外で企画されており、当日は環境省の担当官や他校の教員も参加した。また、2009年7月～10月にかけて「生物多様性を考える食と環境をグローバルに考える」と題して3回シリーズの講演会を行った。それらの内容は、世界穀物多様性基金コンサルタントによる、穀物遺伝子を保全するための「ノアの箱舟」プロジェクトをはじめ授業ではなかなか提供できない話が多かった。

またここ数年当センター主催でプロジェクト・ワイルド（PW）エデュケーター養成講習会、GEMS リーダー養成講習会等の指導者養成講習会を行っている。ここで指導者に認定された人々が、小学生・中学生の環境教育講習会のサポーターとして活躍することになる。

【点検・評価】

地球温暖化や生物多様性に関する国際会議が広く関心を呼び起こしている。こうした環境に関する情報や活動を外部の専門家や環境教育団体、環境保護団体とともに啓蒙活動をしていくことも、大学の重要な社会的任務である。

【将来への方策】

現在、実施されている講習会は学習院内向けのものであり、外部に公開されていない。独自の教育手法を含め、一般社会に講習会を広く開講し、その要請に応えることが望ましい。

⑦語学教育センター

【現状の説明】

正課外教育事業として本センターは語学教育推進のための教育・研究プログラムを展開している。このプログラムは本学学生をはじめ初等科生から大学生までを対象としており、毎年100～200名前後の学生が受講している。年間18回に渡って授業を展開しており、同一講師による一貫した授業を行っている。TOEIC・TOEFL 対策コースには毎年高校生の参加もみられ、大学生と共に授業に臨んでいる。このプログラムは女子大生をはじめとした学習院全体の英語力向上を目的とし運営している。

また、教員向けに定期刊行物、洋雑誌閲覧スペースも設けており、教員の研究に役立つ資料を取り揃えている。教員による論文集の発行も行っており、センター内での冊子の閲覧も可能である。

【点検・評価】

冊子の発行はさまざまな事情から毎年の発行は困難だが、少なくとも隔年で発行するよう取り組んでいる。このように、学習院全体の英語力向上と、教員を支援する活動を行っている。

【将来への方策】

以前運営していた戸山セミナー（社会人向け英会話教室）の廃止以降、社会へ向けての発信が滞っていたように見受けられる。その反省を踏まえ、将来的には学習院内だけでなく社会的要請に対する適合性の面でも以前のセミナーに代わる社会へのアプローチを検討

している。

このように、学習院全体の英語力向上と教員を支援する活動を行っており、今後は社会全体での活動運営を目指している。

⑧留学生センター

【現状の説明】

本センターは附属施設として外国の大学との協定締結・維持と学生交換プログラムの運営を担当している。本学の学生が留学によって外国語を習得し、外国文化への理解を深める一方、本学が受け入れる海外留学生・協定留学生は日本語力を向上させ、現在の日本社会で求められるマナー等を学びながら、日本の伝統文化への理解を深め、自分の専門分野を追求する。本センターの推進する国際交流はグローバル化の社会が強く必要としている異文化への理解を促進するものであると考える。

【点検・評価】

Ⅱ－１－⑧でも書いたように、スタッフは３年契約の２名なので仕事をこなすようになったところで交代となり、新人が大学のコンピューターシステム、入国管理関連の法律、留学生特有の問題についてもゼロからスタートするので、現状を維持することが精一杯である。

【将来への方策】

本センターのスタッフに専門職員を置くことが望ましい。

⑨女子大学学会

【現状の説明】

専門化・細分化する一方の学術の世界において、多様な専門分野における最先端の成果の一端を、その分野を専門としない者も共有し、現代社会における知の全体像の一端をうかがう機会を作ることは、大学の重要な社会的任務であるといえる。本会では、例年の紀要の発行、本学教員による講演会のほか、2005年度は波多野敬雄前学長の講演「外国から見た日本」、トロント大学名誉教授ソーニャ・アンツェン氏の講演「漢字と仮名の文化史——私の日本文学遍歴」、2006年度は「シリーズ・声わざの世界／朗読の魅力——絵巻・小説を聞く」と題して音声表現学苑主宰・坂井清茂氏、本学非常勤講師・田中洋子氏の朗読公演など、多彩なゲストを招聘し、多様な学術知に触れる機会をつくることに努めてきた。

【点検・評価および将来への方策】

本会の性質上、これらの講演会は原則として本会会員のみの参加となってきたが、2006年度の「シリーズ・声わざの世界／朗読の魅力——絵巻・小説を聞く」は学外にも広く公開し、外部からの来聴者も見られた。こうした機会を通じて、今後ともますます学術と社会との接点となるべく工夫を重ねていきたい。

Ⅱ－３ 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成 22 年度版）』
- 学習院女子大学資料 5・・・「学習院女子大学学則」
- 学習院女子大学資料 5・・・「学習院女子大学大学院学則」
- 学習院女子大学資料 5・・・「学習院女子大学国際文化交流研究科委員会規程」
- その他根拠 Ⅱ－１・・・「過去 3 ヶ年度における外部資金獲得件数・金額」
- その他根拠 Ⅱ－２・・・『学習院女子大学紀要』（過去 5 年分の表紙・目次等）

第III章 教員・教員組織

III-1 国際文化交流学部——現状・点検評価・将来への方策

(1) 教員に求める能力・資質等の明確化

【現状の説明】

本学は、教員を採用するに当たり、完全な公募制度をとっているが、その際、教員公募サイト・ホームページ・関係諸機関への送付といった形で対社会的に公表する募集要領に、本学の求める教員としての基本的な能力・資質について、専門分野を具体的に示した上で、審査対象としての著書・論文の提出も求め、また学歴についても博士号取得もしくはこれと同等の学力を有するという条件を提示している。また、国際コミュニケーション学科及び英語コミュニケーション学科に所属する教員の場合は、英語で教育を行う能力を要するという旨、明記している。当然ながら、教員公募の募集要領の作成過程には全教員が関わっており、その審議の場で、求めるべき能力・資質については徹底して話し合われるので、これについては学内的にも共有されている。更に、最終審査として実施している面接の場において、採用候補者に対し、具体的に現場の例をあげつつ、本学における望ましい教員像について口頭で告知するようにしている。

【点検・評価】

前項に述べたように、公募要項・口頭告知によっているが、採用後にこれらの点を確認しているわけではないので、真に理解しているか否かの検証は十分でないと言える。

【将来への方策】

本学はこれまで主として研究者を採用して来ており、教育機関に対する共通理解が期待できた。しかし社会的な趨勢からすると、今後は実務経験者の採用も視野に入れることになろう。そうであれば、新任教員に対する教育機関の在り方に関するレクチャーも必要であろうから、一種の初年度教育のようなもののふさわしい在り方を検討するようにしたい。

(2) 教員組織の編成方針

【現状の説明】

2010年度の専任教員の数40名(教授29名、准教授8名、講師3名)であり、これを各学科に配分して所属させている。日本文化学科には18名、国際コミュニケーション学科には17名、英語コミュニケーション学科には5名。この中には司書課程の教員2名がおり、組織構成上、便宜的に日本文化学科および国際コミュニケーション学科に各1名所属させている。またこのほかの専任職として副手(教育嘱託)が14名おり、これも各部門の学生数・職務内容によって適宜配置している。

このほかに非常勤の教員がいる。これは各学科および共通科目のカリキュラムに設定した科目につき、専任教員でカバーできないものについて、各科目ごとに当該分野の専門家を採用して配置している。

また、専任教員の年齢構成については、女子大学発足当時は、社会的な趨勢と同じく、団塊世代の人数が突出しているという問題を抱えていたが、その後は、教員退職に伴う採

用人事の実施にあたって、この点を十分に考慮するようにしており、事の性質上、一気に是正するというわけにはいかなかったが、徐々に適正な年齢構成を実現してきている。現状は以下の通り。60代16名、50代10名、40代9名、30代5名(2010年12月1日現在)。

【点検・評価】

現在の専任教員数は、大学設置基準ぎりぎりのものであり、一名でも欠員が出ると基準を満たさなくなるという厳しい状態にある。もちろん余裕のある人員構成が望ましいわけだが、学校経営の現況が財政的に厳しいこともあって、人件費の抑制という方針のもと、経営主体である学校法人学習院に対し、予算編成のたびに増員要求を続けてきたが、実現に至らなかった。それが、Ⅱ-1に記したとおり、2011年度から英語コミュニケーション学科の学生定員を増やすことになったのに合わせて、同学科所属の教員1名を増員することが認められた。

【将来への方策】

英語コミュニケーション学科の教員増はもちろん歓迎すべき事態であるが、いまだ定員数確保への不安が解消されたというわけにはいかないものであり、法人に対する交渉を粘り強く続けて今後も継続的に増員を図っていきたい。なお、年齢構成に付言すれば、確かにバランスは改善傾向にあるが、なお詳細に見れば40代後半から50代前半の教員層が手薄であり、今後の採用に当たってはこの点を考慮することで適正化をはかる。

(3) 教員の募集・採用・昇格の適切性

【現状の説明】

本学において、専任教員の募集及び採用は、「学習院女子大学教員の採用等に関する規程」および「学習院女子大学教員選考基準に関する内規」に則って実施しており、(1)にも記したとおり、公募制によっている。手順の概略は以下の通り。

教授会の承認を得た募集要領を大学教員募集サイト・本学ホームページ等で公開し、全応募者の中から関係の学科の教員の書類審査によって若干名の候補者を選出する。教授会に設けた審査委員会が、書類審査及び面接により候補者の中から最適者1名を決定して教授会に報告。教授会はこれを審議して採否を決定する。専任教員の昇格は同規定第9条に、同規定に必要部分(第4条・第7条第2号～第6号)を準用することが定められており、これに則って実施している。

【点検・評価】

採用の選考過程には専任教員全員が参画し、公平性が完全に保たれており、大学設置基準を満たした優秀な教員を確保するのに適切な方法と言える。ただし、募集の時期等によっては応募者が少ないケースもあり、規定の運用には工夫すべき点がある。

昇格についても、単に制度的に形式を整えているというのではなく、審査の過程で厳しい意見の出されることも再々であり、このことからこの規定が健全に運用されていることは明らかで、適切な方法として機能していると言える。

【将来への方策】

採用人事は、その都度必要とする分野を討議して決するので、意外に時間のかかることが少なくない。しかし募集期間の十分な確保も、優秀な人材を獲得するためには必要なことであるから、募集に至る作業は年度のなるべく早い時期にスタートするようにする。

(4) 教員の資質向上のための方策

【現状の説明】

教育面においては、学期ごとに全科目について学生の授業評価(無記名による)を実施しており、全16項目のうち次に掲げる12項目が教員の授業運営に関するものとなっている。以下にそれを記す。

1. 授業科目は、開始・終了時間が守られていた。
2. 教員の授業に対する熱意が感じられた。
3. 1回1回の授業のねらいが明確であった。
4. 教員の説明は理解しやすい。
5. 受講するうちに授業の内容に関心が深まってきた。
6. 授業の進む速さは的確である。
7. 教員の話し方は聞き取りやすく、声の大きさも適切である。
8. 板書や教材提示の仕方が適切で見やすい。
9. 教材(教科書・配布資料)の内容は適切である。
10. 学習に必要な資料が授業で十分紹介されている。
11. 教室が学習にふさわしい雰囲気に保たれている。
12. 教員は学生の質問や相談に応じてくれる。

このデータは、まず授業担当者にそれぞれの担当科目ごとの集計結果が配布され、そのデータから教員個人が、担当授業ごとに運営方法の適否を読み取ることができる。また、選択肢的な評価のほかに、自由筆記による改善点の要望も併せて実施して、学生の忌憚のない意見も集めている。

【点検・評価】

まず研究活動面においては、学習院女子大学個人研究費取扱規程に基づく研究費を支給している。研究費の支給は研究に必要な資材・書籍等の購入および学会参加等の活動を援助している。また年一回紀要を発行しており、論文掲載は全教員に平等に保障している。紀要の発行も活発な研究活動を促している。更に、学習院女子大学国内外長期研究員派遣規程に基づく国内外研修制度(年間4人まで・研究費と別途研修費支給)を設けており、最大限1年以内の期間、校務から教員を開放して研究活動に専念する機会を与えて、研修制度も大いに成果を上げているが、教員の数に余裕がないためサバティカルが十分に活用できない場合もある。

上記の授業評価アンケートの総合的集計結果は、FD的役割を果たすべく、学期ごとに、全体・学科別・学年別・学科学年別・科目グループ別・科目グループ学年別と、さまざまな枠組みによってデータ化したものを報告書として作成し、全教員に配布、公表している。これにより各教員は、全体の授業運営の現状、自分の授業運営のレベルを検討することが可能で、教員の教育面での資質向上に裨益している。ただし各個人にまかされており、有効活用の検証も必要であろう。

【将来への方策】

授業評価の活用については、今のところ個人の自主性に任せているが、すでに実施が定着した頃と思われるので、いかに活用しているかを一度教務委員会等で調査して、より良いものにして、多くの教員が活用できるようにする。

III-2 国際文化交流研究科——現状・点検評価・将来への方策

(1) 教員に求める能力・資質等の明確化

【現状の説明】

本大学院担当の専任教員の大半は、2004年の開設時に、文部科学省の審査を受けたものであり、その後の退職・死去等に伴う補充の場合も、原則として開設時の審査基準に照らして担当者を選別し、決定している。しかし、本大学院の一つの特徴である実務者養成に関わる実務科目担当教員は、実務経験が必要なことから、業績審査の際に実務経験が加味されての評価となっている。

【点検・評価】

そもそも本学では、学部担当教員と大学院担当教員とが分離されておらず、専任教員は全員学部にも所属し、その内の約半数の教員が大学院を担当するという体制である。学部の項目のところで述べられているように、学部における専任教員の採用・昇格の審査は研究業績と教育業績の両面に亘って厳正に行われており、まず専任教員全員がその審査を経ている上に、大学院担当者の資質・能力に問題があるという事例はない。

【将来への方策】

現状における大学院担当者の能力・資質の基準は、あくまでも文部科学省における修士課程の教員審査基準に順じたものであるが、曖昧な部分もあり、今後は、独自に大学院担当教員資格審査に関する規程等の整備をする必要がある。

(2) 教員組織の編成方針

【現状の説明】

本大学院は、学生定員が1学年10名、収容定員20名という小規模であるにも拘わらず、専任教員21名が大学院を担当しており、教員配置は十分になされている。教員は、その教育目的である「国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント・文化交流及び国際協力・国際開発の専門家の養成、並びにそれらに関わる学術研究の専門家の養成」に添った形で組成されたカリキュラムの内、修士論文・特定課題研究と直結する演習科目は全て専任教員が担当している。さらに演習科目以外の各科目もまず専任教員が担当し、専任教員の専門領域範疇外のものは、資格を有する非常勤講師にその任を担ってもらっている。専任教員は、基本的には教授で構成されることになっているが、優れた業績のある場合には准教授も加わっている。現状では、専任教授17名、准教授4名、非常勤講師15名となっており、専任教員の男女内訳は、男性14名、女性7名である。また、専任教員の年齢構成は、40歳代6名、50歳代5名、60歳代10名である。

【点検・評価】

本大学院は開設から6年を経過しており、現在、社会及び学生のニーズにより一層応えるべく専門家養成を重視した形へのカリキュラム改変に着手している。新しいカリキュラムはアートマネジメント、国際協力、比較文化・国際関係研究の3つの分野を柱としたより専門化した教育内容となっており、今後はこの新カリキュラムに適った形での教員組織の改変が課題となる。

また、教員の男女比率は2対1であり、本学教員全体の男女比率が3対1であるのに比べると、女性の担当比率は高い。しかし、男女共同参画社会に向けての適正な比率とはまだ言い難く、今後この比率差の縮小に向けての努力が必要である。一方、年齢構成に関しては、60歳代が多少多めではあるが、これはいわゆる団塊の世代が60歳代に入ったことに伴う学部全体の問題から必然的に生じるものであり、採用人事が学部で行われる現状にあっては、大学院独自では如何ともし難い問題である。

【将来への方策】

新カリキュラムの施行にあたっては大学院担当教員の増員が見込まれており、より充実した教員スタッフ構成になると思われる。また、教員の男女比率・年齢構成の不均衡については、学部全体でこれを解消すべく努力しており、大学院もいずれはこれが反映されるものと考えられる。

（3）教員の募集・採用・昇格の適切性

【現状の説明】

前項（1）に記したように、本大学院の専任教員は全員が学部の専任教員であり、教員の募集・採用・昇格は学部主導で行われ、大学院独自の採用はできない体制になっている。したがって、募集・採用・昇格の基準・手続きは全て学部に依拠している。ただし、新に大学院授業担当者となる者は、国際文化交流研究科委員会の審議を経ることとなっている。

【点検・評価】

教員の募集・採用・昇格は、学部において公正かつ厳正に行われており、特段問題となるところは無い。学部の准教授以上の全教員が大学院の担当者という形ではないが、大学院はあくまでも本大学院の教育目的に沿った形で編成されたカリキュラムに適った一定の業績のある教員が担当するというものである。カリキュラムが改変されれば、担当者の変更もありうるという流動的な形であるので、問題はないと思われる。

【将来への方策】

今後本大学院が更なる発展を遂げ、収容定員も増加した暁には、大学院カリキュラムに合致した形での独自の教員募集・採用等も検討する必要性が生じるであろう。

（4）教員の資質向上のための方策

【現状の説明】

教員の資質向上のための方策は、まずは学部で行われており、その最大のものが昇格審査であろう。これに加えて、毎年発刊される研究紀要に前年度1月から当該年度12月までの各教員の研究業績が掲載される。大学院担当者に対しては、過去5年間に出版された著書・論文や講演また、科研費等の外部資金導入状況等の調査も行われている（これらの詳細はⅢ－1参照）。

しかし本学は全教員40名という小規模大学であるため、各種役職や委員会委員等、教員一人ひとりにかかる研究・教育業務以外の負担が大きく、更に大学院担当教員は1コマ増の負担の上に、修士論文・特定課題研究の指導にも時間が割かれ、授業準備や研究のための時間確保が十分とは言い難い状況も散見される。

【点検・評価】

昇格審査は、教授になればなくなり、また、毎年の研究業績を紀要に掲載もする件も義務化されていないため、残念ながら、業績のチェック体制は未整備といわざるを得ない。今後の検討課題である。

また、大学院授業担当教員の大半は、学部での卒業論文指導に加えて、修士論文・特定課題研究の指導も担っており、これらの教員の負担は大きい。この問題は、本学のように学部と大学院の教員が共通の大学ではいずれでも生じている問題かと思われるが、等閑視することも出来ないであろう。

【将来への方策】

修士論文・特定課題研究の指導を担っている教員に対しては、研究・教育業務以外の業務負担の軽減措置、あるいはティーチング・アシスタントやリサーチ・アシスタント等の教育研究補助スタッフ配置等の検討が必要と思われる。また、大学院担当教員の業績チェックに向けて、年度末に業績表の提出を義務付ける等の体制整備も求められるであろう。

III－3 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成22年度版）』
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学学則」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学大学院学則」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学国際文化交流研究科委員会規程」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学運営委員会規程」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学教員の採用等に関する規程」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学教員選考基準に関する内規」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学助教任用基準に関する内規」

第Ⅳ章 教育内容・方法・成果

Ⅳ－１ 国際文化交流学部教育目標および教育課程の編成・実施方針

本学部では、学部の基本方針に従って、学科・課程・講座ごとに教育目標を定め教育課程を編成し、それを実施しており、定期的に関われる各学科会議などにおいてその適切性が常に検討され、改善に向けた努力がなされている。ただし、学位授与方針については、これまでのところ学科会議などで同方針の改正を必要とする意見が出されたことはなく、定期的検証はなされていない。

(１) 教育目標——現状・点検評価・将来への方策

①日本文化学科

日本文化学科は、日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する人材を育成することを目的とする。そのために、国際人の第一歩として日本文化について知ることと、これらを世界に発信するための教育を目標としている。

この目標は高邁だが、現実的には日本文化への広い知識と国際人としての能力を兼備する人材の育成は容易なことではない。それを実現するためにも常にカリキュラムを検証し、その充実に努める必要がある。

②国際コミュニケーション学科

グローバル化の一層の進展により、世界はこれまでにない複雑な問題に直面している。これらを解決するには、文化、政治、経済、社会、などさまざまな側面から光を当て問題を深く検討し、問題の所在を説明しうる十分なコミュニケーション力を養っていくことが不可欠である。国際コミュニケーション学科では、そうした能力を備え、問題の解決に貢献し、世界をより良いものにできるように人材を育成することを教育の目標としている。

教育目標については、今後とも大学全体の教育理念の達成等の観点から、つねに学科教員の間で意識が共有される必要がある。

③英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科は、英語による高度なコミュニケーション能力を有し、豊かな国際的教養と論理的思考力を備え、国際・情報化社会で活躍する人材を育成することを目標とする。

少人数教育のもと、ネイティブスピーカーによる徹底的な指導を実施している。さらに実務経験豊富な教員による指導で、国際関係や各地の地域文化などについても学ぶ。国際性豊かで幅広い視野をもった人材を、高度な国際コミュニケーション能力に焦点を当てて育成している。

教育目標は、現時点では社会と学生のニーズに合ったものであると考えるので、今しばらく上記目標をより良く果たせるように努めるつもりである。なお、少人数教育の実施を可能にするため教員数を増やす必要があり、2011 年度より本学科の専任教員 1 名を増やすことが決定されている。

④ 共通科目

共通科目は、各学科の専門科目をより深く学ぶための基礎力を養うことを目的としている。個人個人の興味を広げ、国際文化交流とは何か、その本質を理解し、自分自身のテーマを見出すための広範な科目が設定されている。

語学力については、Reading, Speaking, Listening, Writing の 4 つのポイントの到達度をさまざまな角度から検証している。しかし、学科ごとに到達目標が異なることがあり、学科に対応した語学力養成が望まれる。情報処理能力については、高校の指導要領の変化に対応したより充実したコンピュータースキルが求められている。外国と日本文化に対する基礎分野についても、国際文化交流分野の講義と実習のより深い関連性や時代のニーズに対応した科目の充実が求められている。

語学力は 2011 年度より英語カリキュラムを変更し、4 技能の向上をはかるとともに到達度を自己判断できるシステムを考慮中である。情報処理については、大学生の基礎能力の充実を目標として、文献情報の検索技術や調査データの統計的処理能力、論文やレポートの作成能力に重きを置いた授業構成にする方向で検討している。国際文化交流科目についても、これまで設定されていなかったアフリカ地域やイスラム地域の拡充など、より広範な地域文化を把握するとともに体験を重視した日本の伝統文化実習のさらなる充実をはかる。

⑤ 司書課程

本学司書課程は、図書館法で定められた司書資格を授与することを目標として設置している。設置科目は図書館法施行規則で決められた省令科目であり、文部科学省の認可を受けて開講しており、さまざまな館種の図書館で司書としてのキャリアをスタートするための基礎知識を身につけることを目標としている。

しかし、実際に司書職への就職を希望する学生は少なく、資格取得自体が目的となっている点が課題として捉えられる。この状況は専門職としての司書の就職先が少ないという社会的な課題を反映しており、これらの課題については、本学独自のカリキュラムを立てるなどの対応策では社会状況を変革していくことはできない。現状では、司書職の社会的な重要性和魅力を現在以上に各科目で意識的に伝えていくこと、図書館を取り巻く様々な課題に合わせ、授業内容については、常に最新のものとして提供していくことを最大の目標とし、司書課程の運営自体は、当面は現状維持としたい。

⑥ 学芸員課程

博物館は現代社会においてますます重要な存在となっている。有形無形の文化財の保護、保存、研究、活用であり、社会教育機関として日常生活に浸透している。学芸員課程では将来こうした博物館で働く人材を育成することを目標としている。特定の専門分野の

学芸員、教育普及担当学芸員、アーカイブ担当学芸員など従来からの学芸員業務の担当者
を育成することに加えて、現代の博物館に不可欠な経営、広報、開発、編集などのアート
マネジメントの担当者を育成することも重要な目的である。また博物館に関する知識は、
博物館のみならず、文化行政、企業の CSR としての文化支援、公的私的コレクションの管
理、国際的文化交流事業の実施、都市計画、都市再生事業などさまざまな分野で必要とさ
れている。特にこうした分野では女性の視点が必要不可欠であり、女性の活躍がめざまし
い。本学ではこうした多様な活躍の場を前提とした人材育成を目的としている。しかしな
がら、教育目的を各方面に明示し、浸透させることに関しては、まだ徹底してるとはいえ
ない。そのため、実習展覧会、シンポジウムなどの開催を通じて学芸員課程の広報を独自
に行っていくことを検討している。

⑦教職課程

少子化の今日、次世代を担う教育は一段と重要さを増し、関心も高まっている。それに
直接携わる教員は未来に責任ある職業として重要であり、かつ人気のある職業である。本
学は教職課程を開設している学習院大学の協力のもと、教育職員免許法に定める所定の単
位を修得することで、教育職員免許状を申請、取得できる。

⑧日本語教員養成講座

日本語教員養成講座は、非日本語母語話者を対象とした日本語教育に携わる教員を養成
することを目的とする。日本語教育の現場においてもっとも直接的に活用されるのは、日
本語の言語学的構造や諸外国語との関係等に関する言語学的専門知識であるが、日本語教
員に求められる素養は決してこれに留まらない。日本語学習者が目的とするのは、コミュ
ニケーションツールとしての日本語の習得だけでなく、日本の文化・社会等についての幅
広い専門知識である。したがって、日本語教員には日本の言語・文化・社会の諸問題につ
いて適切に発信する能力が期待される。この期待に応えるためには、日本の言語・文化・
社会を諸外国のそれと対比において総合的に理解する必要がある。日本語教員養成講座の
教育目標は、まさに本学国際文化交流学部教育理念そのものであるといえるだろう。

日本語教員に期待される専門知識は今後も変わることはないと思われる。今後もこの点
を肝に銘じ、講座の運営にあたっていくべきである。

(2) 学位授与方針——現状・点検評価・将来への方策

学則 35 条に、卒業を認定した者に対して学長が学位を授与することが定めてあり、33
条・34 条に、卒業に要する修業年限と、それぞれの学科ごとの卒業に要する必要単位が定
めてある。学位授与に当たってはこれを厳格に適用して、教授会にて卒業を認定した者の
みに学位を授与しており、1 単位でも不足している者を卒業認定して学位を授与するこ
とはない。また現在のところ、修業年限の短縮等の特例は設けていない。

(3) 教育課程の編成——現状・点検評価・将来への方策

①日本文化学科

日本文化学科は、多様な日本文化について基礎および応用面を広く修得させるために、基礎演習科目群、専門演習科目群（日本文化演習、特別演習、卒業論文・卒業研究）、日本文化基礎科目群、日本文化専門科目群（芸術・思想系、民俗・歴史系、現代社会系科目群）、比較文化研究科目群で教育課程を編成している。特に、専門科目群は4つのフィールドから日本文化を総合的にとらえ、日本文化の伝統と特質について世界に向けて正しく発信する能力を培う。

今後の課題としては、こうした教育課程の編成意図に対する学生の理解を深めるために、履修ガイダンス等を通じてより積極的な教育指導を行う必要がある。

②国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科では、学科の教育目標を達成するために科目の体系的なグルーピングを行っている。具体的には、「さまざまな側面から光を当てる」ために必須の分野として、国際関係および地域文化系科目を専門科目として位置付けたうえ、コミュニケーションの手段としての英語能力の習得を促すために英語演習を配置する。その際、それぞれをその内容・程度に応じて、基礎科目群、専門科目群に分類している。さらに、大学における「学び」に関わるさまざまな手法を習得するための基礎演習科目群を、また、多様な科目を通じて得た知識を一つの分野に適応することによって「問題を深く検討し、問題の所在を明らかにし、問題の解決方法を考える」ための専門演習科目群を配置する。学生は、これら8つの科目群に分類された科目の中から、幅広い国際的な教養の確立をはかり、またその過程で自身の興味を探究しつつ、その興味に応じた専門性を体系的に高めていくこととなる。

このような基本的な枠組みは、学科の教育目標と強い整合性を保っているものと評価できる。一方で、英語演習については、コミュニケーション手段として英語のみを重視することの妥当性について吟味する必要がある。

本学科の専任教員の専門性やバックグラウンドを考慮すると、英語以外の言語による演習の設置を今後検討するべきであろう。

③英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科の科目は、英語コミュニケーション基礎演習科目群（英語コミュニケーション基礎演習、海外研修）、同英語演習基礎科目群、国際コミュニケーション学科国際関係基礎科目群、同地域文化系基礎科目群、英語コミュニケーション英語演習専門科目群、同専門演習科目群、国際コミュニケーション学科国際関係専門科目群、同地域文化系専門科目群、国際コミュニケーション学科英語演習専門科目群で構成され、学生のニーズに応じる体制をとっている。

基礎演習・基礎と専門レベルの英語演習・専門科目群などに他学科の基礎・専門科目を配置しているが、時間割上本学科の学生が履修することはかなり困難な状況にある。

2011年度からのカリキュラム改訂により上記の諸問題を解決する。少なくとも学生が履

修できる科目の幅は大きく改善され、より一層広範囲な知識を有する学生を育てられるものとする。

④共通科目

3 学科に共通する科目として共通科目がある。各学科の特質をいかしつつ、その融合を図り、かつ国際的な視野を得るために特別総合科目群、国際文化交流科目群、共通基礎科目群、人間・環境系科目群、情報技術系科目群、日本語表現法科目群、外国語科目1群、外国語科目2群、スポーツ・健康科学実習科目群、伝統文化実習科目群、国際文化交流実習科目群、生活文化実習科目群、社会実習科目群という13の豊富な科目群を編成している。

しかし、一部の科目群は時代に対応した改革が必要である。また、外国語科目2群については新たな言語を加える方向で検討している。

⑤司書課程

司書課程は国際文化交流学部のもとに設置され、司書課程主任1名（司書課程所属）、専任教員1名（国際コミュニケーション学科所属）によって運営されている。現在はこの他に4名の非常勤講師に委嘱し、15科目（同じ内容の科目を年間で2科目開講している科目を含めると延べ21科目）を開講しており、この中から履修規定にしたがって13科目26単位以上を履修し、学部を卒業した者に司書資格を授与している。

また、履修資格は、本学学部生（第2セメスター以降）、大学院生、並びに科目等履修生として、学習院女子短期大学卒業生、本学卒業生、学習院大学学部生（2年次以降）、大学院生、学習院大学の卒業生で在学中に特別履修生又は科目等履修生として図書館司書に関する科目を一部履修した者を対象に適切に認めている。

2012年度より、文部科学省より示された新しい省令科目にもとづいた新カリキュラムを導入する予定であり、文部科学省より改めて認可を受け、新カリキュラムへ速やかな移行をすることが課題である。

⑥学芸員課程

学芸員課程は博物館施行規則の規定に準拠し、必修科目と選択科目とで編成されている。必修科目においては、博物館概論、博物館経営論、博物館情報論を博物館学Ⅰ、Ⅱとしてそれぞれ春学期、秋学期（各2単位）に開講している。また、博物館資料論（2単位）、生涯学習概論（2単位）、視聴覚教育メディア論（2単位）、博物館実習（3単位）は施行規則の科目名と同一名の科目として開講している。教育学概論については本学の教育学を受講することとなっており、本学の規定により2単位を付与している。選択科目は美術史系科目8科目、考古学系科目2科目、民俗学系科目8科目、文化史系14科目、生物学系1科目、地学系科目2科目を開講している（各2単位）。2系列以上にわたり4科目8単位の履修が義務づけられている。学芸員課程を学ぶ学生は初年度に博物館学Ⅰ、Ⅱを履修し、選考に合格したもののみが正規履修者として学芸員課程の科目を履修することができる。

学芸員課程の編成は文部科学省の規程に準拠している。そのため、履修を希望する全学生に履修の機会を提供すべきであるが、留学等で履修が困難な場合がある。将来的にはより柔軟な履修編成を組むことが必要である。

⑦教職課程

学習院大学の教職課程を履修することにより、中学・高校教諭一種免許状（日本文化学科：国語、国際コミュニケーション学科および英語コミュニケーション学科：英語）の教員資格を取得できる。なお、日本文化学科では国語の教科にかかわる科目、国際コミュニケーション学科と英語コミュニケーション学科ではそれぞれ英語にかかわる科目が設置されている。さらに、社会科の教員資格が将来的には取れるよう目指している。

⑧日本語教員養成講座

日本語教員養成講座は、本学国際文化交流学部の卒業要件をすべて満たし、なおかつ、必要とされる日本語教員養成講座専門科目及び日本語教員養成講座科目のすべての単位を習得した者に対して、卒業時に修了証を発行している。

本学国際文化交流学部の基本理念と日本語教員養成講座の教育目標は親和性が高いが、中核となる言語学関係の科目が強化されることが望ましい。

2011年度より国際文化交流学部の共通科目として、英語学概論が新設される予定である。このような科目も日本語教員養成講座科目に加えるべきか、検討するべきである。

（４）教育課程の実施方針——現状・点検評価・将来への方策

①日本文化学科

日本文化学科の教育課程は、1、2年次に履修する基礎演習科目群、日本文化基礎科目群、2年次以降に履修する日本文化専門科目群（芸術・思想系、民俗・歴史系、現代社会系科目群）、3年次以降に履修する比較文化研究科目群、日本文化の特性を修得し卒業論文や卒業研究に繋げるための専門演習科目群を、体系的に修得できる課程を整えている。

こうした教育課程は、これまでのところ概ね効果的に実施されているが、今後の課題としては、1、2年次の学生の履修相談に応じる体制を整える必要がある。

②国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科の教育課程の実施にあたっては、Ⅳ－(3)－②で述べた8つの科目群からバランスよく科目を選択するように誘導することを基本的な方針としている。具体的には、国際関係基礎科目群および地域文化系基礎科目群から8科目16単位を履修することを義務付け、学生に関心の対象を絞るための機会を広く与えることとしている。また、「学び」に関する基礎的な方法論の修得が全ての基礎となることから、基礎演習科目群の国際コミュニケーション基礎演習に4科目8単位を配当する。英語についても、英語演習基礎科目群および専門科目群にそれぞれ2科目4単位を充てる。このようにして構築した基礎の上に、学生は自らの関心に応じて絞りこんだ分野を中心に国際関係および地域文化系専門科目群（または指定された専門科目）から4科目8単位を、専門演習科目群から国際コミュニケーション専門演習を4科目8単位、さらに卒業論文あるいは卒業研究（複数の学生により1つのテーマを研究するもの）を1科目8単位履修する。専門演習お

よび卒論を履修しない通称「アカデミックコース」も設置しているが、専門演習等の履修を行うよう指導をしている。

現状の科目群の構造についても学科の教育目標と整合的と考えられるが、具体的な科目構成についてはIV-1-(6)-②のとおり、検討すべき課題がある。

③英語コミュニケーション学科

英語に関してはより効率的な授業運営を目指し、本学科の開設時より少人数制を維持しながら、実社会でのより広範な需要を見据えビジネス・プレゼンテーション等の諸能力も身につけさせるよう努力している。

問題点として、学生が他学科や共通科目を履修したいという場合、その希望が十分に満たされていないという点がある。

【将来への方策】

2011年度より実施予定のカリキュラム改訂により、語学力だけでなく国際情勢や地域文化、国際教養を身につけ、さらに日本文化についても正確に自国文化を発信できるよう、これまで以上に履修に際しての選択幅を提供し、学生の積極性・総合的な判断力が養えるよう配慮した。今後は、カリキュラム改訂による効果を見て、行うべき調整を検討する。

④共通科目

共通科目は、国際文化交流のための基礎教育、倫理性を培う重要な科目群で構成されている。主要な実施方針は①国際的な文化交流のための語学力を養成すること、②日本の文化を知ること、③外国の文化を知ること、④情報処理能力を養うこと、⑤日本語の表現力を磨くこと、⑥日常生活に役立つ知識や技術を学ぶこと、⑦地球環境に配慮した行動のあり方を学ぶこと、⑧国際社会に適応できる教養を身につけること——である。

これらの共通科目群を適切に各科の教育課程に取り入れることによって、国際交流の基礎となる文化の多様性についての知見を広めることができる。

なお、外国語、情報技術、日本語表現法などのスキル科目については、到達目標などを設定する方向で検討している。

⑤司書課程

IV-(3)-⑤で述べたように、履修資格は入学直後ではなく、一定期間経過後としている。これは、新入生が入学当初履修科目数を多く登録しがちであること、司書課程科目が卒業単位に算入されないことから、大学生活にある程度慣れてから余裕を持って履修の検討に入るようにするための措置であり、適切な授業計画を立てる上で有効に働いている。

特に公共図書館について学生に共通の図書館モデルや知識がないことから授業時間内外でのビデオ上映や図書館見学によってできるだけ具体的なイメージを持たせること、司書の仕事がチームによって進められる場面が増えてきたことから演習を通じてグループワークを体験させること等に留意している。

課題は、今まで以上に、司書職に興味がない学生の興味をできるだけひきつけ、就職に結びつけることを担当教員が意識することである。新カリキュラムの導入の機会にこの課題を共有することで対応したい。

⑥学芸員課程

学芸員課程の実施方針として最も重要なことは、理論と実際の状況を同時に学ぶことである。教室で基礎的な理論を学習し、博物館などの現場において博物館の運営、学芸員の業務などを実際に見聞し、理論がいかに実践されているかを学ぶのである。そのために本学では、理論と実務の双方に長けた人材を教員として迎えている。本学では専任教員として博物館勤務経験をもった人材を担当者とし、さらに非常勤教員についても、博物館、美術館の現役の学芸員、博物館、美術館における活動経験の豊富な研究者を教員として迎えている。こうして理論が常に実地体験で検証することができる体制をとっている。また選択科目においては本学の特色である文化に関する多様な科目を提供している。学芸員として業務にあたるためには自己の専門性に閉じこもるのではなく、複眼的な視点が必要であり、学生が文化の諸相を深く学習できることを目指すということである。

ただし、履修学生数が多く、博物館見学などの実地体験に支障をきたすことがある。今後は副手などを配置し、教員を補完するなどの対応策などが必要である。

⑦教職課程

教育原理などの教職にかかわる専門科目は学習院大学で開講している科目を履修する必要がある。また、教科にかかわる科目は学習院女子大学で開講されている。教職の専門科目は学習院大学、教科にかかわる科目は女子大と両大学が連携している。学習院女子大学の学生が学習院大学の教職課程を履修する際の人数制限は2010年度から廃止され、希望者はすべて教職課程を履修できるようになった。

⑧日本語教員養成講座

本学における日本語教員養成講座の教育課程の実施にあたっては、財団法人日本国際教育支援協会が行う日本語教育能力検定試験の出題内容を参考としている。

上記試験はもともと、日本語教員となるために学習している者、日本語教員として教育に携わっている者を対象として、日本語教育の実践につながる体系的な知識が基礎的な水準に達しているかどうか、状況に応じてそれらの知識を関連づけ、多様な現場に対応する能力が基礎的な水準に達しているかどうかを、検定することを目的としている。本講座の実施方針は、公的に認められた基準に則っており、妥当な基準の設定であるといえる。今後も同様の方針で進めていくべきである。

(5) (1)～(4)の明示、周知(教職員・学生に対する)、公表(社会に対する) ——現状・点検評価・将来への方策

①日本文化学科

日本文化学科の教育目標やカリキュラム編成やまたその実施方針は、日本文化学科の専任教員で構成される学科会議などの議論を経て決定される。これらの方針などは、大学案内のパンフレットや大学のホームページを通じて、学内外に公表されている。また、オー

プンキャンパスや学校説明会などで、受験生や父母に対して口頭による説明も行っている。

このように本学科の教育課程について学内外に公表する機会は増えているが、今後も情報通信のハード・ソフト両面の進展につれて更に積極的に公表の機会を求める必要がある。

②国際コミュニケーション学科

各セメスターの開始直前に学年別のガイダンスを行っており、単位取得等に関する事項について周知徹底を行っている。また、基礎演習において、専任教員が1、2年生に対して履修上の指導を行うシステムとなっている。また、2010年度には、専任教員が「履修の手引き」を作成し、それぞれの専門分野における「学び」の基礎的な道筋をわかりやすく示し、それを冊子として1、2年生に配布した。

科目構成やグルーピングの妥当性、さらには基礎教育、専門教育の在り方については、学科内において頻繁に議論が行われており、その議論を通じて専任教員の間でコンセンサスが共有されている。たとえば、2007年度から2008年度にかけて、8科目群のグルーピングのあり方についての議論を行い、具体的な変更には至らなかったものの、本学科における教育の理念について専任教員の間での意識の共有に大きな貢献がなされた。

社会に対しては、大学ホームページ上で教育理念やシラバスが公開されている。また、年間3回のオープンキャンパスにおいても学科専任教員が来訪者に対してこれらの説明を行っている。

このように、IV-1-(1)～(4)の事項についての周知・公表は一定の水準をもって実施されていると評価できるものの、特に学生に対する周知については、学生サイドの視点からそれが十分に行われているか否かを検証する必要がある。学科教員との対話を通じた直接的な周知の方法等について検討すべきであろう。

③英語コミュニケーション学科

学生には各セメスター毎に学年別ガイダンスを行い、学生手帳やシラバス、また学生便覧で、授業内容や単位取得等に関する情報を周知徹底している。社会に対しては、パンフレットや大学ホームページ上で、本学科の方針や教育カリキュラム等がすべて公開されており、年間3回行われているオープンキャンパスでも、学科所属の専任教員が受験生や保護者に対して説明を行っている。現状としては大きな問題点はない。

今後はより充実したカリキュラムの詳細と、最新の授業の様子などについても情報を提供していきたい。

④共通科目

教育目標、カリキュラム編成、カリキュラム実施方針は、学生便覧や規程集の紙媒体で周知している。また、大学案内のパンフレットや本学ホームページなどで学内外に公表されている。さらに、オープンキャンパスや学校説明会などで、受験生や保護者に対して口頭による周知を実施している。しかし、共通科目と各科専門科目との関連性は周知しきれていない部分があり、今後各専門科目との関連を明記する方針である。

⑤司書課程

基本的には、本学学則（第25条3、第26条）、司書課程履修規定、学習院女子大学科目等履修生規程として司書課程及び設置科目について学生便覧中に明示、公表している。また、シラバスの配布は、印刷物、電子媒体いずれも適切に配布、参照できるように整備されている。特に、入学前の受験生に対しては入学案内中で言及している。これらは、本学ホームページで公表されており、適切に周知できている。また、履修の詳細は春学期前のガイダンスで説明している他、就職の情報等を中心に授業時にも随時情報提供している。

教員向けには、主として学生便覧を通じて周知し、司書課程修了学生数については教授会の報告事項、科目等履修生の履修の可否については教授会の審議事項となっていることから、適切に周知されていると考えている。

2012年度より新カリキュラムを導入する予定であり、履修に伴って適用される規定等が複雑になるため、配布資料ならびにガイダンスのより一層の充実が課題である。2011年度ガイダンスより、配布資料をわかりやすく改善し、ガイダンス時間を延長するなどして対応する予定である。

⑥学芸員課程

本学の学芸員課程については、毎年発行される大学案内で紹介し、学芸員資格を取得することを希望する受験生に周知している。本学の学生に対しては学生便覧に詳細に内容を記載し、将来学芸員になることをめざす学生に周知をはかっている。学生便覧には、①単位の取得方法、②履修手続きならびに経費、③本年度から新たに履修を開始する学生について、④既に履修を開始している学生について、⑤科目等履修生の出願について一の各章をもうけ、詳細に学芸員課程の説明をしている。とくに当該学生がどのような状況にあるのかを学年ごと、履修段階ごとにわかりやすく説明し、履修に問題が生じないようにしている。同様の内容はインターネット上の学習院女子大学ホームページに記載されている。

また、各年度の始めにガイダンスを実施し、学芸員課程の目標、方針、内容について説明している。2008年度には学内において学芸員課程履修者が参加した展覧会を実施し学芸員課程の説明を行った。

ただし1年生に対する周知は、入学後すぐに開講されるため徹底しないことがあるため、学内展覧会開催などを通じて学芸員課程について周知をはかる。とくに、1年生への周知の徹底が必要である。

⑦教職課程

教職課程の履修については、学生便覧や大学案内のパンフレットおよび本学ホームページにおいて学内外に公表している。また、オープンキャンパスや学校説明会などで、受験生や父母に対して口頭による周知を実施している。

(6) (1)～(5)の方針と授業科目・教育課程の適合性 ——現状・点検評価・将来への方策

①日本文化学科

【現状・点検評価】

日本文化学科は、日本文化を総合的にとらえ、日本文化の伝統と特質について世界に向けて正しく発信する能力を養成するよう、カリキュラムが整えられている。

日本文化学科の専門科目は、基礎演習科目群(1～2年次)、専門演習科目群(3～4年次)、日本文化基礎科目群(1～2年次)、芸術・思想系科目群(2～4年次)、民俗・歴史系科目群(2～4年次)、現代社会系科目群(2～4年次)、比較文化研究科目群(3～4年次)に分けられ、学生は多様な視点から段階的に日本文化を学ぶことができる。また、外国語科目、情報技術科目、日本語表現法などの科目群も組み込まれており、共通科目、他学科の専門科目と合わせて、幅広い教養と技能を身につけることができるように配慮されており、こうした教育課程はIV-1-(1)～(5)の方針と適合している。

【将来への方策】

上述のように、現在の教育課程は、学部教育目標と適合するように編成されているが、その実際の運営に当たっては、特に1～2年次の学生の指導に関して、改善の余地があると思われる。現在、1～2年次の学生を対象にしたクラス担任の制度が設けられているが、このシステムは多分に形骸化しているため、単位履修や進路選択等に関する学生の悩みに、より有効に対応できるシステムを構築する必要がある。

②国際コミュニケーション学科

2010年度における学科開講科目は314科目であり(このうち休講科目は2科目)、とくに幅広い国際的な教養を得るために重要な国際関係および地域文化系科目については、十分な多様性が確保されている。具体的には、国際関係基礎科目群として9科目、同専門科目群として29科目を充て、国際関係論のみならず、国際政治、国際法、国際協力、国際コミュニケーションなど幅広い科目を確保している。地域文化系基礎科目群として14科目、同専門科目群として24科目を充て、英、仏、独、伊、米、中の文化・文学などに加えて、オセアニア、アフリカ、朝鮮、南アジア、中南米についての科目も用意し、わが国との関係性の濃淡に拘泥することのない地域的多様性を確保している。

また、履修の順序が重要な分野については、科目選択にあたっての学生の主体性を重視しつつ、配当年次等に強い規則を設けている。国際コミュニケーション基礎演習については、1、2年生の間の4セメスター連続で、異なる教員が担当するものを履修することが義務付けられている。

これによって、学生は「学び」の方法論についての基礎を確実にするとともに、専門科目群の履修に向けての興味の絞り込みを行うこととなる。英語演習についても、基礎科目群と専門科目群の計4科目を2、3年次の4セメスターで連続して履修させることにより、語学習得に必須の継続性を担保する。また、専門演習科目群については、同一の教員が担当する国際コミュニケーション専門演習を学生は3、4年次に4セメスター連続して履修するとともに、その教員の指導により卒業論文(あるいは卒業研究)を完成させることとな

っている。

一方で、幅広い教養の基礎の確立という観点での検討課題もある。上述のとおり、国際関係および地域文化基礎科目群の科目数が23科目（2010年度）となっており、履修必要科目数に比べてこれが適切な数値であるかについて今後検討が必要になると思われる。基礎科目群は、多様な分野に関する基礎的知識を概観することによって、学生が幅広い教養の基礎を構築するとともに自らの関心の対象を絞ることを目的としている。履修必要科目数に比して開講科目数が多いと、特定の狭い分野のみを履修することが可能となり、その目的の達成が困難になる懸念がある。

たとえば、現行の開講科目でシミュレーションすると、基礎科目群の中から文化論関連のみの科目で必要単位数を計上することが可能となる。このような懸念を払しょくするためには、基礎科目群の科目数を絞り込むことが考えられる。絞り込むことによるデメリットを吟味した上で適切な科目数について検討する必要があるだろう。

それに対して、専門科目群についての開設科目数（53科目）が、履修必要科目数の4科目を大きく上回っていることは、学生の関心分野をさらに深く掘り下げるという観点で適切と考えられる。むしろ、広い教養に対する本学の教育理念の重視を考えると、専門科目群の履修必要科目数を漸増させることについての検討を、教養と専門教育のバランスという観点から検討する余地があるだろう。

③英語コミュニケーション学科

本学科の教育は、基礎演習と専門演習、基礎科目および専門科目から成る。基礎と専門に分けて段階的に履修できるように配置されている。1、2年次ではそれぞれの基礎科目を修得し、2年次においてはカナダ留学（6カ月間）では、国際的視野と思考力を身につけることも大きな目的である。3、4年次では、それぞれの分野で専門性の高い科目習得を目指している。こうした教育課程は前述の(1)～(5)の方針と適合するように設定されている。また、将来の方策に関しては、2011年度からのカリキュラム改定により、3、4年次での「卒業論文」や「卒業研究」を科目として導入し、より一層の論理的思考と4年間の学問的成果として、卒業論文や卒業研究を完成させる予定であり、(1)～(5)の方針との適合性は一層高まるものとする。

④共通科目

共通科目の特色としては、①国際的な文化交流のための語学力を養成するために外国語科目1群（英語）と2群（英語以外）を各年次に必修配置している、②日本の文化を知る目的で伝統文化実習や生活文化実習などを置いている、③外国の文化や異文化を理解するために国際文化交流論および国際文化交流実習科目を履修する、④情報処理能力を養成するために、情報技術科目群を配置している、⑤日本語の表現力を磨くため日本語表現法を履修する、⑥日常生活に役立つ知識や技術を学ぶ目的で生活文化実習、スポーツ・健康科学実習、人間系科目群がある、⑦地球環境に配慮した行動のあり方を学ぶ目的で人間・環境系科目が配置されている、⑧国際社会に適應できる教養を身につけるため、共通基礎科目、特別総合科目、社会実習科目がある、――などの点があげられる。

これらと各科の専門科目を繋げることにより深い教養に根差した文化への造詣を培える。

今後は配当年次などを工夫することにより、履修の効率化を進める。

⑤司書課程

授業科目については、出来る限り早い段階で講義科目を履修し、それらの内容に基づいた演習科目を比較的学习が進んだ段階で履修するように履修年次を設定している。また、講義科目は比較的大人数の科目が多いが、演習を含む科目については同一科目を複数開講したり、学習段階が進んだ段階で履修可能な選択必修科目としたりすることによって、出来る限り少人数の履修を可能にしている。

これらの履修条件の設定により、司書課程の科目と教育課程の適合度は高いと評価できる。ただし、各科目の履修年次の設定に強制力がないこともあり、3年時から、あるいは4年次のみで司書課程を履修したい学生や、就職活動の長期化の影響で司書課程が提示するモデルの順序に科目の履修ができない学生が出始めている点が課題である。

先に述べた工夫の他に、長期休暇中に集中講義を行うなどの対応策が考えられないわけではないが、特に後者についての問題を完全に解消することは難しい。

⑥学芸員課程

学芸員課程の教育方針は、ひとつは理論と実地の双方を同時に学習することであり、さらに文化に関する諸相を広く学ぶことである。

授業科目において、まず専門科目では博物館学ⅠならびにⅡにおいて、博物館法をはじめとする法令法規、博物館の歴史、学芸員の業務などを教室で学ぶとともに、博物館見学等で実地にどのような仕事が行われているかを学ぶ。

こうした基礎的知見を得ることが重要であり、これらの習得をふまえて2年目から博物館資料論、視聴覚教育メディア論などの専門科目を学ぶ。これらの科目においても理論と実地の双方を並行して学ぶのである。そして最終学年（4年目）において博物館実習を行う。これは理論と実地の集大成であり、社会に出る直前の学生にとって最も重要な学習である。こうした専門科目と同時に選択科目を1年時もしくは2年時から順次履修し、文化に関する学習を深めて行く。

現在、文部科学省の規定には沿ってはいるが、学芸員の現場に必要な知識、体験を得るために、将来的にはより課程を拡充する必要がある。

2012年度からは法改正に伴い、本課程のカリキュラムが拡充される予定である。

⑦教職課程

教職に関する科目はすべて学習院大学の教職課程で開講している。また、それぞれの学科で取得できる教員免許状の種類に対応して、教科に関する科目を開講している。

国語（中学校Ⅰ種）では国語学8科目、国文学13科目、漢文学4科目、書道3科目、国語（高等学校Ⅰ種）では国語学8科目、国文学13科目、漢文学4科目を開講している。

英語（中学校Ⅰ種および高等学校Ⅰ種）では国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科の両学科で、英語学4科目、英米文学4科目、英語コミュニケーション11科目（国際コミュニケーション学科）・16科目（英語コミュニケーション学科）、異文化理解7科目を設置し、教育課程を体系的に編成している。

しかし、英語学基礎科目の不足も指摘されており、今後は該当科目の拡充を検討している。

⑧日本語教員養成講座

日本語教員に期待される専門知識は、「社会・文化・地域」「言語と社会」「言語と心理」「言語と教育」「言語一般」といった多方面にわたる。そのため、本講座を修了するための条件として、日本語教員養成講座の関係科目の単位を修得するだけでなく、本学国際交流学部の卒業要件を満たすことも必須としている。

現在の問題点としては、言語学・言語教育学関係科目のさらなる充実が必要である。日本語教育の核となる部分の教育を、さらに厚くする必要があるといえるだろう。

なお 2011 年度より国際文化交流学部の共通科目として、英語学概論が新設される予定である。このような科目も、日本語教員養成講座科目に加えるべきか、検討するべきである。

(7) 教育方法——現状・点検評価・将来への方策

2007 年 4 月 1 日付の大学基準協会「加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」を踏まえ、本学では、初年度教育および基礎教育の充実を図る観点から、2010 年度入学生よりセメスターにおける履修登録上限単位数を設定した。これは、単位制に基づいた丁寧な教育を実施するためである。これにより、学生側には 1 科目ごとに十分な時間をかけて丁寧に学ぶ動機づけが強く働くことが期待できる。

また、教員側においても、とくに基礎科目群、基礎演習科目群の科目を中心に、宿題、レポート、試験等に関して適切な水準を確保しやすくなるという効果が期待できる。詳細は下記のとおりである。

適用学年：1 年生及び 2 年生（1 セメスター生～4 セメスター生）

3 年生及び 4 年生は対象外とする。

単位の上限：1 学期 22 単位。各学期ごとに上限を設定する。

留学时特例措置を設けるが、具体的な内容は学科により異なる。

上限に含める科目：各学科開設科目、共通科目

※上限に含めない科目：集中科目

司書課程科目、学芸員課程必修科目（教育学を除く）、

日本語教員養成講座専門科目

f-Campus 科目*、学習院大学特別聴講科目

単位認定科目

*学習院大学、学習院女子大学、日本女子大学、立教大学、早稲田大学の 5 大学による単位互換制度の対象となっている科目

① 教育目標達成のための教育方法と学習指導

— 1) 日本文化学科

日本文化学科の授業は、講義と演習で構成される。隔年開講のもの、事情により休講しているものを含めて、春学期・秋学期の2セメスター（1年間）の合計で、演習科目は140科目、講義科目は100科目が本学科より提供されている。

なお、演習科目は1・2年次、3・4年次に配当される科目を共通に行うため、実数としては70科目となる。

本学科の特徴としては、国語の中学・高校教諭一種免許状を取得できるように、国語関連の授業を充実させるとともに、共通科目の伝統文化実習に対応する形で、より深く伝統文化を理解するためにいくつもの「伝統文化論」の講義を行っている。

学生がより有効に授業を履修し、学習効果を高められるよう、学期ごとに学科ガイダンスを行っている。ガイダンスでは、履修指導を超えて、専門演習の選択や卒業論文・卒業研究の作成などについても丁寧に指導している。

また全学生が3、4年次にいずれかの専門演習（いわゆるゼミ）に所属する本学科では、ゼミがホームルームのように機能し、学生の学習指導・生活指導・就職指導等に効果をあげている。

今後の課題としては、1、2年次の学生の履修指導体制の整備があげられる。

－ 2）国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科の開設科目で見ると、講義科目と演習科目の比率は 2：3 となっており、演習に重点を置いた科目構成となっている。ただし、演習科目については、その殆どが必修あるいは選択必修となっていることから、履修必要科目数（単位数）で見ると、講義系 12 科目（24 単位）、演習系 12 科目（24 単位）となっており、両者がより均衡する形態となっている。

また 2010 年 4 月より、初年度教育および基礎教育の充実を図る観点から、2010 年度入学生からセメスターにおける履修登録上限単位を 22 単位とすることとした（第 4 セメスターまで適用）。

さらに、国際コミュニケーション学科においては、第 4 セメスターまでの履修下限の目安として 66 単位をやはり 2010 年度入学生から適用している。上記の履修登録科目の上限設定と相まって、履修科目のセメスター間での平準化効果が期待される。

学生の勉学意識を向上させるために学生参加型の授業を、演習を中心に充実させているところである。特に基礎演習および専門演習がそのための主要な役割を担っている。

近年における初年度教育の充実に関わる対応については、今後その成果を詳細にモニタリングする必要がある。また、それを踏まえつつ、不断の検討を学科として今後とも行っていくべきであろう。

－ 3）英語コミュニケーション学科

本学科の教育目標は、最終年次までに、全学生最低 TOEIC 800 点をクリアさせ、この英語力をもって国際化社会で貢献できる人材を育成することである。そのためには、当然のことながら語学力だけではなく、国際教養並びに日本文化に対する正しい知識と教養を身につけさせる必要がある。

一例を挙げると学科設立時より、本学科は 6 ヶ月間のカナダ留学を必修としている。こ

の成果については、期待通りの成果をあげており（その他根拠 IV－1 およびその他根拠 IV－2）、更なる内容の点検見直しを行い、より充実した成果を修められるよう検討中である。

上記の目標を達成するために、本学科の英語教育は、少人数クラスによる授業運営を行い、徹底した実践を基盤とする教育を行う。この指導理念は過去4年のデータから着実な成果を修めているという事実に基づく。

その反面、上記の国際教養・日本文化に対する知識や教養面においては、理想とする目標は未だ十分に達成されているとはいえないため、さらなる履修方法の改善やカリキュラム編成のあり方、指導等において努力を重ねる必要がある。

－ 4）共通科目

国際文化交流学部目標を達成するために、11 の科目群による系統的かつ多様な授業を開講している。授業形態も講義、演習、実習の三形態を採用している。履修科目の登録も1セメスターで11科目の制限があり、科目を履修、学習するための予習、復習の時間を確保している。また、学生に一層の専門性を身につけさせるため、ゲストスピーカーによる講義の拡充や少人数制の演習、実習による体験型の授業などを実施し、学生が主体的に参加できる授業を実践している。

しかし、セメスター制のデメリットも指摘されており、半期2コマ授業を導入することを検討している。

－ 5）司書課程

司書課程の設置科目は省令科目と適合するように内容を整えているが、図書館それ自体並びに図書館をめぐる様々な環境が目まぐるしく変化しつつある時代である。出来る限りそうした新しい動向について授業の中に取り込むことによって、さまざまな場面に対応できるようにしている。また図書館サービスを実際に提供したり、行政職として図書館計画を立案したりする中で、基盤となる考え方を身につけられるよう、学生個人が調査したことに基づいて、少人数グループ内で議論を交わしながら一つの方向性を見出していく過程を授業に取り込んでいる。また、授業、試験、レポートに関する質問は出来る限り授業時間内に受け、共有していくことによって、同じ問題に対してもさまざまな視点があることに気づくきっかけとなる可能性もある。

いずれも司書をはじめとする情報専門職に必要とされる技能であり、日常的な授業を通じて習得できるよう工夫している。

－ 6）学芸員課程

先に述べたように学芸員課程の教育目標は、博物館学芸員を養成すること、さらに従来の学芸員としての機能以外に、博物館が社会において重要な役割を演じるようになった新しい時代に適応したより広範囲なアートマネジメント業務をこなせる人材を育成すること、そして博物館以外にも博物館の知識が必要とされるさまざまな現場で役立つ人材を育成することである。そのために博物館学においては、博物館を訪れることを義務化し、より多くの実例を学ぶように指導している。

さらに、単に博物館を訪れるのではなく、博物館について批判的な観点からレポートを作成することを指導し、より深化した視点で観察することを目指している。また、専門科目においては、教員引率の下に博物館を調査し、観察の徹底をはかっている。また高い専門性を有する特別講師を適宜招聘し、特別講義を開催し、特殊専門的なテーマについてより深い知識をえられるようにしている。

この目標達成のために教育・指導方法をより強化すべく、アートマネジメントの概念を学芸員課程教育に取り入れ、博物館学の概念の拡充を図ることが将来的には必要である。

－ 7) 教職課程

教職課程を履修し、教員免許状を取得するためには、卒業単位とは別に教職に関する科目を 33 単位修得する必要がある。これらはほとんどが学習院大学で開講される科目に依存している。女子大学の学生は学習院大学の学生と同等の立場で履修することが可能であるが、キャンパスが離れている関係から移動などに時間を要する。これらのことから、余裕をもった履修計画を立てるよう指導している。

一方、学年歴が学習院大学と女子大では異なるという問題があり、対応策を考慮中である。

－ 8) 日本語教員養成講座

日本語教員養成講座は、本学国際文化交流学部の卒業要件をすべて満たし、なおかつ、必要とされる日本語教員養成講座専門科目および日本語教員養成講座科目のすべての単位 (22 単位) を習得したものに対して、修了を認めている。

日本語教員養成講座専門科目は、本講座の開設のために設置されたものであるが、これに対し日本語教員養成講座科目は、本講座が開設される以前から日本文化学科、国際コミュニケーション学科の学科専門科目として設置されていたものである。

したがって、その教育内容は日本語教育にとっても有益なものであることは間違いないが、日本語教育のみを念頭においたものではない。また、現状では講座で学んだ専門知識を実践に移すための実習科目が設置されていない。

将来的には実習科目を実現するために、コマを増やさなければならないだけでなく、実習の場を制度的に確保するなどの対応が必要となる。

② シラバスの内容と授業との整合性

本学ではシラバスを年度ごとに作成し、冊子体で学生に配布すると共にホームページ上でも閲覧できるよう公開している。2007 年 4 月 1 日付大学基準協会「加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」での指摘を受け、記述内容の質と量を改善すべく、継続的に努力を重ねている。

－ 1) 日本文化学科

シラバスには、日本文化学科が開講する全科目について、科目名、副題 (適宜)、授業期

間（学期）、担当者が示され、授業の概要、教材、成績評価の方法などが記されている。それとともに15週分の授業計画が明示されている。科目ごとに記載文字数には多寡があるが、学生が必要とする授業に関する情報は、すべての科目で明示されている。

シラバスは前年度の秋から冬にかけて作成されるため、新年度には多少授業内容を変更するケースもある。シラバスに記載された内容と授業が大幅に異なるのは問題であるが、新しい知見を組み入れるための内容変更は許容されるべきである。といっても、シラバスの記載事項と実際の授業とは概ね整合性が保たれており、特に問題は生じていない。

－ 2）国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科開設の全ての科目についてシラバスが作成されている。シラバスの内容については、学生が授業選択の判断を行うために十分な詳細情報を記述している科目が多くを占めている。しかしながら、講義系科目の授業計画について記述がやや不十分な科目もある。少なくとも講義系科目について何らかの標準化を今後検討する必要がある。

新任教員採用の際に、シラバスと実際の授業の整合性確保についての意識の共有を図るべくガイダンスを学科として行うべきであろう。

－ 3）英語コミュニケーション学科

シラバスには、科目名、副題、授業期間、担当者、授業の概要、教材、成績評価の方法などが、15週分の授業計画とともに明示され、学生が必要とする授業に関する情報は網羅されている。また、シラバスの内容と授業との整合性に関しては、シラバスが前年度の冬に作成されるため、新年度には多少授業内容を変更するケースがあるものの、今まで特に大きな問題は生じていないと言える。

ただし、シラバスの文字数などは担当教員に任せられているため、科目ごとに大きな差が生じている。今後、この点について検討を加える必要がある。

－ 4）共通科目

全ての共通科目についてシラバスが作成されている。特に外国語科目については、シラバスに Reading、Listening、Writing、Speaking の4つのスキルを重視し、科目ごとの重点を明記している。到達目標を設定し、授業の進行と自己の進捗状況が把握できるよう配慮されている。外国語以外の共通科目においても、授業内容の具体的な提示、成績評価基準などが明記され、シラバスに基づいた授業が概ね実施されている。

しかし、授業計画や到達目標についての記述がやや不足している科目もあり、標準化を検討している。

－ 5）司書課程

司書課程科目はすべて省令科目となっており、その中で教育する内容の大枠も文部科学省によって示されている。シラバスでできるだけ詳しく示している授業内容はそれらと整合性がある。シラバスと実際の授業内容との整合性については、学生によっても各セメスターの終盤で評価されるため、その内容を検討し授業運営の参考にしている。2012年度か

らは新カリキュラムを導入する予定であるが、文部科学省から提示されている新カリキュラムの内容との整合性を確立するために、非常勤講師も含め 2010 年度から 2011 年度にかけて詳細な打ち合わせをする予定である。

－ 6) 学芸員課程

博物館学に関する専門科目（博物館学 I、博物館学 II、博物館資料論、視聴覚教育メディア論、博物館実習）のシラバスは、それぞれの教員の研究成果、教育に関する経験、そして博物館における実務体験をもとに、最適な授業が実施できるように構成されている。それぞれの科目では各講義で習得する内容を整理し、最適な順序で講義を進め、各段階を順番に履修することでより深化された広範囲な視点の内容へと展開し、最終的に授業内容を熟知することをめざしている。シラバスにしたがって学ぶことで博物館学芸員として十分な知識を得るのである。

例えば博物館学 I では、理念に始まり歴史、博物館法をはじめとする関連法規等の基礎を学び、その上に学芸員の実務の理論を習得し、そしてさらに博物館を取り巻く社会へと視野を広げる授業が行われる。全ての講義について、シラバスの内容と授業が目的に即した順番と内容で講義が準備され、実施されているので問題はないと思われる。

今後はシラバスの拡充と講義内容の点検を行う必要がある。そのため、各教員とシラバスについて協議する機会を設ける。

－ 7) 教職課程

教職に関する科目は学習院大学教職課程においてシラバスを作成し、シラバスに基づいた授業が展開されている。教科に関する科目は日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科および共通科目において、それぞれの科目を担当する教員がシラバスを作成し、シラバスに基づいた授業を行っている。

－ 8) 日本語教員養成講座

シラバスの内容にもとづいて、各授業は実施されている。今後も担当教員間で連絡をとりあいながら、整合性のチェックを行っていく必要がある。

③ 成績評価と単位認定の適切性

－ 1) 日本文化学科

成績評価は主として試験またはレポートの得点に、場合によっては授業への参加状況を加味して行われる。演習科目では発表や発言の内容が、実習科目では成果などが評価に反映されることがある。

成績は 100 点満点で採点され、80～100 点を「優」、60～79 点を「良」、50～59 点を「可」、49 点以下を「不可」として評価している。学生の成績は概ね良好であり、評価の甘さを指摘する声もあるが、成績について不当に「下駄を履かせ」ている事実は認められず、成績は適切に評価され、単位認定がなされている。

－ 2) 国際コミュニケーション学科

成績評価については、科目ごとの評価基準をシラバスで明記することとしている。基準の内容については各科目担当教員の裁量による。たとえば 2010 年度でみると、学科開設の講義系科目のうち、定量的な評価基準（例：試験 50%、出席 50%）を設定しているものが 53 科目となっているのに対して、定性的な評価基準（例：試験、出席、レポートを総合的に勘案し評価する）が 23 科目になっている。科目の特性を考慮しつつも、講義系科目については定量的な評価基準を基本とすべく、学科としての方針を確立することを検討すべきであろう。

既習科目の単位認定については、学科教務委員が当該科目のシラバスおよび成績証明書をチェックしたうえで、可否を判断し、教務委員会でそれを諮る仕組みをとっており、適切な認定が行われている。

－ 3) 英語コミュニケーション学科

成績評価については、シラバスに明記されている評価基準（試験・レポート・課題・出席など）に基づき、各科目担当教員の裁量により行われている。評価基準を学生に明示することにより、公平な成績評価がなされるようになっている。

既習科目の単位認定については、学科主任と語学教育センター所長が当該科目のシラバスおよび成績証明書または技能審査(TOEFL 等)の証明書をチェックしたうえで、可否を判断し、教務委員会でそれを諮る仕組みをとっており、適切な認定が行われている。

－ 4) 共通科目

成績評価は、試験またはレポートの得点と授業への参加状況を加味して行われる。外国語科目では読む・書く・聴く・話すのスキルの到達度、情報技術や日本語表現法の科目は実践スキルの到達度、実習科目では成果や発表などが評価に反映される。

本学では、全学生を対象として、外国語科目 1 群の一部は、TOEFL や e-Learning によるレッスンと TOEIC による技能審査、英語コミュニケーション学科の学生を対象とする TOEIC I と II の科目は TOEIC の技能審査、さらに、ドイツ語などの外国語科目 2 群はそれぞれの検定試験の単位認定基準に基づいて単位を認定している。

なお、語学は習熟度によるクラス編成を実施しており、同一科目のクラスごとの成績評価に不均衡がみられ、是正措置を検討している。

－ 5) 司書課程

成績評価の方法はシラバス中に具体的に示しており、科目によって出席状況、提出された課題、発表内容、期末試験やレポート等を各教員が組み合わせて行っている。

また、他大学で既に修得した単位については、各大学の履修規程（省令科目の展開の仕方を確認できる）やシラバスと本学の履修規程、シラバスとを照合しながら認定作業を行ってきた。

本学では大学院生の履修も認めているが、今年度になって初めて 1 科目のみを本学で履修することによって他大学での既修得単位と併せて必要単位数を満たすので認定してほしいという要望が出てきた。

本学の司書課程としての既修得単位の上限を定めていなかったため、省令科目の展開の仕方の大学間での違いがある科目を含め、3科目6単位の履修を司書課程として学生に求めたが、本学として司書資格を授与するのに3科目6単位では適当な単位数とは言い難い。

したがって、来年度以降の受講者に向けて、認定科目単位数の上限を定める必要がある。

司書課程の修了が認められた学生には本学で発行した「司書課程修了証」を学位授与記と共に卒業時に授与している。

－ 6) 学芸員課程

成績評価は、授業の出席、博物館調査レポートの提出、期末試験、期末レポートの提出によって行っている。もっとも重視されるのは出席である。講義を聴くことで多くの知識が得られるのであり、出席なくして単位認定はありえない。そのために授業ごとに出欠をとり出席を確認している。

博物館学においてはレポートも重視される。博物館を自分の目で調査し、分析し、レポートとして執筆することは大きな学習効果があり、成績の重要な要素となる。

博物館実習においては、出席、日々の研修内容・反省などのレポートに加え、実習先の担当学芸員による成績判定が重要である。担当学芸員は厳しく実習生の言動、レポートを検証し、多角的に実習生の成績を評価する。

本学での単位認定は以上のように専門科目においても選択科目においても厳格に行われている。

なお、他大学で履修した科目の単位認定の扱いについては、専門科目および選択科目についても単位認定はしない。

－ 7) 教職課程

教職に関する科目は学習院大学教職課程のシラバスに基づいた成績評価基準により厳格に評価している。教科に関する科目についても、女子大学の履修規定やシラバスに拠り、厳格な成績評価方法や単位制の趣旨に基づく単位認定を行っている。

－ 8) 日本語教員養成講座

本講座は、非日本語話者に対する日本語教育を行うために必要な教育を行い、単位を修得した者に対して修了証を発行するものである。日本語教員養成講座専門科目においては、この観点からの成績評価が行われている。より具体的には、財団法人日本国際教育支援協会による日本語教育能力試験の出題範囲の基本事項の習得を評価の目安としており、適切な認定基準が保たれていると考えてよいだろう。

日本語教員養成を謳う以上は、このスタンスは今後も保持していかなければならない。

(8) 教育目標に対する成果——現状・点検評価・将来への方策

①教育目標と実際の成果

ー 1) 日本文化学科

本学学則第3条第1項の一にあるように、「日本文化学科は、日本文化に対する広い知識と深い理解の上に立って、国際感覚と高い言語能力を身につけ、世界に向けて日本文化を発信するとともに、その継承と発展に寄与する人材を育成することを目的とする」。また、これにもとづいたアドミッション・ポリシーには、日本文化学科は「国際人の第一歩として『日本について知ること』を教育目標に掲げて」おり、「芸術・思想、民俗・歴史、現代社会、比較文化の4つのフィールドから日本文化を総合的にとらえ、日本文化の伝統と特質について世界に向けて正しく発信する能力を培」うことが示されている。

女子大学であることもあり、学生は概ね真面目に学習しており、成績の平均点は比較的高い。外部から招いている非常勤講師の評判を聞いても、本学の学生は平均的に真面目に授業に取り組み、一定以上の成果を上げており、大変教え甲斐があるとの答えが返ってくる場合が多い。学生が就職した企業からも、本学科の卒業生は基本的に真面目であり、仕事に真摯に取り組み、礼節もわきまえているとの声が届いている。

2009年度秋学期の学生による「授業評価アンケート」の集計結果を見ても、本学科の授業は、全16項目の質問内容についての5段階評価(5点満点)で、平均4.08の高いスコアを得ている。すなわち、学生の授業内容への評価は総じて高いことがわかる(その他根拠 IV-5)。

本学科のすべての学生は第8セメスター(通常であれば4年生の秋学期)に卒業論文または卒業研究を提出しなければならない。指導は専門演習(ゼミ)の担当教員が行い、論文の執筆方法から書式、構成までを指導し、提出後は口頭試問を実施する。ほとんどの学生は、これを学習の好機としてとらえ、大学生活の最後の仕上げとして熱心に取り組んでいる。文献を検索して読む、様々な事柄を調べる、演習で研究発表をする、論文の形式にまとめるなどの作業を通じて、学生は飛躍的に成長し、卒業を迎える。

学生の成長は先の「授業評価アンケート」にも表れている。学科・学年別の集計結果を見ると、16項目の質問内容のうち15項目について、1年生よりも4年生の平均値が高くなっている。4年生のスコアが低くなった唯一の項目は、授業の出席の程度に関する質問であった。4年生は卒業論文・卒業研究の執筆に迫られ、場合によっては就職活動を継続し、大学院に進学するための受験準備をしなくてはならない点では、やむを得ないと言えよう。

他方、課題もある。まず、日本文化に対する知識・理解については比較的教育目標を達成しているが、それを世界に向けて発信するという側面については、十分な結果が得られていないようである。とりわけ、大学全体として英語教育に力を入れているにもかかわらず、本学科の学生の英語の成績は総じて他学科よりも低くなっている。また、他学科よりも海外留学をする学生が少ないこともあげられる。「国際感覚と高い言語能力」という面では、まだまだ教育の内容を見直し、改善していく余地が残されている。

さらに、日本語による表現という面でも、特にアカデミックな文章を書くという作業が学生は苦手なようである。そのため、卒業論文・卒業研究における学生および教員の苦勞

は一通りではない。1、2年生段階の導入教育から段階を追って卒業論文に至るまでの作文教育が必要となっている。本学科では「日本語表現法」を必須科目としているが、それだけでは十分ではないことから、カリキュラムの再検討も視野に入れなくてはならない。

教育の成果に関しては、定例科会において適宜検証され、教育課程・教育内容・教育方法の改善につなげる努力がなされている。

－ 2) 国際コミュニケーション学科

教育目標の達成度合いを定量的に評価する手法が開発されておらず、今後その検討を早急に開始する必要がある。学生の科目履修状況、卒業生に対するアンケート調査、卒業生の進路分析などを勘案する方法が考えられる。

評価手法が確立されていないことから、ここでは、主として定性的な、かつ、「インプット」の観点（目標達成のための手法の観点）から成果についての評価を試みる。幅広い国際的教養を身につけるという観点からは、前述のとおり、多様な科目を提供しており、最も少ない履修人数の科目においても10人程度の学生が履修していることを考慮すると、学生の視点の多様化に成果を上げていると考えられる。また、専門演習（いわゆる「ゼミ」）に所属しながら執筆する卒業論文（あるいは卒業研究）を見ても国際的な問題を総合的に論じようとするケースが多い。そこには「文化、政治、経済、社会、などさまざまな側面から光を当て問題を深く検討」しようとする姿勢が伺える。

一方で、学生の主体的な学びの姿勢の醸成について検討すべき課題がある。たとえば、本学科の学生平均でみると、授業の予習と復習にかかる時間についての学生の自己評価が低い（2009年度秋学期において、5段階評価で2.19）。適切な予習・復習が、「学び」の基礎の確立に重要な要素であることを考えると、その時間が十分に確保されるような授業運営を行う必要がある。また、そのこととも関連して、「学び」の方法論を習得させる基礎演習の授業運営について、各専任教員の創意工夫を最大限に尊重しつつ、ある程度の共通の枠組みを確保することも重要である。2009年度から、全ての基礎演習クラスの共通教科書を指定したこともその取り組みの一環である。

また、幅広い視点を確立するという観点からは、専門演習科目群を履修しないコース（いわゆる「アカデミックコース」）のあり方についての見直しも検討されるべきであろう。現在は、専門演習を履修するように強く学生を指導しているところであり、その結果、上記のとおり学生の間に多角的な視点が確立されることとなっている。一方で、複雑化する国際社会の問題を考えると、「アカデミックコース」においてより広範囲な学問分野を深く学ぶことにも積極的な意味合いを持たすべきという議論もあろう。

教育の成果に関しては、定例科会において適宜検証され、教育課程・教育内容・教育方法の改善につなげる努力がなされている。

－ 3) 英語コミュニケーション学科

本学科の当面の目標は、学生のTOEICスコアの最低点をできるだけ早く800点に上げることにある。それをクリアした段階で次の目標を設定することとしたい。

併せて、国際文化・日本文化に関する教養科目についても、ガイダンス等を通じて学生

に積極的な履修を指導し、英語能力だけが際立つインバランスな学生ではなく、国際文化交流学部学生として十分に実社会で、将来広範囲に活躍できる人材の育成に努めている。

教育の成果に関しては、定例科会において適宜検証され、教育課程・教育内容・教育方法の改善につなげる努力がなされている。

－ 4) 共通科目

本学学則第3条第2項にあるように、「国際文化交流学部は、関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を目的とする」。また、それぞれの学科では、これらの目標に向けた具体的な人材育成の目標を掲げている。

学生は真摯に授業に臨み、比較的成績の平均点は高い。非常勤講師の評判も良好であり、就職した企業からも仕事にまじめに取り組み、礼儀正しいという評価を得ている。

2009年度の「授業評価アンケート」の集計からも、共通科目は、5段階評価（5点満点）で、平均4.21の高いスコアを得ており、学生の授業内容への評価は総じて高いことがわかる。

－ 5) 司書課程

司書課程の最終的な目標の一つは、専門職としての司書として就職することであるが、学部卒業並びに大学院修了と同時に就職する学生数は極端に少ない。学習院大学卒業学生並びに学習院大学大学院修了者には2～3年に1名程度、国立国会図書館、国立大学図書館、私立大学図書館等への就職者がみられるが、女子大学学生ではほとんどいない。代わりに、最近増えつつある、中途採用による公共図書館への就職者については、報告があることもあるが、現在の大学の情報収集の仕組みでは転職の情報をつかむことは難しく、実数は不明である。

一方、司書課程履修者数並びに司書課程修了者については次のような変遷をたどっているが、2010年度の履修者数が前年比約2倍になったことは注目に値する。この一因は、学習院大学人文科学研究科にアーカイブズ学専攻ができ、履修する人数が急増したことにあると言えそうであるが、今後の推移を見守りつつ、必要に応じて設置科目数の調整を行っていく予定である。

・ 司書課程履修者（各セメスターごとの履修登録者数より算出）

2005年度	春学期	145名	秋学期	158名
2006年度	春学期	134名	秋学期	174名
2007年度	春学期	171名	秋学期	174名
2008年度	春学期	195名	秋学期	187名
2009年度	春学期	191名	秋学期	193名
2010年度	春学期	186名		

・ 司書課程修了者

2005年度	50名
--------	-----

2006 年度	45 名
2007 年度	60 名
2008 年度	42 名
2009 年度	81 名

海外においては、図書館司書の養成を専門に行っていた国際的にもレベルの高い有名な学部が情報専門職全体の養成にその対象を広げるなど、時代の要請に応じた形に司書課程の教育目標を再検討している。

本学においても、司書課程に所属する教員がより広い視野で大学に貢献する方策を講じ、司書課程に対する学内の理解を更に高めるきっかけを作りつつ、司書課程の教育内容の一層の充実を図るべく、専門分野の国際会議等に積極的に参加することによって個々の知識を磨いて担当教員間での意見交換を積極的に行いたい。

－ 6) 学芸員課程

本学の学芸員課程の在籍者は2006年度91名、2007年度42名、2008年度26名、2009年度49名、2010年度40名であり、5年間の合計は248名にのぼる。また学芸員資格取得者は、2006年度33名、2007年度23名、2008年度28名、2009年度45名、合計129名となっている。多くの学生が博物館に関する科目を学び、さらに学芸員資格を取得した。学芸員課程の教育目標に照らして、博物館に関する知識が広く行き渡ったことは重要な成果である。

ただし学芸員として博物館に勤務するものは未だいないことは大きな課題である。

アートマネジメントについては卒業後大学院に進学し、さらにその後博物館に就職して広報を担当しているもの1名、特別区職員として文化行政に携わるもの1名、出版社にて博物館図録の編集に携わるもの1名がいる。

本学の学芸員課程は、学芸員と同様にアートマネジメント分野の専門家育成を重視しており、今後もこのようなケースがでることが期待される。本学の学芸員課程は創設が2005年度であり、今後の成果に期待したい。

なお、本学を卒業した学生が、その後学芸員もしくは資格を生かした仕事に就いているかどうかの追跡調査がなく、成果の正統な評価に困難をきたしている。

今後は資格取得した学生に卒業後の進路の活動報告を促すほか、大学としての追跡調査のシステムを構築することが必要である。

－ 7) 教職課程

教職課程は実習が多く、特に教職課程の集大成である教育実習は成果を知る最も適切な科目と位置付けられる。女子大学生の教育実習における評価は、授業運営や授業計画の面においても、真摯に取り組み、傾聴する姿勢にとみ、有為な人材が多いという評価を得ている。

－ 8) 日本語教員養成講座

日本語教員養成講座は、2008 年度に 11 名（日本文化学科 7 名、国際コミュニケーション

ン学科 4 名) 2009 年度に 14 名(日本文化学科 7 名、国際コミュニケーション学科 7 名)の修了者をだしている。

日本語教育に関わる専門知識の習得の上では一定の成果をあげているとみられるが、実習科目がないため、教育経験を与えることができていない点に改善の余地があると思われる。

また模擬的なものであれ、教育の経験を積むことは有能な日本語教員を養成するためにはとても重要である。コマを増設し実習科目を設置することが理想的であるが、それが不可能な場合は、本学における留学生対象の日本語の授業の補助などを経験させることも一考に値しよう。

②学位授与の適切性

(2) に記したように、学位は卒業認定した者のみに授与しているわけで、それぞれ卒業に必要な単位数を修得することが要件となっている。この必要単位については、学則に示した総単位数の定めのみならず、学科ごとに本学の目的を実現すべく工夫したカリキュラムを編んでおり、学生がバランスよく所期の目的を達せられるように分野ごとの指定科目と修得すべき単位数を履修規定によって提示している。したがって、この学則および履修規定に依って必要な単位を修得したものは、本学の目的にかなった資質を身につけたと判断されるところであり、本学の学位授与の現状は適切なものと言うべきであろう。

IV-2 国際文化交流研究科の教育目標および教育課程の編成・実施方針

本研究科では、その目的に沿って教育目標を定め、教育課程を編成し、それを実施しており、定期的に関われる研究科委員会において、その適切性が常に検討され、改善に向けた努力がなされている。ただし、学位授与方針については、研究科開設後、日が浅いこともあり、これまでのところ定期的検証はなされていない。

(1) 教育目標——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

文化交流や国際交流に不可欠な日本文化・比較文化・国際関係・地域研究等に関する専門的かつ高度な専門知識・実務能力を身につけるとともに、現場における体験の提供を通じて、文化交流・文化事業・国際協力の専門家・実務家を養成することを教育目標としている。研修科目(「国際文化交流研修(海外・国内)」、「インターン研修」、「海外特別研修」)の充実により、様々な国内外の文化、国際協力機関等における講義、実務経験を通して、学際的学びがなされている。

【点検・評価】

グローバル化が進む今日、国際文化交流を担う人材養成の意義は大きい。入学定員 10 名、収容定員 20 名という小規模ながら、国際文化交流に関する専門家・実務家を養成する

ために必要な多種多様な科目が用意されており、教育目標に十分に適っている。

【将来への方策】

実務者養成を掲げている本大学院にあっては、関連諸機関へのインターンや修了生の送り込み等諸連携の一層の充実が求められる。

(2) 学位授与方針——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

学位の授与方針・基準は、本大学院学則第 21 条に、「本大学院の課程において第 11 条所定の単位を修得し、かつ、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に、修士の学位を授与する」と規定されている。また学習院女子大学学位授与規定により、学位の名称は「修士（国際文化交流）」であること及び、審査委員、審査及び試験、審査委員の報告、研究科委員会の議決、審査結果の学長への報告、修士学位の授与という審査の流れが詳細に定められている。

【点検・評価】

学位授与に至る過程は厳密に守られており、学位授与方針に特段の問題はないと思われる。

(3) 教育課程の編成——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

本大学院のカリキュラムは、文化交流・文化事業と国際協力の分野で活躍する専門家・実務家の育成を目的として編成されており、次の 5 つの科目群から構成されている。①演習科目（専門的知識・実務的能力の養成・習得とともに活動現場で実践的に活かせるように事例研究を加味した授業など）、②研修科目（諸手法の応用や状況・ニーズの把握方法を学ぶための各種機関における研修やインターンなど）、③実務演習科目（各種機関で実務に携わる上での必要な能力を習得するための技能訓練など）、④特殊研究科目（演習科目に必要な理論・方法論など）、⑤修士論文・特定課題研究。

【点検・評価】

インターンや海外研修を含む多様な研修科目と実践的な実務演習科目を数多く配しており、特に 1 年次には全ての学生が「国際文化交流研修」において、国内外の各種専門機関での講義の受講(2 週間)とインターン(3 週間)を義務付けられるなど、専門家・実務家の養成という目的に適った科目内容となっている。

【将来への方策】

現状では実務家養成の目的には適った教育課程編成となっているが、近年学術的研究を志向する学生も増加しており、これらの学生に対しては実務実習の負担が大きく、資料収集等の時間が不足しがちとなっている。したがって、これらの問題を解決すべく、現在必修を緩める等カリキュラム見直しに着手している。

(4) 教育課程の実施方針——現状・点検評価・将来への方策

1 年次には演習科目や特殊研究科目を履修して専門知識を深め、また実務演習科目で実務に携わる上で必要な能力を習得するとともに、必須である研修科目「国際文化交流研修(海外・国内)」を履修する。これらの科目で習得した手法の応用や調査を通じての問題整理と状況把握及びニーズの把握方法等を、体験を通して学ぶ。科目の履修にあたっては、修士論文・特定課題研究の指導教員が常に履修すべき科目の助言等を行うように心がけている。

2 年次では演習科目・特殊研究科目等を履修してより専門性を高めるとともに、修士論文・特定課題研究完成に向けて、主査・副査は複数で指導に当たっている。

1 年次から研究計画書、履修計画書を指導教員の助言のもとに作成するなど、学生個々の将来目標に合わせた履修指導がなされている。また専門家・実務家の養成のために必要な履修モデルを提示し、学生の実践力を涵養すべき取り組みもなされている。

(5) (1)～(4)の明示、周知(教職員・学生に対する)、公表(社会に対する) ——現状・点検評価・将来への方策

毎年4月にガイダンス期間を設け、大学院担当の専任教員の紹介から始まり、履修上の細かな注意まで、大学院の教務担当教員および大学院事務室が行っている。また、学生便覧、シラバスに詳細な情報を記載し、情報開示に努めている。社会に対する公表に関しては、大学案内、ホームページで情報の開示を行っている。

教員、学生共にガイダンスへの出席率は高く、欠席した学生に対しては個別指導がなされており、また研究科委員長、教務担当教員、指導教員、事務室の情報共有もスムーズに行われている。

(6) (1)～(5)の方針と授業科目・教育課程の適合性 ——現状・点検評価・将来への方策

国際文化交流の促進に寄与する人材の養成・訓練のために、演習、実務、講義科目をバランスよく開講している。第一線で活躍している実務家による実践的な演習科目も充実している。また国際社会で活躍する人材を養成するため、「ドラフティング」と「プレゼンテーション」などの科目は原則英語でなされている。

しかし、国際舞台で活躍することが期待されている以上、学生の英語のスキル向上は不可欠であり、高度な文書作成能力、プレゼンテーション能力の向上にふさわしい科目の充実が求められる。また、今後は第2外国語のスキルアップができるシステムの構築も必要であろう。

(7) 教育方法——現状・点検評価・将来への方策

①教育目標達成のための教育方法と学習指導

【現状の説明】

入学志願時の「研究計画書」に基づき、1年次の4月に、個々の学生の指導教員が研究科委員会において決定される。同時に研究分野に精通している原則2名の教員（専任および非常勤あるいは学外の専門家）を修士論文時の副査として選定し、学生が複数の教員から指導を受けられる体制を整えている。

【点検評価・将来への方策】

学生から指導教員への相談・連絡が限定的であった年度もあり、教員への連絡方法・連絡先などを学生に周知するなどの、改善策を採った結果、現状では問題は生じていないと思われる。

②シラバスの内容と授業との整合性

【現状の説明】

シラバスは学部とは別に独立した冊子として発行し、学生に配布するとともに、本学ホームページ上にも同内容のシラバスを掲載している。シラバスには科目名、副題、授業期間、担当者、授業の概要、教材、成績評価の方法、授業計画が記されており、基本的には授業計画にそった形で授業が進められている。

【点検評価・将来への方策】

2005年度の自己点検の際指摘されていた授業計画の不記載は改善されており、研修科目や集中授業等についても、授業内容を随時掲示している。したがって現状では問題ないと思われる。

③成績評価と単位認定の適正性

【現状の説明・点検評価・将来への方策】

個別の授業の成績評価は各教員が総合的に評価しており、これについて問題はみられない。「海外特別研修」や「インターン研修」は、研修やインターン実施先からの評価を含めて研究科委員会において総合的に判断し、特に単位認定に際しては研究科委員会において承認するなど質的レベルを担保すべく工夫しており、この点に関しても問題ない。

(8) 教育目標に対する成果——現状・点検評価・将来への方策

①教育目標と実際の成果

【現状の説明】

多様な演習科目と研修科目の履修を通して習得した理論、方法論を実践の場で使える機会が増えている。具体的には、教員のアドバイスやネットワークを活用し、何らかのプロジェットの立案・実施に関わる学生や、民間、政府機関による公募インターンへ応募し受け入れられる学生も増えてきている。国際文化交流の専門家を養成する教育目標に対して、

修了生の進路は、民間企業、公務員(国家、地方を含む)、他大学院博士後期課程への進学など多岐にわたるが、文化施設、交流組織、国際協力関連機関(民間企業を含む)で活躍する修了生も出ており、教育目標に沿った成果は一応あがっているといえよう。

こうした教育の成果に関しては、研究科委員会において適宜検証され、教育課程・教育内容・教育方法の改善につなげる努力がなされている。

【点検・評価】

実践的教育に力を入れることにより、教育目標に対しての成果は着実にあがっていると言えよう。特に国内外での研修やインターン活動をする学生が多くみられるようになっていく。

【将来への方策】

今後は、国際公務員・文化施設・国際協力関連機関等への修了生の送り込みに向けて、より教育内容を充実する等の努力が求められるであろう。

②学位授与の適正性

【現状の説明】

通常の授業評価と合わせ、修了の必須条件である修士論文又は特別課題研究についても、修了判定研究科委員会において厳正に審査された上で合否判定を行っており、適正性は十分に担保されている。

【点検・評価】

学位授与に関しては、現状で問題ないと思われる。

IV－3 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成22年度版）』
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学学則」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学大学院学則」
- 学習院女子大学資料3・・・『学生便覧』
- 学習院女子大学資料3－1・・・『シラバス』
- 学習院女子大学資料3－1・・・『大学院シラバス』
- 学習院女子大学資料3・・・『教職課程履修ガイド』
- 学習院女子大学資料2・・・『学習院女子大学大学案内』
- その他根拠 IV－1・・・「英語コミュニケーション2010年卒業生のTOEICスコア(1)」
- その他根拠 IV－2・・・「英語コミュニケーション2010年卒業生のTOEICスコア(2)」
- その他根拠 IV－3・・・「英語コミュニケーション学科新カリキュラム」
- その他根拠 IV－4・・・学習院女子大学ホームページ
(URL: <http://www2.gwc.gakushuin.ac.jp/>)

- その他根拠 IV－5・・・「学生による授業評価アンケート集計結果報告書
(2010 年度春学期)」

第Ⅴ章 学生の受け入れ

Ⅴ－１ 国際文化交流学部 of 学生受け入れ

国際文化交流学部は、関連諸学問に対する高い識見を有するとともに、豊かな教養と地球的視野を持ち、文化の交流と相互理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成を目的としている。この目的を達成するため、入学者の受け入れ・定員の見直し・入学試験の在り方等について恒常的に検討し、英語をはじめ語学力の向上に必要な基礎学力と多様な社会的ニーズに応えられる基礎学力を有する優秀な学生の確保を目標としている。そのため、本学は複数の入学者選抜方法を実施している。入学者選抜方法についての詳細は(1)～(3)のとおりである。

また、学生募集および入学者選抜は、上記目標にもとづき公正かつ適切に行われるよう、入試委員会が中心となって定期的に検証されている。

(1) 日本文化学科——現状・点検評価・将来への方策

①学生受け入れ方針の明示

【現状の説明】

日本文化学科では、国際人の第一歩として「日本について知ること」を教育目標に掲げており、その実現のために、芸術・思想、民族・歴史、現代社会、比較文化の4つのフィールドから日本文化を総合的に捉えることを可能にするカリキュラムを組んでいる。こうした本学科の教育内容に関心を持ち、一定の基礎学力を有する学生を選抜するため、複数の入学者選抜を実施している。

入学者選抜の形態は、一般入試と推薦入試を含む特別入試に分けられる。一般入試は、本学の入学者選抜における中心的な入試方法であり、試験日・試験科目の異なるA方式とB方式により構成されている。これに対し特別入試は、推薦入試とそうでないものに分けられるが、前者は全国の指定校からの推薦を受けた者が対象となる推薦入試Aと、公募制の推薦入試B、さらに学習院女子高等科から推薦を受けて進学する場合の3種類からなる。その他の特別入試は、外国人留学生、海外帰国生、社会人、他大学からの編入希望者に対して行っている。

以上の学生受け入れ方針に関しては、学科の会議や入試委員会、教授会などで必要に応じて議論されており、その結果を、「入試募集要項」などで明示する(2011年度より)とともに、オープンキャンパスや全国各地で開催される大学説明会でも公表している。

【点検・評価】

2011年度入試から実施された学生受け入れ方針の明確化は、受験生や各高校関係者にとって、日本文化学科に関する有益な情報が今までより増えたという点で評価できるものであると考えられる。

【将来への方策】

2011年度入試から実施された学生受け入れ方針の明確化に対する反応も勘案しながら、

さらにわかりやすく過不足のない情報提供を目指していくべきである。また、現状の日本社会の大学受験状況に適したものといえるのかという根本的な問題について、今後も学科会議を中心とした場で、恒常的に検証を続けていく必要があると考えられる。

②学生募集と入学者選抜の適切性

【現状の説明】

本学の学生受け入れに関する基本的な理念のひとつは、多様な価値観、多様な能力をもつ学生を受け入れるということである。その方針に従って、日本文化学科では、一般入試Aは3科目試験(国語＋英語＋日本史または世界史・定員 60 名)、一般入試Bは2科目試験(国語＋英語・定員 30 名)の2種類、さらに特別入試として、推薦入試A(指定校制・定員 40 名)、推薦入試B(公募制・定員 10 名)、海外帰国生徒入試(定員若干名)、外国人留学生入試(定員 10 名)、社会人入試(定員若干名)、学習院女子中・高等科からの推薦入試(定員若干名)、編入学(3年次・定員 10 名)の6種類、合計9種類の入試を行っている。一般入試Aは3科目試験で各 100 点で合計 300 点。一般入試Bは2科目試験で各 100 点で合計 200 点。合計得点だけを合否判定基準としている。3科目試験を先行して実施し、その結果が出た後から2科目試験に出願しても間に合うような日程の設定となっている。

推薦入試Aは指定校制で、指定校は前年度までの実績を基準として毎年6、7月までに決定し、7月中に推薦依頼が行われる。すべての指定校について、推薦基準は同一で、「高校在学時の評定平均が4.0を上回る」というものである。

推薦入試Bは公募制で、出願資格は「平均評定4.0以上で本学を第一志望とし、学校長の推薦を受けられる者」である。筆記試験(小論文)と面接試験が課される。その他の入学試験の入試科目は以下の通りである。

- ・海外帰国生徒入試…小論文(日本語)、面接(日本語)
- ・外国人留学生入試…英語、日本語、面接(日本語)
- ・社会人入試…英語、小論文(日本語)、面接(日本語)
- ・編入学試験…英語、学科に関わる筆記試験、面接(日本語)

【点検・評価】

すべての試験は、非常に厳格で厳密な運用マニュアルにのっとって実施され、さらに教授会で承認を得た教員のメンバーによる公正な採点や、教授会メンバーによる合否判定が行われている。試験の実施、採点、合否判定のどのプロセスにおいても、不正や不公平の入り込む余地がないように計画され実行されている。

全体的に言えば、一般入試に関しても、それ以外の特別入試に関しても、日本文化学科の学生受け入れ方針に基づき、適正な内容の入学試験が公正に実施されているといえる。ただし、本学入学後、特に英語関連の授業において、他の学科の学生に比べて成績のふるわない学生が日本文化学科に比較的多く見られると指摘されることがある。入学試験、あるいは応募資格段階において英語能力をより重視すべきかどうかを今後検討する必要があると思われる。

【将来への方策】

受験生に対する入学試験の結果の公表という点は、本学が早急に検討しなければならない問題と思われる。現在のところ合格、不合格のいずれかということしか受験生に伝えて

いないが、今後、合否判定に用いたデータ（受験生ごとの点数や順位など）や、入試問題の出題意図、実際の解答の傾向などを、少なくとも問い合わせがあった場合は公表する方向で、そのために必要な準備を進めるべきだと考える。

③収容定員と在籍学生数の適切性

【現状の説明】

2006 年度から 2010 年度まで過去 5 年間の、日本文化学科の入学者数および入学者数比率を一般入試についてみると、一般入試 A では定員 60 人に対し入学者数は 58～80 人で、入学者数比率は 5 年間の平均で 119%、一方、一般入試 B では定員 20 人に対し入学者数は 17～26 人で入学者数比率は 5 年間の平均で 104%となっている（その他根拠 V－1、その他根拠 V－2）。なお、3 年次編入学生を除いて、日本文化学科の 1 年次に入学してきた学生数を全体としてみると、過去 5 年間の入学者数平均は、定員 140 人に対して 173.4 人で、入学者数比率の平均は 123.8%となる。

なお、収容定員と在籍学生の適切性についてみると、収容定員は 2008 年度から 2010 年度まで 600 名で変化ない。これに対して在籍者数は 2008 年度が 744 名、2009 年度が 703 名、2010 年度が 718 名で、各年度とも収容定員に対する比率は 120%前後で推移している（「大学基礎データ」参照）。

【点検・評価】

定員に対する入学者比率は各年度別に見るとの変動が大きく（その他根拠 V－1）、過去 5 年間の平均数値で見ると（その他根拠 V－4）、日本文化学科の入学生試験の中で大きな問題といえるのは、①推薦入試 A（指定校推薦）による入学者数が多すぎることに、②外国人留学生入試と 3 年次編入学入試による入学者数が少なすぎることに（特に 3 年次編入学入試が著しい定員割れを繰り返していること）、――の 2 点であることがわかる。

このうち、3 年次編入学入試の問題に関しては、2011 年度入試から定員を 10 名に半減させるという対応がとられることになっている。ただし、定員を 10 名にしたとしても、これまでのような志願者数が続くとなると、定員に対する入学者数比率が 50%程度に上昇するだけであり、志願者増につながる対策を考えるか、定員をさらに減らす必要があると思われる。引き続き検討課題とすべきである。

【将来への方策】

推薦入試 A（指定校推薦）については、現在その問題に対する検討が始まっている。一般入試 A、B や推薦入試 B など、他の入試区分で入学してきた学生と、この推薦入試 A で入学してきた学生の、入学後の成績の追跡調査データをもとに、将来どの入試区分の定員を増やし、どの入試区分の定員を減らすべきかを総合的に判断し、その中において、この推薦入試 A に割り当てる定員を削減するべきか、あるいは維持するべきかをまず決定する必要がある。定員自体を削減して入学者数を現在より少なくするにしても、定員を維持しながら入学者数を現在より少なくするにしても、どちらにしてもその具体的な方法としては、例えば、①各指定高校に対する推薦依頼数自体を減らす、②推薦基準を厳しくして応募者数を減らすようにする、③入学試験において合格基準を引き上げて合格者を減らす――などの対策が考えられる。

(2) 国際コミュニケーション学科——現状・点検評価・将来への方策

①学生受け入れ方針の明示

【現状の説明】

国際コミュニケーション学科は、これからの国際社会で生きていくために必要な、豊かな国際感覚と高いコミュニケーション能力を身につけることを目指す学科である。多様な考え方や価値観が混在する多文化社会が大学の中にすでに存在し、学生はそうした環境の中で学習することが望ましいと考えている。このため、多様な学力、能力、個性を持つ学生を広く集めるために、複数の入学者選抜を実施している。

入学者選抜の形態は、一般入試と推薦入試を含む特別入試に分けられる。

一般入試は、本学の入学試験における中心的な入試方法であり、試験日・試験科目の異なるA方式とB方式により構成されている。これに対し特別入試は、推薦入試とそうでないものに分けられるが、前者は全国の指定校からの推薦を受けた者が対象となる推薦入試Aと、公募制の推薦入試B、さらに学習院女子高等科から推薦を受けて進学する場合の3種類からなる。その他の特別入試は、外国人留学生、海外帰国生、社会人、他大学からの編入を希望する者に対して行っている。

こうした入学者選抜の理念については、「入試募集要項」に明記されており（2011年度より）、オープンキャンパスや各地の大学説明会においても公開されている。

【点検・評価】

上に述べた各種入試における「アドミッション・ポリシー」は2010年度より明確化され、2011年度から入学者用募集要項に明示されており、国際コミュニケーション学科がどのような学生を欲しているのかが具体的に分かるようになっている。

【将来への方策】

本学のアドミッション・ポリシーを、ホームページ・オープンキャンパス・大学説明会などを通してさらに広く知らしめる努力をする必要がある。現在、より具体的な学生像を盛り込んだポリシーを作り、提示することを検討している。

②学生募集と入学者選抜の適切性

【現状の説明】

国際コミュニケーション学科の総定員数は、1年次170名（＋特別入試による若干名）で、3年次編入学が20名である。編入生については、2011年度より20名から15名への変更がなされる。

以下は、各種入試における募集定員と、選抜の内容である。

一般入試

● 一般入試A：定員70名

国語（国語総合、国語表現Ⅰ、漢文を含まない、現代文のみで受験可）100点

英語（英語Ⅰ、英語Ⅱ、リーディング、ライティング）100点

世界史B／日本史Bのうち一科目選択、100点

● 一般入試B：定員30名

国語（国語総合、国語表現Ⅰ、漢文を含まない、現代文のみで受験可）100点

英語（英語Ⅰ、英語Ⅱ、リーディング、ライティング）100点

特別入試

- 推薦入試A（指定校推薦）：高校での評定平均値 4.0 以上で指定校長から推薦を受けた者に対して、面接試験を課して合否を判定する。グローバル化がますます進む今日、文化、政治、経済、環境その他さまざまな面で、日本が世界に対してどのように関わってきたのか、そして今後どのように関わっていくべきかを、より深く学び異文化を正しく理解しようという意欲のある人材を求める。定員は 50 名。
- 推薦入試B（公募制推薦）：評定平均値 4.0 以上で高等学校長からの推薦を受けた者に対して、小論文及び面接試験を課して合否を判定する。学生の学習意欲や志望動機を重視し、本学の教育内容に関心を持つ学生を選抜する。面接は、学力試験では測れない能力を見出すことを目的として行い、志願者は入学後の勉学意欲についての明確な目的意識をもつ必要がある。定員は 10 名。
- 学習院女子高等科生推薦入試：高校での成績が基準値以上の者で学校長からの推薦を受けた者に対して、面接試験を課して合否を判定する。定員は若干名。
- 海外帰国生入試：海外の学校での所定の在学歴を持つ者に対して、小論文、英語と日本語による面接試験を課して合否を判定する。海外体験と基礎能力を踏まえ、より広い視野をもって勉学に臨むことのできる学生を求める。定員は若干名。
- 社会人入試：社会人入試の受験生として認められる所定の基準を満たす者に対して、英語、小論文、面接試験を課して合否を判定する。面接では、入学後、本学科で何を学ぶのか、卒業後はどのような道に進みたいのかという将来の進路についての明確な目的意識を確認する。定員は若干名。
- 外国人留学生入試：日本以外の国籍を有するもので、留学生入試の受験資格を満たす者に対して、英語、日本語、面接試験を課して合否を判定する。勉学に支障のない日本語能力（日本語検定 1 級程度）の有無を判定し、また面接では、入学後に本学科で何を学ぶのか明確な目的意識を持つかどうか確認する。特定の語学学校に対しては、本学への推薦入学枠を設けている。定員は 10 名。
- 編入学入試：編入学試験の受験者として認められる所定の基準（短大卒業、卒業見込み、四年制大学に二年以上在学し、67 単位以上取得している等）を満たしている者に対して、英語、各学科の専門領域にかかわる筆記試験および面接試験を課して合否を判定する。定員は 15 名。

【点検・評価】

特別入試に関し、特に外国人留学生と他大学からの編入学者について、問題が指摘されている。

外国人留学生の選抜においては、本学の指定する語学学校からの推薦を受けた者と、公募で試験を受ける者がおり、2009 年度までは、指定校から推薦を受けた者は原則として受け入れることとしていた。しかし近年、推薦を受けて入学した外国人留学生の中に、日本語能力に問題がある学生の存在が指摘されていた。このため、2010 年度より、指定校の推薦を受けた者であっても、面接試験の成績が芳しくなかった者については、受け入れを断る可能性を明記したうえで、指定校より推薦を募ることとした。さらに、日本語能力が十

分でない学生を過去に何度か推薦した例がある学校については、推薦枠廃止の可能性も検討し、その前段階として該当校に対し厳重な注意を行っている。

編入学試験においては、全国的に短期大学の数が減少している状況を鑑みると、20人の定員は多すぎると指摘されている。また、近年特定の短期大学からの編入希望者が目立っており、大学受験において四年制大学に合格できなかった者が、四年制大学の卒業資格を得るために編入学を希望するケースが指摘されている。このため、2011年度より編入学の定員を20人から15人に減らすことが決まっている。

【将来への方策】

特別入試の定員、また試験の実施形態については、今後とも現状に適した形への変更を検討しつつ進めていくことになるだろう。とくに編入学試験については、2011年度より定員を削減するが、その後も状況を観察しながら、当面10人にまで減らすことを検討している。

③収容定員と在籍学生数の適切性

【現状の説明】

2006年度から2010年度まで過去5年間の、国際コミュニケーション学科の入学者数および入学者数比率を一般入試についてみると、一般入試Aでは定員70人に対し入学者数は57～116人で、入学者数比率は5年間の平均で116%、一方、一般入試Bでは定員30人に対し入学者数は26～53人で入学者数比率は5年間の平均で124%となっている（その他根拠V-3、その他根拠V-4）。

なお、収容定員と在籍学生の適切性についてみると、収容定員は2008年度から2010年度まで720名で変化ない。これに対して在籍者数は2008年度が861名、2009年度が865名、2010年度が881名で、各年度とも収容定員に対する比率は120%前後で推移している（「大学基礎データ」参照）。

【点検・評価】

定員充足率が130%を超えることはなく、全体的に適切な入学者数を確保しているといえる。しかし、全国的な受験者数の減少と昨今の経済不況により、本学の受験者も全般的に減少傾向にあり、合格者のうち実際にどれだけの入学者が見込まれるのか判断するのは難しい。

さらに本学においては、入学者全体に対して、指定校の推薦入学者の割合が大きいことが、これからの検討課題として取り上げられている。公募制である推薦入学Bの志願者が明確な自己主張と目的意識を持って入学することが多いのに対し、指定校推薦を受けた者は、優等生ではあるが、どこか覇気がないと指摘する声もあり、推薦A入学者の本学入学後の成績の追跡調査を行うことが検討されている。

現在の各学年在籍学生数は定員を超過しているものの、教育内容を減ぜぬよう、それに応じた増コマを行い、対処してきた。今後とも少人数教育をさらに充実させる必要がある。

【将来への方策】

今後、数年かけて推薦Aによる入学者と、一般入試で入学した学生の入学後の成績の比較調査を行う必要があるだろう。推薦入学者の成績が概して芳しくない場合は、学生の質を高く維持するためにも、推薦枠の削減といった措置が必要となる可能性がある。それは

各種の特別入試についても言えることであり、こうした入試によって本学のアドミッション・ポリシーに合致する学生が実際に確保されているのか、長期的な視野で検討しなおす必要がある。

現状での定員超過は、出願者の割合が高いにもかかわらず大学としての規模が小さく、定員確保にかなりの不透明性が伴うことにも原因がある。しかし少子化が進む中で定員数を変えることには慎重でなければならないだろう。

(3) 英語コミュニケーション学科——現状・点検評価・将来への方策

① 学生の受け入れ方針の明示

【現状の説明】

グローバル化が進む現在、英語は事実上の世界共通語であり、国際的な場で活躍するには、英語を使いこなすことが不可欠である。本学科は国際化社会の実践の場で役に立つ高度な英語力を効率的に身に付けることを目標にスタートした学科である。

この目標を達成するには、2006年度の学科設置以降入学時点で基本的な学力に合わせて、英語の知識と実用能力が高い学生を選抜する入学試験の工夫をしてきた。現在は一般入試、推薦入試A方式（指定校制）とAO入試を行っている。一般入試のA日程とB日程では外国語科目（英語）により比重を持たせた上、本学科独自の追加英語科目も置いている。A日程では英語と日本語の読解力のほかに世界史または日本史の科目が設けられている。AO入試では、応募条件と筆記試験・面接により英語力、論理的思考に優れた者を選抜する。

なお、学生受け入れ方針に関しては、学科の会議や入試委員会、教授会などで必要に応じて議論されており、その結果を、「入試募集要項」などで明示する（2011年度より）とともに、オープンキャンパスや全国各地で開催される大学説明会でも公表している。

② 学生募集と入学者選抜の適切性

【現状の説明】

一般入試Aの倍率は、2005年度・2006年度12.0倍、2007年度9.4倍、2008年度12.2倍、2009年度5.7倍と比較的高倍率で推移しており、オープンキャンパス等を通しての受験者からの本学科への反応も極めて良い。ただし、現行の指定校推薦依頼校12校については、開設した2005年度から定員枠を満たすに至っていない。また、入学者の成績についても、一般入試Aにて入学した学生に比べ、相対的に多少劣る面がある。従って、推薦指定校を拡大し、定員枠10名を目指すより、英語・国語による2科目試験（一般入試B）を実施するものとし、これまでの推薦指定校入学者枠を5名に減じ、改定による一般入試Bの導入により、より質の高い、安定した入学者を確保している。

【点検・評価および将来への方策】

推薦入試は現在の一歩の課題である。英語力が一般入試の入学者に劣らない者を推薦する学校を、指定校として念入りに検討する必要がある。

現行のAO入試（若干名）は2009年度より実施したものであり、2009年度は受験者数10名、2010年度には受験者7名入学者数3名と非常に英語能力の高い学生が応募している。

従って、現行のAO入試はそのまま維持し、2011年度より新たな入試枠を設けることとした。

(現行入試枠)

一般入試A 20名・指定校推薦 10名・AO入試 若干名

(2011年度改正後の入試枠)

一般入試A 30名・一般入試B 10名・指定校推薦 5名・AO入試 若干名

なお一般A入試で現行実施されていた二回目の補欠繰り上げ制度も2011年度入学試験より廃止する。

また、推薦指定校に関しても、下記の選抜基準 a～c に加え、更に優秀な学生と安定的な定員枠を確保するために、新たに指定校とした学校には d～e の推薦条件を付加することにする。

a 依頼数は1校1名とし、12校12名を上限とする。

b 過去数年の内、応募がなかった指定校は除外する。

c 前年度募集があった指定校は維持する。ただし、プレイスメントテスト、TOEICの成績が悪い場合は、指定校より除外する。

d 海外留学および長期語学研修を実施している高校を新規指定校とする。(ただし、推薦を受ける学生はその語学研修に参加していることを条件とする。)

e 全体の評定平均値4.0以上、かつ国語および外国語の評定平均値がいずれも4.0以上とする。

③収容定員と在籍学生数の適切性

本学科は、入学定員を30名と僅少に設定しており、入学者数が定員を大幅に上回る可能性が高く、且つ、少人数教育の成果が目に見えて達成できる反面、学生間の切磋琢磨、多様な学生の受入れという面で少なからぬ制約を受けている。少人数教育のメリットを活かしつつ、多様な学生の受入れを通しての学生間の切磋琢磨による学科教育の活性化を期し、本学科の入学定員の適正化を図ることが必要と考え、2011年度より、入学定員を15名増の45名、収容定員を60名増の180名とし(その他根拠V-5、V-6)収容定員と在籍学生数の適切性を図ることとした。

収容定員と在籍学生の適切性についてみると、収容定員は2008年度から2010年度まで120名で変化ない。これに対して在籍者数は完成年度の2009年度が135名、2010年度が144名で、収容定員に対する比率は2009年度が112.5%、2010年度が120%となっている(「大学基礎データ」参照)。

V-2 国際文化交流研究科の学生の受け入れ

——現状・点検評価・将来への方策

(1) 学生受け入れ方針の明示

【現状の説明】

学習院女子大学大学院学則の第1条に、本大学院の目的は次のように記されている。「本

大学院は、国際文化交流に関わる学部教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び実践面への応用を教授研究することを通じて、アートマネジメント・文化交流及び国際協力・国際開発の専門家の養成、並びにそれらに関わる学術研究の専門家の養成を目的とする」。この目的に従い、本大学院は学生の募集に関してアドミッション・ポリシーを定めた。

アドミッション・ポリシーには次のことが書かれている。第一に、本大学院が国際文化交流で指導的立場に立つことができる人材の育成を目的としていること。第二に、そのためにアートマネジメント、国際協力のような実務家養成のための教育分野と、比較文化、国際関係などの研究中心の教育分野が用意されていること。第三に、こうした人材の育成のために、英語の筆記試験、日本語による論述試験、口述試験を行い、総合的観点から受験生を審査して選抜していること、ならびに具体的な審査手続きなどである。

【点検・評価】

学生の受け入れ方針はほぼ適切に明示されていると言える。ただし、2011 年度入試までは募集要項にアドミッション・ポリシーが明記されておらず、2012 年度からは入学試験要項においてもアドミッション・ポリシーを明記すべきであろう。

【将来への方策】

2011 年度にホームページのリニューアルがなされる予定であるが、本大学院のアドミッション・ポリシーの明示について現在企画中である。

（２）学生募集と入学者選抜の適切性

【現状の説明】

修士課程のみの本大学院は、各年度の募集定員は 10 名となっている。入学試験は秋（9 月期）と冬（2 月期）の 2 回行われ、さらに本学国際文化交流学部の 4 年次在学学生を対象とする学内推薦入試が行われる（その他根拠 V-7）。

本大学院の出願資格は、次のいずれかに該当する者（国籍・性別は問わない）となっている。

- [1] 4 年制大学を卒業した者および当該年度 3 月に卒業見込みの者。
- [2] 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者、または入学時まで授与される見込みの者。
- [3] 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者、または修了見込みの者。
- [4] 文部科学大臣の指定した者（昭和 28 年文部省告示第 5 号）
- [5] 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者（短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者、外国大学の日本分校、外国人学校の卒業者など大学卒業資格を有しない者）。
- [6] 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

なお、本大学院は職業経歴を考慮し、大学を卒業しない場合も受験が可能となる場合がある（上記[6]の出願資格による）。また、現時点では本大学院に飛び入学制度はない。

本大学院は、実務者がより専門性を高めるために学ぶことも想定して、修業年数を 4 年

以上 8 年以内とする長期履修生としての出願制度もある。また、実務経験が原則 5 年以上あって上記の出願資格を満たす者は、実務経験報告書を添えて修業年数を 1 年として出願することができる。したがって、本大学院の標準的な修業年数は 2 年であるが、受験生の事情に応じて比較的柔軟に修業年数を選ぶことができる。

選考科目は筆記試験（英語）、論述試験（日本語で解答）、口述試験（面接）である。国際文化交流の担い手として、また学術研究の現状に鑑み、英語は必須の技能であるため、専門分野を問わず筆記試験（英語）が課せられる。ただし、TOEFL-iBT 79-80 点（CBT 213 点、PBT 550 点）、TOEIC 750 点、IELTS 6.0 以上のスコアを有する者は、申請によりこの試験を免除される。また 2010 年度まで行われた小論文試験は、2011 年度入試より論述試験に改められた。これは、専門分野に関わる受験生の知識や能力をより有効に判断するための変更である。論述試験では、専門知識の理解とその整理能力、論述力が問われる。さらに、論述試験だけでは測れない研究遂行能力や実務能力、将来のビジョンなどは口述試験で確認される。合否判定は、筆記試験（英語）、論述試験、口述試験の結果と、研究計画等を記した出願書類を総合的に判断して行われる。

なお、学生募集および入学者選抜は、上記目標にもとづき公正かつ適切に行われるよう、研究科委員会において毎年度検証されている。

本大学院の 2006～2010 年度の 5 年間の入試における出願者数は 14～22 名、合格者数は 7～17 名である（その他根拠 V－8）。なお、学内推薦入試は 2008 年度入学者から実施された。

【点検・評価】

本大学院の入学試験は、その目的に照らして、選考科目も選考方法も適切であると言える。入学者数は、2006 年度・2007 年度は定員をやや下回り、逆に 2008 年度・2010 年度はやや超過しているが、過去 5 年を通して見るとおおよそ適切な範囲に収まっている。

入学試験の課題としてまずあげられるのは、外国語の試験である。現状では英語の試験を必修として課しているが、本大学院には、必ずしも英語の能力が専門知識の修得と研究に決定的な意味をもたない分野がある一方で、英語以外の語学力が必要となる研究領域もある。英語の試験を課さない選抜方式、あるいは英語以外の語学の試験などを考えていく必要があるが、逆に一律の公平な基準による判定が困難となる面が出てくるという問題もある。

【将来への方策】

外国語の試験に対しては、一律の公平な基準による判定を考慮しつつ、多様な受験生のニーズに応えるべく検討していくことが求められるであろう。

（3）収容定員と在籍学生の適切性

【現状の説明】

各年度の募集定員 10 名、2 年間の修士課程のみの本大学院は、収容定員が 20 名となっている。それに対し、2006～2010 年度までの 5 年間の実際の在学生数は多い年度で 27 名、少ない年度では 16 名である（その他根拠 V－9）。

【点検・評価】

現在の定員超過は、2010 年度に募集定員を 3 名上回る 13 名が入学したことに加え、修了延期者や長期履修生がいる結果である。修了延期者を増やさないために教育内容をさらに充実させることが求められているのはもちろんであるが、長期履修制度があるかぎり、ある程度の収容定員超過はやむを得ない。教員数は十分に多く、院生研究室の設備も拡充したために、現時点では定員超過による問題は生じていない。だが、今後は入学者数が募集定員を超過しないよう努めなければならない。

【将来への方策】

現状での定員超過は、修了延期者の増加がその要因の一つであるが、大学院という性質上修了延期者が出ることはやむを得ないことであろう。しかし、指導教員の更なる努力により、今後修了延期者を出来るだけ少なく抑えることも必要である。

V－3 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成 22 年度版）』
- 学習院女子大学資料 5・・・『学習院女子大学学則』
- 学習院女子大学資料 5・・・『学習院女子大学大学院学則』
- 学習院女子大学資料 2・・・『学習院女子大学大学案内』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学一般入学試験
A、B要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学推薦入学試験
A要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学推薦入学試験
B要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学海外帰国生徒
入学試験要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学外国人留学生
入学試験要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学外国人
AO入学試験要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学社会人
入学試験要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学編入学試験要項』
- 学習院女子大学資料 1・・・『2010（平成 22）年度学習院女子大学大学院
入学試験要項』
- その他根拠 V－1・・・「日本文化学科 年度別入学者数」
- その他根拠 V－2・・・「入学者数 5 年間の平均(2006 年度～2010 年度)」
- その他根拠 V－3・・・「国際コミュニケーション学科 年度別入学者数」
- その他根拠 V－4・・・「5 年間の平均(2006 年度～2010 年度)」

- その他根拠 V－5・・・「英語コミュニケーション学科・現行の定員」
- その他根拠 V－6・・・「英語コミュニケーション学科・改正後の定員」
- その他根拠 V－7・・・「大学院入試実施内容」
- その他根拠 V－8・・・「大学院入試の出願者数および合格者数」
- その他根拠 V－9・・・「大学院の在学生数」
- その他根拠 V－10・・・学習院女子大学ホームページ
(URL: <http://www2.gwc.gakushuin.ac.jp/>)

第Ⅵ章 学生支援

Ⅵ-1 国際文化交流学部 of 学生支援——現状・点検評価・将来への方策

昨今の厳しい経済状況の中、学生が安定的に充実した学生生活を送ることのできるよう、奨学金による経済的支援、就職活動のバックアップ等はますます重要性を帯びている。また、近年は精神的な面でのサポートを要する学生も増えつつあり、カウンセリング体制の更なる充実を目指さなければならない。学生生活の充実のためには、このように多面的な支援が必要である。

本学部では、明文化した形で学生支援方針を打ち出してはいないが、以上のような基本的考え方にもとづき、修学・生活・進路の3分野において以下のような取り組みを行っている。

(1) 修学支援

①経済的支援

【現状の説明】

本学が独自に用意している奨学金は、「学習院女子大学奨学金一覧」(その他根拠 Ⅵ-1)に示した通り、多くの種類がある。また、独立行政法人日本学生支援機構や各地方公共団体奨学金についても、本学学生部が窓口となり、取り扱っている。

これらのうち、「安倍能成記念教育基金奨学金」と「学習院女子大学学業優秀者給付奨学金」は、学業・人物において優秀な学生を表彰するものである。前者は毎年、4名の学生に対しそれぞれ45万円、後者は12名の学生に対しそれぞれ15万円が給付される。また、経済的な問題により修学が困難な学生に対する支援にも力を入れている。

年度の途中において経済的問題が生じた学生に対しては、日本学生支援機構の応急採用と並行して、「学習院女子大学学費支援給付奨学金」を用意している。学費の納入が指定の期日までにできずに「延納願」を提出した学生に対して、このような奨学金の説明を行い、応募の意思を打診している。

学生部では、年度の初めに数回にわたり説明会を開き、すべての奨学金制度につきその内容や手続き方法などについて周知を図っている。また、学生便覧、学生手帳『Students' Handbook』(学生部発行)においても、これらの概要を掲載している。学生部窓口においては、奨学金に関わる問い合わせには随時対応し、学生生活の支援を行っている。

【点検・評価】

本学独自の奨学金制度は、日本学生支援機構の割り当てだけでは補いきれない学生のために、大きな役割を果たしている。中でも、学習院女子大学奨学金は2002年度より制定され、当初は応募した学生全員に無条件に貸与するものだったため、初年度には98名に貸与した。

しかし、予想以上の応募があったため原資の不足が懸念され、また、経済的に比較的困

窮度の低い学生からの応募もあったため、現在では無条件貸与の制度を改め、日本学生支援機構の選考基準にしたがって奨学生を決定している。希望者全員に貸与されるわけではないにせよ、このような奨学金制度は、学生が安定的に学生生活を送る上で、大きな支えとなっているものと言えよう。

【将来への方策】

限りある原資の枠内で、全学的視野から最も効果的な学生支援を行うために考えなければならないのは、受給や貸与の対象をどの程度まで広げるべきかという点である。当然ながら、対象を広くすれば1名あたりの給付・貸与の金額は減少することにならざるをえない。昨今の非常に厳しい経済情勢を考えれば、給付ではなく貸与の形であっても、より広い層が奨学金の対象となる制度を模索していく必要があるだろう。

また、長期的視点で安定的な奨学金制度の運用を実現するためには、貸与奨学金の回収を確実にするための方策が求められる。学生本人のみならず保証人等に対しても奨学金に関する情報を公開することにより、奨学金制度への関心と責任を自覚してもらうとともに、延納金保証のための機関保証制度への加入等も検討する必要がある。

②休学・退学者等の扱い

【現状の説明】

2009年度における休学者、退学者数はそれぞれ19名であった。休学の理由としては海外留学(語学留学)等の積極的理由の他に、心身の健康問題、経済的問題等も多い。また、退学に関しても他分野への進路変更などの他に、心身の健康問題、経済的問題等が多いのが現状である。

手続きにあたっては、学生委員会及び教授会での審議に入る前に、学生委員または当該学生の所属する演習担当教員による面談を義務づけ、事情をよく把握し必要な情報の提供等を行っている。また、不登校となっている学生がいまいかを把握すべく、年に2回の調査を行っている。これは、必修の演習科目の出席状況を一齐に調査し、欠席の多い学生に関しては、学科事務室や学生部から連絡をとるよう徹底している。実際にこの施策は、不登校者の把握と適切な対処のために大きな成果をあげていると言える。不登校の学生は、そのままでは不本意な休学や退学につながっていく可能性が高いからである。

【点検・評価および将来への方策】

休学や退学はその理由が、語学留学や進路変更等の積極的なものである場合、必ずしも否定的に捉えられるものではない。しかし、不本意な理由での休学や退学を少しでも減少させるためには、担当者により面談や欠席調査だけではなく、奨学金等による経済的支援、心身の健康維持のための総合的な施策が必要である。これらの点については別項に譲るが、学生が安定的充実した生活を送るためには、多面的な支援が必要となるからである。

③障害のある学生に対する配慮

【現状の説明】

本学には、学習院奨学基金規定第6条に基づき、学習院身体障害者支援給付援助金が用意されている。これは、障害者認定を受けている学生や在学中に支援が必要となる事由が発生した学生を対象とし、学生生活を支援しようとするものである。給付金額は援助生1名につき1年間に50万円を上限とし、定数は大学院生も含め5名程度である。また、必要に応じて障害学生は学生部に対して支援を申請することができ、授業に関することについては、学生部から教務部・学科等へ支援を要請する。また、個人及び課外活動に関するこの場合は、学生部が学内の学生にボランティアの募集をする。

【点検・評価】

現在、身体障害者支援給付援助金を希望する者がいないため受給者はいない。しかし、学生部では障害が学生に対して支援要領の説明と支援ニーズに関するヒアリングを行っている。

【将来への方策】

支援ニーズの内容は、個々のケースにより異なり、多様であるが、学内の施設のバリアフリー化は今後の大きな課題である。今後新築される施設については当然であるが、既存の施設においても改善可能と思われる点は多々ある。金属製で重たい扉を自動化するなどはその例である。今後、可能と思われるものに関しては、予算要求を行い、改善に向けて努力していきたい。

(2) 生活支援

①学生の健康保持・増進と安全・衛生のための施策

【現状の説明】

1) 組織と施設概要

本学では学校保健・産業保健の2つを柱とし、保健活動を行っている。保健室の体制は、看護師が常駐し、学生の心身の健康相談、応急手当等の処置を行い、必要に応じ下記のような体制で出向する学校医・精神科学校医につないで健康管理を支援する仕組みになっている。具体的なオペレーションは以下のとおりである。

開室時間 月～金 8時40分～16時45分
土 8時40分～12時30分

常勤看護師 2名(2010年4月～)

学校医1名 毎週水曜日 13時30分～15時30分

精神科学校医1名 第2・4月曜日 14時00分～16時00分

(4・5月、その他ケースにより隔週に限らず執務時間を考慮している)

2) 主な活動内容

保健室の主な活動内容は以下のとおりである。

- ・ 学生定期健康診断の実施・事後フォロー
- ・ 応急処置
- ・ 大学周辺の医療機関の紹介
- ・ 学校医、学校精神科医による健康相談
- ・ 看護師による健康相談
- ・ 健康診断証明書の作成及び健康診断書（医師）
- ・ 環境衛生管理
- ・ 東京消防庁普通救命講習会
- ・ 健康に関する掲示物の作成
- ・ アルコールパッチテスト

【点検・評価】

定期健康診断は、4月ガイダンス期間中に2日間で実施している。就職活動等の理由で、この時期に受診できない場合は、医療機関で受診した結果の提出を求めている。

在学生において、現病歴、経過観察を要している学生に対して、個別に面談を実施し、経過、状況を確認している。

健康診断項目については、年1回の経過観察、前年度該当項目が未検査の場合、内科診察の結果指示があった場合、学年対象内容以外の項目の検査を実施している（その他根拠 VI-2）。また、健康診断受診率は毎年 90%～95%で推移している（その他根拠 VI-3）。

健康診断受診向上のため以下の対策を講じている。

- ①新学期開始前、学科から個々に配布する準備物の中に、健康診断日程案内、尿検査容器等を同封する方法で、全員へ配布する
- ②ガイダンスの一連行事として健康診断の予定を組み込む
- ③健康診断受診がないと健康診断証明書を発行しない

上記対策を周知徹底していることによって、毎年 90%以上の受診率が維持されている。

短期外国人留学生の健康診断については、入学手続き時に提出された本学指定の健康診断書をもとに学校医が確認、現病歴を持つ学生や内服治療している学生等を中心に個別面談を実施し、留学中の健康管理の確認と住居周辺で夜間または緊急時等に利用可能な医療機関の案内を行っている。4月時は、学内定期健康診断を受けるよう、留学生センターからも案内を出している。

健康診断結果は、学生証の提示により本人確認を行ったうえで学生に手交されている。フィードバック率は 80%前後であり、今後、結果の通知方法については検討する必要がある。

有所見のある場合、その状況により原則、郵便、掲示、により保健室へ来室するよう連絡している（状況により電話による連絡もある）。

学校医と相談の上、学校医面談を実施、精査を要する場合は、紹介状、情報提供書を、医療機関受診を促している。受診結果、状況に応じて、学生生活に支障をきたすことがないよう学生本人とよく話し合い、適切な環境への配慮、学内、外の生活についても支援し

ている。

保健室へ来室する学生の多くは、頭痛、胃部不快感、下痢、便秘、動悸、呼吸苦、生理痛、生理不順など身体症状を主訴としているが、身体症状に心因的要素が含まれていないか念頭に置きつつ対応をしている。

身体的疾患に起因する精神症状も現れることもあるため、精神面、身体面の両側面からの慎重な対応が重要になっている（その他根拠 VI-4）。

【将来への方策】

胸部X線検査については、学校保健法一部改正により、2005年より大学生は第1学年時になったが、本学が設置されている地理的な環境、留学交流が盛んであるという本学の特殊性、学生の生活背景、新たな呼吸器系の感染症などの懸念等に鑑み、個々への健康管理という観点のみならず、集団の健康管理にも重きを置き適切に措置を講じて行くことが今後の課題である。

②学内生活相談機関と地域医療機関との連携関係

【現状の説明】

学生が日常的な健康相談や生活相談が受けられるように、保健室には看護師が常駐し、週に1回水曜日には学校医が、隔週で学校精神科医が執務し、対応している。また、学校医、学校精神科医の来室日時は1ヶ月ごとに掲示、案内している。

利用者が保健室に来室した際、看護師が面談を行い、希望または、医師の診察が必要と判断された場合は、学校医による診察、相談へ繋げている。状況により直接医療機関受診を促す場合もある。

大学病院等地域医療連携病院での受診希望、または受診の必要があるケースの場合、学校医面談の上、当該病院への紹介状の作成も行っている。

メンタルヘルス面においては、学内機関を利用することに抵抗を示す学生がいる一方、専門の医療機関での受診に戸惑を示す学生もいる。本人の意思を尊重し確認した上で、学校精神科医、または、学内カウンセリングルームのカウンセラーへ繋いでいる。

相談内容により、学校精神科医、カウンセラーと連携して個々の状況に応じて、医療機関への紹介等の対応をしている。

身体面、精神面ともに、学生自身がセルフケアによって円滑な学生生活を送ることが出来るような、サポートを心がけている。

救急箱の設置については、軽度の怪我の場合は職員等が応急処置対応が出来るよう3箇所を設置している。特に学生の利用が多い、事務室、サポートセンター、図書館に配置している。定期的に点検を実施し、補充、確認を行っている。

緊急の医療機関受診が必要な場合は、学科事務室や学生部、または同じ敷地内の女子中・高等科保健室スタッフとの協力、連携を図り、大学周辺医療機関、かかりつけ医に付き添って受診させるケースもある。

【点検・評価】

保健室の利用状況は2006年に1016人であったものが、その後漸減傾向をたどっており、2010年には713人と約30%減少している（その他根拠 VI-4）。

【将来への方策】

軽症、軽度の怪我の際、受け入れ先の地域医療機関へ今後より一層スムーズに紹介出来るよう検討する必要がある。

③ハラスメント防止措置

【現状の説明】

本学では、すべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、人権侵害や差別がなく、公正で安全な環境において教育・研究ができる機会と権利を保障することを目指し、学習院女子大学人権問題委員会が設置されている。この委員会は、次の1～5を任務としている。

1. 人権問題の対応に関する学長への意見書の提出と勧告
2. 人権侵害の防止に関する研修・啓発・広報
3. 人権侵害を行ったものに対する研修・教育プログラムの研究・開発と実施
4. 人権侵害被害者の救済措置の実施
5. その他人権擁護のために必要な事項

委員は学長が委嘱し、学生部長・カウンセリングルーム室長・総務部長・その他若干名の教職員によって構成される。

また、2008年4月1日に、社会のハラスメントに対する認識の変化、実際の運用上の問題点、事務組織の改革等の要因により、「学習院におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」(2001年4月1日施行)を全面改定し、新たに「学習院におけるハラスメントの防止等に関する規程」(「学校法人学習院規程集」参照)を定めた。学生に対するセクシュアル・ハラスメントについては、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院女子大学の基本方針」(2003年11月27日施行)を設け、学生の教育を受ける権利を保障し、良好な教育・研究環境を維持していくことを責務として、その防止と対応について必要な措置を講じるものとしている。

【点検・評価】

これまで本学において、ハラスメントの問題は生じていない。しかし、ハラスメントが生じた場合のケアのために、相談窓口を設置している。相談員は学長の指名する各学科からの専任教員2名、カウンセリングルーム職員および学生部担当職員によって構成されている。相談員の氏名及び連絡先は毎年度初めに公表され、希望する学生は相談しやすい相談員に直接連絡をとることができるようにしている。また各学科の1名を女性とするなどの措置もなされている。

【将来への方策】

前述のように、これまで本学においてハラスメントの問題は生じていない。しかし、このような問題に対する社会の認識のあり方は時代とともに変化するものであり、常に制度を点検する必要がある。また、問題が生じた後の対処を考えることも重要であるが、このような問題を未然に防ぐための啓発・広報等の努力は今後とも必要である。

④カウンセリングルーム

【現状の説明】

本学のカウンセリングルームは、学生が直面する修学上・生活上の諸問題についての相談に応じ、心身の健康の保持・増進を図ることによって、有意義な学生生活を送ることができるよう助力することを目的としている。昭和 54 年度 1979 年度（当時は学習院女子短期大学）に設置され、1998 年度の学習院女子大学開学時における移設を経て、現在に至っている。

カウンセリングルーム開設当時は、臨床心理学を専門とする教員が相談員を兼務していたが、1996 年度には嘱託の臨床心理士が 1 名配属され、カウンセリングの充実を図った。さらに、2010 年度より、それまで嘱託であった臨床心理士が専任職員（常勤）となり、相談室運営及び相談実務を担っている。しかし、相談件数の増加によって、1 名の専任職員だけでは対応が難しくなっており、同じキャンパス内にある女子中等科・高等科の臨床心理士（非常勤）が兼務することによって、大学・大学院のカウンセリング業務を支援している。その他、事務補助としてアルバイト職員が週 3 日勤務し、学生との連絡等の対応にあたっている。相談室（面接室）は 2 室設けられており、そのうち 1 室は保健室と隣接し、連絡・連携が取りやすい位置関係にある。さらに待合室として 1 室用意されている。

カウンセリングルームの運営は、「学習院女子大学カウンセリングルーム規程」（1998 年 4 月 1 日施行）（その他根拠 VI-5）に則り、「カウンセリングルーム運営委員会」によって行われている。同委員会は、カウンセリングルーム室長、学生部長、各学科からの教員（各 1 名＝計 3 名）によって構成され、運営の基本方針や予算に関する事項について検討・審議するとともに、学生相談の窓口としての役割や、学生部・就職部・各学科事務室・保健室・留学生センター等の関連部署との連携を図っている。また、守秘義務が最大限に守られるよう慎重に配慮されている。

学生のカウンセリングルーム利用状況は、年度により多少の増減はあるが、総じて増加傾向がみられる。過去 5 年間の「相談者数及び延べ相談回数」をみると（その他根拠 VI-6、その他根拠 VI-7）、女子中等科・高等科の臨床心理士（非常勤）による支援を受け始めた 2008 年度には、学生の需要に応えられたことにより相談件数（相談者数）は大幅に増加した。しかし、同支援は、2009 年度は半期間のみであったため、学生の相談需要に応えるに至らず減少傾向を示した。臨床心理士の増員が進み、相談体制が整備されれば学生の利用は増加すると考えられる。相談内容は、進路・就職に関する相談が最も多く、近年の社会状況を反映していると考えられる（その他根拠 VI-8）。そのため、就職活動においてダメージを受ける学生の心理的サポートも行っている。

【点検・評価】

本学のカウンセリングルームは、前述の通り、1979 年度に開設されており、早期から学生の精神衛生上の問題に着手し、現在に至るまで概ね円滑にメンタル・ケアの機能を果たしてきたと考えられる。また、カウンセリングルームの専門性が学内で理解され活用される傾向が顕著にみられ、教員間及び各部署との連携も進んでいる。さらに、女性特有の心身の問題は深刻であるが、保健室との密接な繋がりによって心身両面からのサポートを心掛けている。

【将来への方策】

年々、相談件数が増加し、同じキャンパス内にある女子中等科・高等科の臨床心理士（非常勤）による支援が欠かせない状況にある。したがって、今後は、本学専任の臨床心理士（常勤または非常勤）の増員が必要であり、非常勤職員の採用については現在、協議・検討中である。

（３）進路支援

【現状の説明】

学生の就職指導は主に就職部就職課が担当し、就職部長（職員）、就職課長、就職課職員 2 名の計 4 名で、1 年生から 4 年生まで 1700 余名の学生を対象にキャリア教育・就職支援業務を行なっている。

また、全学的な視点からキャリア教育・就職支援を推進するために、各学科・研究科から選出された教員及び就職部員とで構成する「就職委員会」を設置し、キャリア教育・就職支援に関する諸問題の検討、情報・データの共有、キャリア教育・就職支援事業の企画立案等を行い、就職部と就職委員会が車の両輪のごとく作用し本学のキャリア教育・就職支援体制の支柱をなしている。

本学のキャリア教育・就職支援活動は、「就職ガイダンス」、「就職講演会」、「適正・適職テスト」、「業界セミナー」、「就職模擬試験（SPI）」、「面接対策セミナー」等、年間 50 回以上に及ぶ。

「就職ガイダンス」は、各学科主催の学科ガイダンスの中で行われ、それぞれの学年に対応した内容を話すことにより、入学時からのキャリア教育の一環として位置付けている。

「各種就職対策セミナー」は、毎年 5 月から年間約 40 回のプログラムを実施し、就職を控えた 3 年生のみならず、1 年生から参加できるようになっており、学生生活に関する講演から模擬面接といった実践的なプログラムまで幅広く開設している。

ガイダンスやセミナーなど集団指導のプログラムの充実とともに力を入れているのが、個々の学生の就職に関する悩みや疑問に応じる個人相談の充実である。どのような職業を選択するかまたは人生における就業の位置づけは、個人の価値観や自己能力・適性等に大きく影響される。このような個人レベルの選択に適切な助言を行なうには、集団的指導よりも個々の学生の状況を踏まえた上で行なう個人指導が非常に重要な役割を果たす。本学では、1 学年の学生数 400 名前後と少人数のため、きめの細かい指導が可能となっている。

キャリア教育・就職支援活動は就職部だけではなく、学校法人学習院または学習院大学の関連部署、あるいは本学の教育・研究部門と連携をとりながら組織的に取り組んでいる。例えば、資格取得講座に関しては学校法人学習院が運営する生涯学習センターの協力により、秘書検定講座、システムアドミニストレータ講座、宅建講座、旅行業務取扱主任者講座等の多数の資格取得講座を開講している。一定の受講条件を満たすことにより学生は、一般受講者に比べ低価格で受講できるシステムになっており、毎年 100 名ほどの学生が受講し、資格取得にチャレンジしている。また、語学教育に関しては、日々の授業を最大限活かすことに加え、自宅のパソコンを使用して英語学習ができる「e ラーニング」システムを導入するとともに、語学教育センターは「TOEIC 講座」などを開講して国際文化の交

流を担う学生にふさわしい語学力を習得できるよう支援している。

教科からのアプローチとしては、就職関連の科目を開設することで（その他根拠 VI-9）、学生のキャリアについての問題意識を喚起している。「日本語表現法」は、昭和 50 年代から開講している科目で、履歴書の書き方、グループディスカッション、ディベートなど、伝達手段としての日本語の理論と実践を学ばせるためのものである。学生のコミュニケーション能力の不足が指摘されている昨今であるが、本学では、このような科目を通じて学生の日本語によるコミュニケーション能力の向上に配慮してきた。

【点検・評価および将来への方策】

上記のようなキャリア教育・就職支援活動の組織的展開により、本学の就職内定率は開学以来 90%超を維持しており、2008 年度卒業生にあっては 97.8%を記録した。2009 年度卒業生は、2008 年下半期に発生したリーマンショックに端を発した金融危機の影響を受け、企業等の求人意欲が急落した煽りを受け、非常に苦戦したが、何とか 90%台を維持することができた。このような実績は、上に掲げた目標を概ね達成しているということができよう。本学の全学的取り組み及び学習院大学、学校法人学習院、卒業生団体「桜友会」等と本学との連携による組織的取り組みの結果として評価に値する実績とみなしたい。

今後も、経済の好・不況にかかわらず、従前の目標達成実績を維持すべく工夫、改善、努力したい。

VI-2 国際文化交流研究科の学生支援——現状・点検評価・将来への方策

昨今の厳しい経済状況の中、学生が安定的に充実した学生生活を送ることのできるよう、奨学金による経済的支援、就職活動のバックアップ等はますます重要性を帯びている。また、近年は精神的な面でのサポートを要する学生も増えつつあり、カウンセリング体制の更なる充実を目指さなければならない。学生生活の充実のためには、このように多面的な支援が必要である。

本研究科では、明文化した形で学生支援方針を打ち出していないが、以上のような基本的考え方にもとづき、修学・生活・進路の 3 分野において以下のような取り組みを行っている。

（1）修学支援

【現状の説明】

毎年 4 月にガイダンス期間を設け、大学院担当の専任教員も出席し、授業内容、履修方法等の口頭による情報伝達を行っている。詳細な情報は、大学院用のシラバス、学生便覧および 2 年間のスケジュール一覧表（各種発表、提出物等を明示）を配布することにより、学生に理解しやすいようになっている。

個々の学生の指導教員及び副査は受験時に提出された「研究計画書」に基づいて、研究科委員会で決定され、新入生に対して当該指導教員が履修の相談にのるための面談期間を

設け、履修研究計画書の作成サポートをしている。修士1年目の6月～7月には、学生による研究計画発表の場を設け、指導教員および原則2名の副査から研究の方向性についての助言が受けられるシステムになっている。修士2年目の10月には修士論文または特定課題研究の中間発表を実施し、主査、副査および他教員より修士論文や特定課題研究の完成度についての評価、助言が受けられる。当中間発表は修士1年の学生にもその聴講が奨励されている。

本大学院には社会人学生や外国人学生もいるが、その入学試験は一般学生と同じである。入学後彼らに対して特別な教育課程を編成する必要性は認められないが、外国人学生に対しては必要があれば語学面での補助をする等の修学支援がなされている。5年以上の実務経験を有する学生に対しては、その経験が本大学院が開講している授業科目の内容に合致していると研究科委員会が判断したときは、10単位を限度として単位認定し、在学期間を1年に短縮できる制度を設けている。逆に、勤労学生等を想定して、在学期間を8年までにするのできる長期履修生制度もある。

本大学院では専門家・実務家の養成を目指しているため、複数の実務演習科目と研修科目を開講し、各専門分野の経験豊かな教員により、理論と実践の両面を視野に入れた指導が行われている。実務演習科目では何らかのプロジェクトの立案・実施・評価の実践を学べるようになっている。また学外での研修や活動においては、教員のネットワークを活用し、専門機関での研修やインターン体験ができるように環境を整えている。

「国際文化交流研修（国内）」と「国際文化交流研修（海外）」では国際文化交流及び国際協力の関連機関における2～3週間の講義と3週間の短期インターンが義務付けられ、将来の専門家・実務者としての見識を深める機会となっている。「国際文化交流研修（海外）」は米国ワシントンD.C.で実施され、ワシントンD.C.での短期インターン研修も行われている。この場合は、当然のことながら語学力が問われることとなり、優れた語学力は同研修を受ける場合の必須条件となっている。これとの関連で、英語のスキルアップツールである「e-learning システム」が平成16年度より導入され、学生が自主的に英語力を高められる環境が整えられたが、これは大学院生にも開放されている。

学生が適切な環境で修学できるよう、大学院用演習室2室、大学院生研究室2室が設立当初より設けられている。演習室には、プレゼンテーション、ドラフティング、企画立案等の授業に代表されるマルチ・ユースに対応できるよう、LANおよびAV機器（42インチ移動式プラズマディスプレイ、VTR・DVD等）の設備が備わって適宜使用されている。大学院生研究室には、LANに接続可能な自習用の個人用ブースが置かれ、研究その他に集中できる環境となっている。在学生数の増加の場合も、個人ブース数は増やされており、ノート型パソコンの貸し出しも拡充している。

本学図書館は、国立情報学研究所の図書館間相互協力システム（NACSIC-ILL）に参加しており、2010年度よりは外国語雑誌の論文情報を総合的に網羅するフルテキスト・データベースが導入され、学外からも、当該データベースが利用できるようになった。

【点検・評価】

各学生の研究計画に沿った適切な助言指導が継続的に行われており、学生が研究の進捗ペースを維持する上での組織的な支援体制は充実していると考えられる。研究内容については、主査、副査による定期的な指導のほかに、専門家・実務者の養成という本大学院の

性格上、実務演習科目、国際文化交流研修、インターン研修を通じて、現役の専門家・実務者との接触の機会を豊富に設けており、本大学院の設立目的に沿った支援体制が整えられている。学生が海外での研修や留学に際して修得した単位も、修了に必要な履修単位として大幅に認められるなど、高度な専門性や実務面での能力を習得するための配慮も十分になされている。既に、この制度を利用して、海外の研究機関でのインターン及び研究活動を行い、優れた修士論文をまとめ、修了後、公務員としての国際協力分野で活躍している者もいる。この制度を利用する学生も徐々に増えており、一定程度の効果が認められる。

【将来への方策】

本大学院の性格上、各学生の進路目標は極めて多岐にわたるため、一人ひとりに対するきめ細かな、更なる修学支援が必要となる。具体的には、各学生の研究分野に応じた、主査・副査やその他の教員による実務家・専門家との接触機会の拡大支援、インターン先の情報収集とルートの確保、更に学外での研修、特に海外での研修に際しての資金・危機管理面での支援体制の充実等も今後求められるであろう。

本大学院が目指す国際文化交流の担い手となる専門家、実務家の養成にあっては、学生それぞれの目標に適った外部での研修が重要な位置づけとなっている。特に文化マネジメントと国際協力の分野は、実務内容の専門分野が多岐にわたるため、研修先や進路先についての情報収集とルート開拓を組織的に取り組むとともに、各機関との接触機会の拡大・維持・協力を行うための何らかの組織体制が必要となろう。海外での研修支援体制の資金面・生活面・危機管理面での充実を図るための取り組みも急がれる。

（２）生活支援

①奨学金制度

【現状の説明】

本学大学院では、毎年、成績優秀な学生1名に対しては、学部生と同様に「安倍能成記念教育基金女子大学大学院奨学金」45万円が、また、特色ある研究活動育成のために2名の学生に対して「学習院女子大学大学院学業優秀者給付奨学金」30万円が給付されている。

一方、学費支弁の困難な学生に対しては、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金」の他、留学生に対しての「独立行政法人日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費」等他大学と同様の奨学金制度は勿論のこと、学習院女子大学独自の「学習院女子大学・大学院奨学金」制度を設けて、無利子で学費を貸与している。また、学生本人や保証人が本大学院の学費納付を目的として、本学が指定した金融機関より教育ローンを借用した場合は、申請により金利の一部を奨学金として給付する制度もある。

本大学院の性格上海外留学を目指す学生が多いことを見込んで、海外に留学する大学院生に対しては「学習院女子大学海外留学奨学金」50万円が、また本大学院に在籍する協定留学生に対しても、やはり50万円が給付される制度が設けられている。協定校以外の留学生に対しては、「学習院女子大学外国人留学生奨学金」が年額20万円、さらにこれに加えて成績優秀な大学院留学生に対しての年間30万円の給付奨学金が用意されている。

【点検・評価】

1 学年 10 名という小規模な大学院としては、本学の奨学金の制度は充実していると言えるであろう。ただ、奨学金が用意されているにもかかわらず、海外への留学希望者は少なく、また現在まで協定留学校からの大学院への受け入れ実績はゼロであり、本学大学院が国際交流の専門家・実務家養成を目標としている以上、この問題を等閑視することは出来ないであろう。

海外への留学希望者が少ないことに関しては、現在、国際文化交流研修の一つに海外への留学プログラムを組む等のカリキュラム改編に着手している。

②心の問題等の支援

【現状の説明】

前項（VI－1－（2）－④）でも述べたが、大学院生の心の問題等の支援の場としては、カウンセリングルームがある。2004 年の大学院開設に伴い、大学院生へも学部生同様の対応がなされている。

大学院生のカウンセリングルーム利用状況は、年度により多少の増減はあるが、総じて増加傾向がみられる。大学院生の相談者数は、毎年、平均して 2～3 名であり、来談者率は 7.4～11%となっている。進路・家族・恋愛・学業が主な相談内容であり、学部生と同様の傾向を示している。

【点検・評価】

大学院生においては、カウンセラーへの相談件数は少ないが、「大学院生なのにカウンセリングルームに相談するのは恥ずかしい」という意見が寄せられたことに対しての何らかの対応が必要であろう。

【将来への方策】

カウンセリングルームがより身近で年齢を問わない相談場所であることを、大学院生に対して積極的に発信すべく検討中である。

（3）進路支援

【現状説明】

大学院生に対するキャリア教育・就職支援活動に関しては、学部学生との質的差異を考慮し、指導教員が個別に学生と相談しつつ行なっている。ただし、同支援活動に際し、学部学生の指導と基本的に変わらない事項については学部と共通のプログラムを大学院生にも適用し、就職部が中心となり、学校法人学習院及び学習院大学の関連部署などと連携しつつ組織的に取り組んでいる。詳細は VI－1－（3）に記されている通りである。

【点検・評価】

大学院生の就職実績についてみると、就職率は 2005 年度 80.0%、2006 年度 90.0%、2007 年度 100.0%、2008 年度 100.0%、といずれの年度も高い水準を維持してきたが、2009 年度は 33.3%と急落した（その他根拠 VI－10）。

こうした数字の背景には、2005 年度から 2008 年度にかけては景気の回復による追い風、2009 年度はリーマン・ショックに端を発する世界同時不況という逆風、など、その時々の

事情があり、それらが就職率にも影響を及ぼしたといえる。しかしながら、大学院はそもそも定員が1学年10名であり、修了者数も、最も多い2006年度で14人、最も少ない2008年度では5人と数が限られており、そのうち、就職希望者は更に少なくなるので、大学院生の個別の事情（大学院後期課程への進学希望など）を勘案すれば、就職率を百分比で示すことには、良きにつけ悪きにつけ、さほど重要な意味があるとはいえないであろう。

就職先についてみると、国際企業や博物館、更にはアート・マネジメント関連企業に就職する学生も出てはいるが、本大学院が期待しているような分野への就職は必ずしも多いとはいえない（その他根拠 VI-11）。

【将来への方策】

今後は所期の目的を達成すべく、就職支援プログラムを更に増やすといった小手先の対処策をとるのではなく、基本に立ち返り、科目間のシナジー効果を高め、教育の効果を極大化すべく、プログラム制（その他根拠VI-12）を導入して、学生の目的意識を明確化させ、それにふさわしい受講科目の組み立て方を指導することによって、教育の有効性を高めることを検討している。

VI-3 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成22年度版）』
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学学則」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学大学院学則」
- 学習院女子大学資料3・・・『学生便覧』
- 学習院女子大学資料3・・・『Students' Handbook』
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院におけるハラスメントの防止等に関する規程」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院におけるハラスメントの防止等に関する指針」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学人権侵害調査委員会規程」
- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学人権問題委員会規程」
- その他根拠 VI-1・・・「学習院女子大学奨学金一覧」
- その他根拠 VI-2・・・「健康診断実施項目」
- その他根拠 VI-3・・・「健康診断受診状況」
- その他根拠 VI-4・・・「年間保健室利用状況」
- その他根拠 VI-5・・・「学習院女子大学カウンセリングルーム規程」
- その他根拠 VI-6・・・「カウンセリングの相談者数と相談回数」
- その他根拠 VI-7・・・「相談者数と延べ相談回数の推移」
- その他根拠 VI-8・・・「主訴別相談件数」
- その他根拠 VI-9・・・「就職関連科目」
- その他根拠 VI-10・・・「大学院修了者就職率」
- その他根拠 VI-11・・・「大学院修了者就職・進学先一覧（2009年度まで）」
- その他根拠 VI-12・・・「大学院新カリキュラムのプログラム概要（2011年4月より）」

第Ⅶ章 教育研究環境

Ⅶ－１ 環境の整備および確保——現状・点検評価・将来への方策

【到達目標】

本学の環境整備の基本方針は、「現在キャンパスにある豊富な緑に囲まれた環境を保持しつつ、新たな緑地の整備を含め地球環境へ配慮した環境整備を進めるとともに、教育・研究環境の安全性の確保及び充実」することである。

（１）環境整備の方針

【現状の説明】

上記の到達目標を踏まえ、短期的には施設・営繕予算要求という形で、毎年度５～６月にかけて次年度の環境整備方針について、優先順位なども含め学内的コンセンサスを形成する。当該予算要求を法人に提出し、学校法人学習院（以下「法人」という。）施設部との予算折衝を経て次年度の環境整備計画が確定する。このような過程で、先送りされる案件も出てくるが、予算との絡みで止むを得ない。しかし、毎年度施設・営繕予算についての審議を繰り返すことによって、積み残しの問題を徐々に解消し、新たな問題の発見という作業を確実に行うことによって、短期的環境整備の方針について、学内的にも法人執行部との関係においても共通認識が形成される。

次に、中長期的方針の策定については、毎年度当初、各学科、各附置研究機関、附置施設、大学院及び厚生保健施設等から中長期計画の提出を求め、再確認するとともに、状況の変化に応じた修正を加え、運営委員会及び教授会の審議を経て、法人（総合企画部）に提出する。これらの中長期的計画は、本学の場合、大学設置基準に定める諸条件については既に全面的にクリアしているので、当然にして「よりよい教育研究環境の整備」を主眼とすることとなる。例えば、緑豊かな教育環境の保持と推進、情報設備・機器の充実・刷新、図書館書庫スペースの拡充・整備、キャンパスのバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）等の項目毎にその具体的方針を再確認することとなる。従って、これらに盛り込まれた中長期的方針の内、緊急を要する案件や短期的に達成可能な案件は、翌年度の予算要求に反映させ、法人との折衝を経て実施されることとなる。

【点検・評価】

施設・設備に関しては、旧耐震基準によって建築された５号館・６号館を２００９年度に新耐震基準適合させるべく耐震改修した。また、２０１０年度には、３号館のアスベスト除去工事を行った。今後とも利用者の安全性の確保を考慮しつつ、本学の貴重な財産である伝統的建築物の保護整備と障害者や高齢者にやさしいユニバーサルデザインを調和させていく方針である。

また、教育研究の設備環境は、２００４年度の２号館新築時に飛躍的に向上したマルチメディア設備を始めとして老朽化しつつある機器の更新や新規増設（その他根拠 Ⅶ－１ 参照）

等、上記の「方針」に従って着々と進めている。

上述のように、環境整備の方針は、施設・設備に対するたゆみない点検・評価を踏まえているとともに、実現可能性、時代の進展に対する即応性、等々の観点からも適正に機能していると評価している。

【将来への方策】

中長期的方針の絶え間ない見直しに継続的に取り組む。特に、留学生の住環境の充実等、グローバル化の更なる進展を見据えた方針の策定及び高等教育機関の公共的役割という観点に立脚した、地域社会の文化的環境整備に資するキャンパス計画の策定を当面の課題としたい。

(2) 校地・校舎・施設・施設計画・整備計画

【現状の説明および点検・評価】

本学は、新宿区戸山にあり、敷地面積 66,141 m²の中に学習院女子中・高等科が併設されている。本学の校地面積は 25,312 m²あり、設置基準上必要な 14,400 m²を上回っている。校舎面積は 14,590 m²あり（設置基準上必要面積は 7,074 m²）、その内訳は以下の通りとなっている。

- ・ 2 号館 (5,597.63 m² 2004 年 9 月竣工)：ホール (500 人収容)、大教室 1、中教室 6、小教室 9、小演習室 2 調整室付スタジオ、情報演習室 2、CALL 教室 4、和室 3、学生研究室 1、就職情報室 1、サポートセンター 1、講師控室 1、書店・売店 1
- ・ 4 号館 (1,879.55 m² 1912 年竣工)：教員個人研究室 42、3 学科事務室、3 学科共同研究室、3 学科印刷室、院生研究室 2、カウンセリングルーム、保健室
- ・ 5 号館 (1,056.28 m² 1973 年竣工)：理科系実験室 4、教室 6、環境教育センター事務室
- ・ 6 号館 (1,252.64 m² 1975 年竣工)：教室 5、博物館実習室 1、資料収蔵室 1、スポーツ・健康科学準備室、スポーツ・健康科学事務室
- ・ 7 号館 (1,935.87 m² 1994 年竣工) 国際文化センターと称し、本部棟を兼ねる。：女子大学事務室、留学生センター、学長室、学部長室、会議室 2、AV ホール、語学教育センター事務室、小会議室、CALL 教室 2、教室 9
- ・ 渡廊下 (2～6 号館・4 号館車寄:192.89 m²) (2～5 号館:60.77 m²)
- ・ 女子大連絡通路 (2 号館～7 号館間:59.04 m²)
- ・ 戸山図書館 (2,545.46 m²:1982 年竣工)：教室 4、図書館
- ・ 正門守衛所 (9.92 m²:2007 年竣工)

【将来への方策】

長期的には新研究室棟の建設、学習院戸山講堂（仮称）の建設、学習院女子教育資料館（仮称）の設置、総合リサイクルセンター（仮称）の設置等について、学習院女子中・高等科や学校法人学習院とのコンセンサス作りを視野に入れておきたい。

短期的整備計画としては、安全面の整備としてアスベスト除去工事・耐震診断と耐震改修工事、正門から続く桜並木の照明増設工事、バリアフリー対応としてキャンパス全体を見直していく。教育環境および課外活動・福利厚生施設拡充については、テニスコートの全天候型化とその周辺整備を行いたい。また、歴史的建造物・文化財の保存と活用を中心とした整備として、4号館を国指定の登録文化財に登録申請し、耐震補強工事を施した上で、上記の学習院女子教育資料館（仮称）としての再活用を検討していきたい。

（３）整備状況

【現状の説明及び点検・評価】

前回(2005年度)の自己点検・評価以降の施設の整備状況について、「学習院新長期計画」（その他根拠Ⅶ－10）で課題として挙げられた「歴史的建造物・文化財の保護と活用」のための工事、利用者の安全性確保・利用環境の整備のための工事を中心として以下に列挙する。

重要文化財「学習院旧正門」の修復工事。（2006年度・2007年度）

6号館空調機械室アスベスト除去工事。（2007年度）

7号館745及び755教室（LL教室）のCALL教室化（ネットワーク工事含む）、マルチメディア中・小教室の機器の入替え（2007年度）

戸山図書館824教室の改修工事（2007年度）

食堂運業者変更に伴う食堂改修工事（2008年度）

6号館1階各教室冷暖房装置入替工事（2008年度・2009年度）

6号館1階トイレ全面改修工事（2008年度・2009年度）

2号館やわらぎホール音響改善工事（2009年度）

3号館給排水設備改修工事（2009年度）

5号館・6号館耐震補強工事（2009年度）

5号館521・6号館612、613、635教室マルチメディア化システム工事（2009年度）

体育館空調設置工事（2009年度）

3号館アスベスト除去工事（2010年度）

テニスコート休憩シェルター設置及び給水設備設置に伴う電気工事（2010年度）

【将来への方策】

上記の整備計画を具体化するための情報収集、法人及び女子中・高等科との調整等を進めていく。

（４）維持・管理、安全・衛生の確保

【現状の説明及び点検・評価】

日常的な維持・管理として、メンテナンスを中心とした軽微な修理・建物や敷地の清掃については、施設総合管理業務の委託業者に、また構内のごみ回収や樹木の簡単な剪定等

は用務員室スタッフがを行い、業務の切り分けを行いつつ実施している。

日常的な維持・管理を超える部分については、目白にある法人・施設部が責任部署となり、中・長期的な修繕（外壁改修・屋上防水工事・電気や空調等の設備更新工事）を計画している。その他、学生や教職員から寄せられる施設面の問題点・改善点の指摘や要望を受け止め、学内で改修等が必要と判断したものについては、施設・営繕予算として要求・予算化していく。なお、問題点・改善点が緊急を要するものについては、期中でも特別支出を講じ、実施している。特に、本学のある戸山キャンパスは都心にありながら緑豊かな環境を保全しており、設置基準第34条「…学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。」にいう、いわゆる「空地」に相当する面積は、10,490 m²を有している。これらの空地は、庭園、中庭、正門からのアプローチなどからなっており、ソメイヨシノ、ヤマザクラ、オオシマザクラ、ヒマラヤスギ、ケヤキ、メタセコイヤ、エノキ等の巨木も多く存在している。これらには老木も多く、枯れ枝の落下による事故の危険性も高い。このため、高所作業車の導入による枯れ枝の切除には年間を通して注意を払っている。

また、整備の拡充を進めているマルチメディア機器、特にパソコン台数は飛躍的に増加した（その他根拠Ⅶ－1）。学内でのサポート体制とともに、目白キャンパス（学習院大学計算機センター）に組織される「コンピューターシステム支援組織」による学校の枠を超えた支援体制も整っている。

【将来への方策】

学内での管理・サポート体制と法人・学習院大学との連携による管理・サポート体制を維持していくため、今後も、法人・施設部等との相互理解・意思疎通が必要である。しかし、キャンパスが位置的に離れていることから、相互理解・意思疎通が必ずしも十分とはいえない現状を改善し、法人とともに本学の中・長期的な施設・設備整備計画に係る目標を共有化し、協同してその目的を実現していけるような体制を形成していく必要がある。このために、既存の協議機関である校地校舎第4部会を今まで以上に有効に活用したいと考えている。

Ⅶ－2 図書館・学術情報サービス——現状・点検評価・将来への方策

大学図書館は、大学の教育・研究上必要な資料を収集し、整理、保管して利用に供することを第一の目的としている。時代の変化によって、大学が扱う情報は質・量共に大きく変化しているが、図書館の基本的な役割である、情報を収集、蓄積して速やかに利用者に提供することは、図書館の使命として現在も生き続けている。しかしながら、情報化時代の様々な変化に対応して、利用者の多様な要望に応えるべく、図書館は多くの課題に対して、日々真摯に取り組んでいる。

（1）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

【現状の説明】

図書資料の収集は、専任教員が各学科や付置機関に関する学習用および研究用図書の選定に当たる一方、図書館スタッフによる選書委員が、全学的に必要とされる基本図書、開講科目を中心とした学習図書や参考図書、教養書・入門書の選定を行っている。選定された図書資料は原則として書店発注システムを利用して発注することで、短期間で図書資料を利用者に提供できる体制となっている。また、これら通常の資料選定を補完する目的で、以下の方法も合わせて行っている。

①「シラバス」に掲載されている授業の解説のうち、参考図書に指定された図書資料を購入する。

②「購入希望図書」(リクエスト)サービスを実施して、学生から購入希望が出された図書資料については、可能な限り購入する。過去 3 年間の受入冊数は 2007 年度 5,227、2008 年度 4,877、2009 年度 7,420 である(その他根拠 VII-2)。

例年 5000 冊程度の図書資料を受け入れているが、2009 年度は電子ジャーナルの導入の際に行った外国雑誌の大幅な見直しにより、経常図書費に余裕が生じ、その分の経費で授業科目に関連した基本図書を購入したことで、受入冊数が増加した。なお、2009 年度末の蔵書冊数は 185,813 冊となっている。

これまで当図書館では電子ジャーナルの導入が進んでおらず、立ち遅れていたが、2009 年度に継続購読していた外国雑誌を大幅に見直すことで、以下の電子ジャーナルを導入することになった。

①ProQuest Research Library

②EBSCOhost Academic Search Premier

この他、2010 年度には③JSTOR Arts & Sciences I～IIIを導入した。電子ジャーナルに対する教員からの要望は以前から図書館に寄せられていたが、予算上の制約のため実現できずにいた。今回その第一歩を進めることになった。視聴覚資料の所蔵タイトル数は 2009 年度末現在、合計 2,569 である(その他根拠 VII-3)。

また、データベースについては、契約数が年々増え続けているが、限られた予算の中で遣り繰りしながら、有用なデータベースの選択をしている。本学図書館が契約しているデータベースは以下のとおりである。この他、CD-ROM、DVD-ROM 等のデータベースの収集にも努めている。

①新聞記事データベース

聞蔵 II ビジュアル(朝日新聞記事 DB)、毎日 News パック(毎日新聞記事 DB)、ヨミダス歴史館(読売新聞記事 DB)

②雑誌記事データベース

Cinii(NIIの学術論文情報 DB)、雑誌記事索引集成(雑誌記事索引 DB)、Web MAGAZINEPLUS(雑誌情報 DB)、大宅壮一文庫雑誌記事検索、日本近代文学館、

③辞書・事典データベース

日国オンライン、国史大辞典

④その他のデータベース

Japan Knowledge、ネットで百科

【点検・評価】

2008 年度における本学図書館の学生 1 人あたりの受入冊数は 2.8 冊で、私立大学全体の平均値 2.0 冊を、国立大学等を含めた大学全体の平均値 2.2 冊をそれぞれ若干ではあるが上回っている。また、学生 1 人あたりの蔵書冊数においても、本学図書館の 105.0 冊は、私立大学全体の平均値 82.5 冊を大きく上回り、国立大学等をふくめた大学全体の平均値 100.4 冊に対しても若干ではあるが、多い結果となっている。これを量の面だけでみると、本学の図書館資料は十分との評価もできるが、2010 年の 1 月から 3 月にかけて学生対象に行った図書館アンケートでは、図書館に対して不満を感じる要因としてもっとも多かったのが図書館資料についてであった。特に授業に関連する学習の中で、必要とする資料が不十分であるとの指摘が多くあり、本学図書館の蔵書構成にやや問題があることが判明した。

本学は国際文化交流学部という単科大学ではあるが、授業分野・内容は多岐に渡っており、その主題も多種多様である。ひとつひとつの主題について満遍なく基本図書を整備することは現状の図書費では限界があり、効率的な資料の選定が必要となる。

【将来への方策】

効率的に資料を選定するために、図書館員による選書については 2009 年度に選書基準の内規を見直し、より授業に直結した資料を選定することを心掛ける一方、授業担当の教員と連携して、カリキュラムに対応した参考図書や研究図書の充実を図っていきたい。

また電子ジャーナルに対する教員や大学院生の要望はますます多くなることが予測される。2009 年度に初めて広領域分野をカバーする電子ジャーナルの導入を開始したが、これをもって教員等の需要を満たしたとは言えない状況である。今後も電子ジャーナルを積極的に導入するためには、従来の経常図書費の枠だけでは限界があるので、電子ジャーナルに特化した予算枠を別途確保することも検討しなければならない。

（２）図書館施設、職員、開館日・開館時間、図書館の利用状況

【現状の説明】

①図書館施設

本学図書館は、1982 年に学習院戸山図書館として開館した。地下 1 階、地上 3 階のうち、地下と 2・3 階の 3 フロアが女子大学図書館であり、残り 1 階が女子中・高等科の図書室となっている。それぞれの入り口を分けることで、中等教育機関と高等教育機関の区別を明確にしている。戸山図書館としての総面積は 3,587 m²、そのうち女子大学図書館の占有面積は 2,655 m²となっている。座席数は 248 席で、学生数に対して約 15%であり、余裕のある座席数を確保している。

図書館に備え付けてある機器類としては、利用者用端末（OPAC 等データベース検索用）が 14 台、そのうちの 5 台が、学外の商用データベースや CD/DVD-ROM の検索用としても利用できる。また視聴覚室（824 教室）には無線 LAN によるノート型 PC を約 30 台設置しているが、授業として使用する部屋のため、授業の無い時間帯に限定して、学生にこれらの PC の使用を認めている。また、AV ブースを 18 台設置している他、学生がセルフサービスで貸出処理をするために、カウンター横に自動貸出機を設置している。

②職員

現在、女子大学図書館として専任職員 6 名、アルバイト 2 名の計 8 名で図書館の運営を行っている。専任職員の 6 名はすべて司書の資格を有している。管理職を除く 5 名の専任職員は、庶務、図書受入整理、雑誌受入整理、閲覧、レファレンスをそれぞれ担当している。

③開館日・開館時間

開館日は、日曜・祝日および蔵書点検期間等を除く日数で、2007 年度 258 日、2008 年度 259 日、2009 年度 258 日と、ほぼ一定している。

開館時間は、2004 年度以降、通常日は平日が 8:50～20:00、土曜日は 8:50～17:00、休講日は平日が 8:50～17:00、土曜日は 8:50～12:00（その他根拠 VII-4）。

通常開館日のカウンター業務は、平日の開館時から 16 時 45 分までを専任職員およびアルバイトが担当しているが、それ以降閉館時まで、および土曜日 9 時から閉館時までには業務委託で対応している。上記の開館時間帯を専任職員ですべて賄うことは不可能なため、2004 年度から当該時間帯および土曜日の閲覧業務を業務委託に切り替えて現在に至っている。

④利用状況

過去 3 年間の入館者数は近年やや減少傾向にあるが、館外貸出者数および館外貸出冊数は増加している（その他根拠 VII-5）。AV ブース利用件数は減少しているが、2009 年度に視聴覚資料の利用環境の整備・向上を目的とした AV ブース予約システムを導入して、利用に供している。

本学では、1991 年度から目録情報のデータベース化の準備に着手し、1993 年 10 月に図書館システムを稼動した。その後、新規に受け入れられた資料のデータベースへの登録と並行して、遡及データの整備を進め、現在では所蔵資料のほとんどが検索可能となっている。

また、図書館を利用する学生に対して、図書館の使い方および資料の探し方を中心にした各種のガイダンスを行っている。2009 年度に実施したガイダンスは以下のとおりである。

①新入生対象図書館ガイダンス（4 月）新入生に対する図書館の基本的な使い方に関するガイダンス

②在学生対象図書館ガイダンス（9 月）2 年生または 3 年生に対する、卒論の作成に関するガイダンス

③OPAC 検索ガイダンス（4～6 月）情報教育の授業の中で、図書館の検索システムの使い方を説明したガイダンス。年 10 回実施。

④文献探索ガイダンス（随時）授業担当の教員から要請を受けて、より詳細な文献の探し方およびデータベースの利用方法等についてのガイダンス。平成 21 年度は 13 回実施。

【点検・評価】

①図書館施設

当図書館は、開館当時にあつては斬新なデザインが評価され、建築関係の雑誌に紹介され、また 1985 年には、第 1 回日本図書館協会建築賞の優秀賞を受賞するなど、評価の高い図書館であるが、当時まだバリアフリーへの認識が低く、1 階通用口に障害者用のトイレ

を設置する程度であった。しかし、この通用口は半地下で、そこにいたるスロープは斜度がきつく、車椅子利用者が自力でこのスロープを降りることは極めて危険な状況である。一方向正面のエントランスへのアクセスについては、当初ひとつの図書館施設の中に、当時の短期大学と女子中・高等科のふたつの図書館を併設することを目指し、そのため両図書館のエントランスを片方は半分地上から上げ、もう片方は半分地上から下げるといった施しをしたこと、また、館内においてもデザインを重視したための数段程度の段差があること、などによって障害を持って入学してくる利用者の図書館へのアクセスが困難な状況になっている。これにより実際には学生が支障を来すといった事例はこれまでは無かったが、今後の可能性を考慮して、何らかの施設上の対応をする必要があると思われる。

また、年々増え続ける資料を収容するスペースに余裕が無くなりつつあり、計算上では残り 10 年弱で満杯の状態となるが、実際にはあと残り 5～6 年程度で運用面での支障が出るのが予測される。すでに 3 階の開架書架の配架率は 95%に達しており、日常の新着図書や返却図書の配架作業が困難になってきている。図書館には開架書架の他に、参考図書用書架、1 階雑誌書架、地下書架の収容スペースがあるが、参考図書用書架の配架率が 90%、同じく 1 階雑誌書架が 80～90%、地下書架が 70%となっており、地下書架以外はすでにほとんど余裕の無い状況となっている。開架書架で収容できなくなった資料を順次、地下書架に移設しているため、早晚地下書架も満杯になることが予測される。1 階の雑誌書架および地下書架はすでに電動集密書架を設置しているため、図書館内には新たに書架を増設できるスペースがない。2009 年度には除籍に関する規定を定め、その規定に基づいて 2,483 冊の資料を除籍した。これは重複して所蔵している比較的古い資料を廃棄して、少しでも書架を有効に使うことを目的としたものである。

情報機器の設置について、近年の大学図書館では館内に PC を使って学習するためのスペースを提供しているケースが多く見られる。本学の図書館では館内の視聴覚室（824 教室）で無線 LAN によるノート型 PC を約 30 台程度設置して、学生の利用に供しているが、先にも述べたように、教室との兼用のため、授業時間における使用ができず、図書館のサービスとしては安定しているとは言えない。図書館の資料を使いながらデータベースやインターネットの情報を駆使し、学習の結果を PC でまとめるといった図書館の使い方が一般的になっているので、図書館が開館している間は常に利用できるような環境を整える必要がある。因みに、図書館アンケートの中の、施設・設備に関する要望の中で、この PC の利用環境を要望する回答が最も多く、こうした学生の要望に応える必要がある。

②職員

図書館を取り巻く環境の変化によって、図書館職員の専門性のあり方も自ずと変化していかざるを得ない状況になっている。これまで専門的な業務とされた目録作成業務などは、NII（国立情報学研究所）の目録所在情報サービスの利用により、自前で目録を作成する機会が極端に減少し、日常の業務は比較的単純な業務になってきている。また閲覧業務はすでに業務委託の対象となっている。図書館サービスのあり方が変化していくに従って、職員の業務への取り組み方も変わっていかざるを得ない時期に来ているように思われる。

③開館日・開館時間

先に言及した図書館アンケートにおいて、図書館の開館時間については今のままでよいとする回答が、平日については 61.5%、土曜日については 41.5%という結果であった。過

半数の学生が平日の開館時間に対しては概ね満足していることが確認できたが、土曜日の開館時間については、延長を望む声が過半数を超えており、何らかの対策が必要であろう。

④利用状況

入館者数の減少とは反対に、館外貸出者数および貸出冊数はそれぞれ増加している。過去に遡ってみると貸出者数および貸出冊数とも増減を繰り返しているが、貸出者数では直近4年は増加、貸出冊数でも直近2年は増加で、特に冊数30,000冊以上は過去最高の数値となっている。入館者数が減少しながら貸出数が増加していることは、図書館に足を向ける学生は減少しているが、来館する学生は頻繁に来館し、かつよく本を借りる、すなわち、図書館を利用する学生と、利用しない学生とが二極化していることが推測される。

学生1人当たりの貸出冊数をみると、2007年度は11.32冊で、私立大学全体の6.94冊、国立、公立を含めた大学全体の7.67冊を大きく上回っている。因みに、2008年度が13.76冊、2009年度が14.55冊で、学生1人当たりの貸出冊数では、大学全体のトップクラスに位置づけられている。

学生への利用指導のうち、教員から要請を受けて行う文献探索ガイダンスは、近年教員からの評価も高く、依頼件数も増加している。このような評価を大事にして、できるだけ多くの学生に聞いてもらえるよう、積極的に要請に応えていきたい。

【将来への方策】

①図書館施設

障害のある学生が入学してきても、自由に図書館を利用できるための施設の見直しを進めている。具体的には、正面エントランスに対するスロープまたは昇降機の設置、あるいは、1階通用口への昇降機の設置のいずれかの選択となるだろう。いずれにしても、バリアフリー化に関しては、図書館だけの問題ではなく、キャンパス全体のバリアフリー化の一環として捉える必要がある。

資料の収容スペースの問題については、一方で除籍処理を進め、不要となっている資料を廃棄することで、書架の有効利用を進め、増加のペースを少しでも緩和するために、今後も継続して除籍処理を進める予定である。また、電子ジャーナルの導入等も一定の効果が期待できる。しかしながら、これらは書架の狭隘化問題の根本的な解決策にはならないのは言うまでもない。根本的には書架を増設することが第一の解決策ではあるが、すでに触れたように、現在の書架スペースには集密書架を設置しており、これ以上書架を新たに増設するための余地はない。外部の保管業者等に委託することも考えられるが、費用対効果の面や利用面で問題も多い。いずれにしても書架スペースが近々に満杯に近づくので、早急に対策をたてるため、現在検討を進めているところである。

視聴覚室（824教室）とは別に、図書館が開館している間は常に学生がPCを利用できる環境を提供するために、雑誌閲覧室をリニューアルして、PCを14台設置する方向で検討を進めている。そして、このスペースが単なるPCの場所で終わるのではなく、学生に対して図書館職員が何らかの形で関わりを持てる場所にするため、運用方法について検討を進めていきたい。

②職員

図書館の中における管理業務のウェイトが、業務委託や省力化によって縮小していく一

方、教員および学生への支援業務は相対的に重みを増してきている。従来はサービス部門と管理部門とで業務を仕切ってきたが、当図書館のように職員数の少ない図書館においては、すべての職員がサービス部門に関わりを持っていくことが必要になってきている。情報教育の中で行われている OPAC ガイダンス（年 10 回実施）に、従来は一部の担当職員のみが講師として参加していたが、2010 年度からはすべての職員が講師として参加することにしたのも、このような背景によるものである。こうした業務のウェイトが変わることに伴い、新たな知識や技能の習得に向けた研修を進めることも必要となっている。

③開館日・開館時間

図書館アンケートの結果に基づいて、学生からの要望の多かった土曜日の開館時間を 1 時間程度延長することで、平成 23 年度から実施の方向で検討を進めている。

④利用状況

図書館の利用をこれまで以上に促進することを目的として、2010 年 1 月～3 月に図書館アンケートを実施した。アンケートは、図書館の来館者を対象にした記述式アンケートと、全学生を対象にした Web アンケートである。記述式アンケートは実際に図書館を利用している学生の図書館に対する要望などを調査するためであり、Web アンケートは図書館を利用しない学生も含めたより全体的な学生の意識調査を目的としていた。これらのアンケート結果から浮かび上がる学生の図書館に対する要望の中で、実現可能なものから順次実施することで、図書館の効果的な利用を促進していきたい。

このアンケート結果の中で、学生からは卒論に関するセミナーやガイダンスへの要求が高かった。これまでの教員からの要請によるガイダンスだけではなく、図書館が主体的に関わる企画を教員と連携を取りながら進めていきたい。卒論の書き方、卒論のための文献探索法、データベースや電子ジャーナルの利用法などが考えられる。

近年、大学図書館においては、学生の主体的な学習活動を支援する場として、ラーニングコモンズが図書館の中に設置されるようになってきた。本学図書館においても、先の定期的におこなうような利用者教育だけではなく、日常の図書館活動のなかで、学生の学習活動をより積極的に支援していく体制が求められるであろう。

（3）国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

【現状の説明】

本学図書館は、国立情報学研究所（NII）の目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL）に参加し、所蔵データの同システムへの登録および、大学図書館間で文献複写や現物貸借の相互サービスを実施している。

例年、文献複写および相互貸借とも、他館への依頼よりも他館からの受付が多い傾向がある。過年度においては、文献複写の受付件数が 400 件を超える年度もあったが、複写料金の値上げ等により、最近では 120～160 に落ち着いている（その他根拠Ⅶ－6）。

また、本学が加盟している f-campus（学習院大学、学習院女子大学、日本女子大学、立教大学、早稲田大学の 5 大学による単位互換制度）で該当科目を履修している学生の図書館相互利用に関する協定を締結している。

国内だけではなく、BLDCS（British Library Document Supply Center）等へも文献複写

や資料貸出依頼をおこない、国外からの資料取り寄せサービスを実施している。

一方、地域図書館との連携による、地域住民への図書館の開放にはまだいたっていない状況である。

【点検・評価】

他大学の図書館との相互協力については、小規模な図書館ではあるが、積極的に取り組んでおり、相応の実績が出ているものと思われる。本学図書館のホームページに OPAC を公開しており、学外からも最新の所蔵状況を検索することが可能となっている。また、本学図書館は都内中心部に位置しており、交通の利便性も比較的よいことから、他大学からの来館者も比較的多くなっている。図書館サービスを考えた場合、もはや一図書館が単独でできる範囲は限られてきている。他大学等との積極的な相互協力なしには、十分な図書館サービスの提供は不可能な状況といえるだろう。

一方、図書館の地域への開放については、本学が同じ敷地内にある女子中・高等科と連携して、キャンパスのセキュリティを強化してきており、そのことが地域・社会に対してやや閉鎖的になってきた面もあった。図書館の地域への開放と、キャンパスのセキュリティの確保とをどのようにバランスをとるのが課題となっている。

【将来への方策】

近年、大学には地域・社会に開かれた大学としての役割が求められている。いつまでも地域・社会に門戸を閉ざしているわけにもいかない。2007 年 4 月 1 日付大学基準協会「加盟判定審査結果ならびに認証評価結果」での指摘を受けて、本学図書館としても地域への利用の開放を実現すべく、2010 年度より、本学がある新宿区との図書館利用の相互協力に向けて学内での検討を開始した。

VII-3 教育研究等支援体制および整備——現状・点検評価・将来への方策

(1) 全学的支援体制（教務委員会）

本学中長期計画において教育研究の整備に関する方針が明確に定められている。特に、本学の特徴である少人数制による授業運営では、少人数に対応した教室整備、上限の学生数を超えた場合の増コマの対応（外国語科目 1 群）、視聴覚教材に対応した教室の整備をすでに実施している。また、積極的かつ主体的な授業参加を促すためにティーチング・アシスタント（TA）制度を導入している。なお、それぞれの学科や共通科目には学生支援に直接携わる副手を配属し、学生支援体制を充実させている。

(2) ネットワーク委員会

【現状の説明】

a. 委員会の構成と業務

本学では、コンピュータネットワークの運営に関する重要事項、特に予算に関する審議を行うためにネットワーク委員会を置いている。委員は、日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、司書課程、語学教育センター、環境教育センター、大学院から各1名の教員が選出され、また、総務部および図書館から各1名の職員が、これに加わり、合計9名で構成されている。(2009年からは、情報システム管理主任が加わった。)

業務として、三年に一度行われる「学習院女子大学教育研究用コンピュータシステム」の更新の際には、各委員が、各学科・課程・部署の要求を取りまとめ、これを委員会で審議し予算案を決定している。このほか、運営に関する重要事項として、「学習院女子大学教育・研究用コンピュータシステムの運用管理に関する申し合わせ」(その他根拠 VII-11)の見直し等を行い、教育研究の環境整備をしている。

b. 「学習院女子大学教育研究用コンピュータシステム」の現状と管理体制の整備

語学教育でのパソコンの利用拡大にともない、パソコン台数が急激に増加した(第VII章-1-(4)にあげた【その他根拠 VII-1】を参照)。2008年度までは、1名の教員と副手1名が管理を担当していたが、2009年度からは、実質的变化はないが、情報システム管理主任(教員)と副手1名の体制になった。

新しく管理体制の整備することが委員会で検討された。2009年に、管理体制の整備を目的に「情報システム管理主任」の設置と助教1名の増員を法人に要求した。この「情報システム管理主任」の設置は、重要性が高まるコンピュータシステムの管理責任者を明確にすることが目的であり、助教1名の増員は管理業務の負担増への対処と授業改善等のサポート要員の確保を目的としている。

結果として、「情報システム管理主任」の設置は認められたが、助教の増員は認められず、2010年度も引き続き法人に要求することとなった。

c. 情報化予算について

社団法人私立大学情報教育協会による「平成21年度私立大学情報投資額調査集計結果(最終)」によれば、本学の学生1人当たりの研究教育の情報投資額は、約2.5万円で、調査対象全316校中300位前後で、また文科系単科大学の中では最下位となっている。平均値の5.5万円と比較しても半分以下となっている。他大学よりも効率的な投資をしていると考えることもできるが、長期的視点で考えると、他大学に遅れをとりつつあると考えるべきであろう。

【点検・評価および将来への方策】

本学の情報化で最大の問題は、「助教の増員が認められないこと」に要約される。

現状の体制では、システムの維持だけで精一杯であり、長期的計画を立てても実現できる状況にない。また、予算について見ても、仮に他大学の平均値(学生一人当たり5.5万円)程度に増額したとすると、約一億円になるが、教員1名と副手1名という体制では、有効に予算を執行するのは困難と考えられる。

また、教育研究において、情報技術の活用は必要不可欠なものになっており、本学の情

報化の推進や教育研究の支援のためにも、高度な専門知識を持つ教員の増員が急務となっている。

(3) 収蔵資料管理運営委員会

【現状の説明】

2005年4月、学芸員課程発足にともない、6号館1階の実習室の隣に資料収蔵室を設置した。本学の前身学習院女子短期大学の歴史編纂の際に収集した資料や、卒業生等から寄贈された資料等を保存・管理する施設である。学芸員課程をはじめとする授業、本学全般の教育・研究に資することを目的としている。広さは59.025平方メートル、室内に収蔵棚や空調設備を設けた。

翌2006年5月、資料収蔵室・資料、及び2号館1階展示スペースを管理・運営する組織として当委員会が発足した。委員会は学芸員課程委員の中から選出された2名と、委員長指名する委員若干名で構成される。委員長は学芸員課程委員の互選により選出し、学長が委嘱する。

来る2011年に学校法人学習院全体の組織として学習院アーカイブズが設立される予定であり、本学では当委員会がその分枝としての役割を担うことになる。現在、その点を念頭に置いて、具体的な事業を展開している。平成21年度女子大学の戦略的事業として行った活動は次の通りである。

①講演会の開催(6月25日)

演題：「学習院女子教育の歴史―新出資料から―」

講師：桑尾光太郎(学習院アーカイブズ準備室)

実施にあたり、ポスター・ちらしを作成し、学内外に周知した。来場者は140名。

②展示会「学習院戸山キャンパスのうつりかわり展」の開催

会期：2009年10月17日～12月18日

会場：2号館1階展示スペース

江戸時代から現代に至る戸山の地の時の流れを、Ⅰ. 尾張藩下屋敷時代、Ⅱ. 近衛騎兵連隊時代、Ⅲ. 戦後のキャンパス、Ⅳ. 高度成長期のキャンパス、Ⅴ. 昭和から平成へ、そして現代、に分け、写真パネルや現物資料で示した。また、キャンパスの歴史を物語る資料は、国指定重要文化財の正門等、構内に点在しており、それらを紹介した歴史マップや、展示物を紹介したリーフレットを作成し、来場者に配布した。アンケートによると、来場者は10代から80代まで年齢も幅広く、教職員・学生、卒業生、一般のほか、同じキャンパスで学ぶ女子高等科生の姿が目立った。

③収蔵資料の整理とデータベース化

収蔵資料の内、とくに旧近衛騎兵連隊関係と、短期大学時代の写真資料について、目録作成を進めると同時に、専門業者に委託し、画像データベースを作成することにした。旧近衛騎兵連隊分はアルバム冊子体も試作した。

④設備の充実―展示ケースの設置

展示ケース(四面ガラスケース1個、覗きケース2個)を購入し、2号館1階展示スペースの前に設置した。

⑤ 雛人形の展示

卒業式・入学式の時期にあわせ、2010年2月21日から4月16日にかけて、2号館1階展示スペースで、雛人形(石本家寄贈)の展示をおこなった。檜扇(短期大学国文学研究室原蔵)や日本文化学科徳田和夫教授所蔵の軸物も展示した。

このほか、劣化が進んでいる六曲一双の屏風(石本家寄贈)の修復を検討したが、経費不足により見送った。

【点検・評価および将来への方策】

当委員会の活動は2009年度女子大学の戦略枠事業として一定の成果を挙げたと評価できる。とくに新宿区の広報の「区民のひろば」に「学習院戸山キャンパスのうつりかわり展」(その他根拠 VII-12)の開催をPRし、近隣住民の来場を得たことは、本学施設の地域への開放の一端と位置づけられる。また同じキャンパスにある女子中・高等科との交流の機会にもなった。

ただし上記の事業は、法人の戦略枠予算の裏づけがあってできたことである。当委員会には経常費というものはなく、また専任の職員もいない。すべての企画・運営は教員組織の委員会と、学芸員課程の副手・アルバイトが行っており、院生・学生の協力が欠かせない。

恒常的に資料を整理し、目録を作成し、電子化を進め、常設展示を行うためには、専門的知識・能力を備えたスタッフの配置と経常費の予算化が必要である。

ハード面では、教室を改造した現収蔵室は消火水槽の上にあり、空調が作動せず、室内が高湿度となってしまうことがある。この点は早急に改善されなければならない。スペースも資料を新たに受け入れるには狭隘である。

なお2011年に設立される学習院アーカイブズの一環で、戸山地区の女子中・高等科と女子大学では、今後の建設計画の中で新たに保管スペースを確保して、独自に記録史料の管理を行うことになっている。女子中・高等科は新校舎の建設が進んでおり、年史の編纂事業も進展しつつある。よって女子大学と女子中・高等科は連携して、所蔵資料を整理・保存・管理・活用・公開するための体制作りを計らなければならない。そして将来的には女子大学及び女子中・高等科共同利用施設としての「学習院女子教育資料館」の設置が望まれる。

VII-4 研究倫理に関する整備状況——現状・点検評価・将来への方策

本学教職員は「学習院女子大学コンプライアンス規程」(その他根拠 VII-7)にもとづき、社会的信頼性と業務遂行の公正性に努めている。特に研究倫理に関しては、日本学術会議の提案する「科学者の行動規範」に準拠して2008年4月に「学習院女子大学における研究者の行動規範」(その他根拠 VII-8)を制定した。これは、本学の学術研究の信頼性および公正性の確保を目的とするものである。研究実施に伴う不正行為の防止や公正な環境の確立、人権・福利など研究対象への配慮、さらに知的成果の正当的評価や知的財産権の尊重、あらゆる差別の排除や利益相反などが心がけられ、適切に対応している。

また「学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する規程」（その他根拠Ⅶ－９）も制定されている。研究費には、本学から給付される個人研究費や特別研究費のほか、学校法人から給付される研究費や助成金、また科学研究費等の競争的資金や外部団体からの受託研究費がある。これらについて研究者は、法令や関係規則を遵守するとともに、適正に管理・運用することが求められている。本学では近年、若手研究者が新規採用されるに伴い、科学研究費の採択件数が増えるなど、大学全体としての競争的資金の受け入れ状況に変化がみられる。こうした状況に対応するためにも、より適正な予算執行の状況把握や、経理的および事務的処理の手続きに問題がないか、常にチェックできる体制づくりが今後とも肝要である。

Ⅶ－５ 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成 22 年度版）』
- 学習院女子大学資料 3－１・・・『シラバス』
- その他根拠 Ⅶ－１・・・「パソコン台数の変化」
- その他根拠 Ⅶ－２・・・「図書資料の受け入れ状況」
- その他根拠 Ⅶ－３・・・「所蔵視覚資料のタイトル数」
- その他根拠 Ⅶ－４・・・「図書館の開館状況」
- その他根拠 Ⅶ－５・・・「図書館の利用状況」
- その他根拠 Ⅶ－６・・・「学外図書館との相互サービス状況」
- その他根拠 Ⅶ－７・・・「学習院女子大学コンプライアンス規程」
- その他根拠 Ⅶ－８・・・「学習院女子大学における研究者の行動規範」
- その他根拠 Ⅶ－９・・・「学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する規程」
- その他根拠 Ⅶ－10・・・「学習院新長期計画」
- その他根拠 Ⅶ－11・・・「学習院女子大学教育・研究用コンピュータシステムの運用管理に関する申し合わせ」
- その他根拠 Ⅶ－12・・・「学習院戸山キャンパスのうつりかわり展」パンフレット

第Ⅷ章 社会連携・社会貢献

Ⅷ－１ 社会との連携・協力に関する方針——現状・点検評価・将来への方策

社会との連携・協力に関しては、外部団体との共催・後援事業も必ず年間に複数回実施しており、授業・学校行事に差し障りのない範囲で、施設を外部団体に提供するシステムも整備されている。そのほか、教員個人がさまざまなプログラムを通して、学内事業を外部に開放し、地域社会の文化的豊かさの増進に貢献している。

【点検・評価】

学校としては個々人に任せているが、社会に開かれた大学としてのありかたに必要なことであり、教員の対外的意識をより高めるためにも、学校として全体像を把握して周知させることも必要であろう。

【将来への方策】

各セクションごとに教員から申告を募り、運営委員会等で総合し、全教員に実態を周知させるようにする。

Ⅷ－２ 教育研究成果の社会への還元——現状・点検評価・将来への方策

（１）教育研究成果の国際社会および地域社会への還元

——現状・点検評価・将来への方策

①国際貢献

【現状の説明】

a. ラオス研修

2004年度から年に2回、ラオス人民民主共和国にて学生の国際貢献・協力への理解と認識を深めることを目的とした実践的な国際協力研修を実施している（2月に授業として、8月に学校法人学習院の国際交流協力事業として実施。毎回25名程度の学生が参加。その他根拠Ⅷ－１）。主たる活動としては、《ラオスでは》①農村でのホームステイ・交流・調査（伝統的なラオスの生活体験、教育機関訪問等）、②JICAやNGO等の国際協力および政府機関スタッフによる講義、《日本では》①ラオス渡航前の3カ月の事前学習・準備、②報告会開催、③報告書作成、④中/高等学校での開発教育プログラム実施、が挙げられる。また、日本の国際協力NGOでのインターン活動も研修の一部として盛り込まれ、東京とラオスの首都ビエンチャンでインターンとして活動に従事する学生もいる。

本研修の主たる成果として、①学生の視野を広げ、知識と行動両側面から国際人としての責任感の芽生えを促すこと（農村でのホームステイでの体験を通し、開発途上国における開発がもたらす人々の生活の変化に焦点を当てながら、国際協力・交流についての見識を深める）、②日本－ラオス間の交流活動の促進（ラオスでの研修に日本語を学ぶラオス人大学生（日本のODA支援で設立されたラオス国立大学に併設されたセンター所属）が参加

する機会を提供)、③地域社会への貢献(中/高等学校で、開発途上国の現状についてワークショップ形式で生徒と意見交換をする授業を複数校で実施、国際協力 NGO の出版事業への支援)が挙げられる。そして、2010 年度には、ラオス国立大学と交換留学協定が締結され、学生および教員の教育的相互交流が始まる。また、2006 年度には、本研修が独立行政法人メディア教育開発センター(現放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター)における教材開発研究の研究対象となり、それを元にしたデータベース教材が作成されている。

b. カンボジア研修

本研修は 2005 年に始まり、毎年 9 月初旬に出発し、往復の旅程も含めて 13 日間で行っている。参加者は全学年・学科を含み 10 名から 20 名の間である(その他根拠 VIII-2)。

1) 前半は、カンボジアとタイの国境近くの村で、教育支援・生活支援をしている NGO 「カンボジアこどもの家」(日本側代表: 栗本英世さん) の活動に参加して研修を受ける。学習院グループ独自の取り組みとしては、お寺でバザーを開き日本から持参する中古の衣料やアクセサリ、文房具を販売する。売り上げはお寺に寄付する。社会保障制度が確立していないカンボジアではお寺が村の社会保障を担っている。

2) 後半はアンコールワットのある街シェムリアップへ移り、郊外に「伝統の森」を創り、その中に村を造ってクメールシルクの保存活動を行っている森本喜久雄さん、シェムリアップの遺跡を案内する旅行社を設立してカンボジアの若者にガイドの職を提供している大塚めぐみさん、アンコールワットを訪れる日本人が必ず買っていく「アンコールクッキー」の製造販売を手がけて 100 名近い農村の人々を雇用している小島幸子さんと話をし、国際貢献の在り方を考える。

3) 帰国してから、研修参加者のグループ活動として村の女性たちが「カンボジアこどもの家」のミシン等を利用して製作したバッグ、ココナツケース、ネックレスなどをオープンキャンパスや大学祭で販売し、支援を継続している。

c. クロアチア研修

上記の二つの研修に加えて、本学では 2007 年度より毎夏、欧州方面での国際協力研修を実施しているが(その他根拠 VIII-3)、主な研修先はクロアチア中部に位置する難民センターである。同国では 1990 年代に激しい内戦が勃発し、大量の難民及び国内避難民が生まれたが、日本政府は人道支援の観点から、730 万ドルもの拠出金により、千人もの難民を収容する施設を 1994 年から 1995 年にかけて建設した。現地にはプレハブ住居が約 80 棟並んでいるが、現在でも 150 人程度の難民及び国内避難民が居住している。内戦によって心身共に傷ついた人々に対して、本学の学生たちは日本文化紹介のワークショップの実施のほか、難民のご夫人方の手製のレース編みも学生はボランティアで購入するという自立支援も行っている。本研修では現地に 3 泊 4 日滞在しているが、2010 年度までに合わせて 69 名もの学生に難民キャンプ体験をさせることができたということになる。なお、2010 年度の研修ではクロアチアの他にマケドニアも訪れ、様々な活動を行った。その中で最も重要であったのは、同国南西部の民族対立が深刻な地域を訪れ、多民族の児童の小学校の子供たちと一緒に町の草の根の清掃活動を行うことによって環境保護と同時に民族融和にも貢献するという画期的な事業を学生に体験させたことである。これは「異なる民族間の交流促進／

スツルガ市の小学生による共同清掃とワークショップ事業」(NPO 日本紛争予防センターによる)で、2009 年度に外務省で採択された 80 近くもの「日本 NGO 連携無償資金協力」の案件のうち、欧州地域で行われる唯一の案件である。

本研修には毎回 14~23 名の学生が参加している。これまでに全学科・全学年の学生より参加者が見られたが、いずれの年においても本学のみならず、学習院大学からも参加希望の学生が現れているため、可能な限り受け入れている。本学への入学を選んだ理由として、本研修に参加したい旨、述べている新生も現れており、本研修は学内外の若者のこうしたニーズに応えるものとなっている。本研修はクロアチアやマケドニアといった、日本の大学の海外研修先としては極めて珍しい国々を積極的に訪れるようにしており、学生は欧州における途上国の諸問題を現場で理解し、考察することが可能となっている。2009 年度においては研修参加者の応募により、外務省主催「グローバル教育コンクール 2009」にて本学は「学校賞」を授与されるという、目に見える成果も挙げることができた(外務省ホームページ参照)。

【点検・評価および将来への方策】

上記 3 件の海外研修は学生の評判も良く大きな成果をあげているが、担当できる教員が限られているので、担当した教員の負担が大きく、今のところ問題は起きていないが、教員の健康を損ねるような事態も懸念される。また法人は「グローバル学習院」を掲げているにもかかわらず、学生に貴重な体験を積ませることができるこのような海外研修の意義、また企画・引率を一人で担当する教員の負担や労力については、残念ながら学校法人内部では過小評価されており、予算獲得が年々困難になっている。こうした問題にいかに対処するかが最大の課題である。

課題となる教員負担軽減の一つの試みとして、2010 年度に初めて担当教員が引率できなくなった時のための予備の要員を確保した。これを継続的に実行することと、他の教員が交替して担当できるようなプランの検討を始める。

②地域社会貢献

【現状の説明】

a. 感劇市場

「感劇市場」は 2005 年より毎年 11 月に開催されている演劇祭である(その他根拠 VIII-4)。その特徴はプロのアーティストの支援を得て学生自身が演劇祭の制作・運営(企画、交渉、広報、票券管理、フロント業務など)を行うことにある。事業内容は招聘劇団数団体の作品上演が中心であるが、プロの演出家と学生スタッフ・キャストによる作品製作、および参加団体の演出家・振付家によるワークショップを開催し、学生たちが一流アーティストから直接教授を受ける機会を作っている。

当初は学生団体による自主的な課外活動であり、まったく予算もないところから出発したが、2007 年度は学校法人学習院からアートマネジメント教育推進のために支援すべき事業と認定されて特別予算が与えられ、英仏韓を含む 9 団体が公演した。これを機にこの年から女子大学主催事業となり、演劇実習科目の受講者が授業として参加する制度が設けら

れ、2008 年度以降も毎年予算が計上されている。

この演劇祭が他大学で行われている学生企画と異なるのは、「学園祭」のレベルを超えた質の高いプログラムを実現してきたことにある。例えば 2007 年の仏劇団は同年のイスタンブール国際演劇祭で受賞しているし、韓国の舞踊団は同国で最もレベルが高いと評価されているカンパニーである。しかも両者ともに初来日であった。このような国際演劇祭を学生が運営することは全国でもほとんど類例がなく、新聞・雑誌でも大きく採り上げられた。2007 年度は特に予算が大きかったが、他の年度も評価の高い団体を国内から招聘している。これらの実績により 2009 年度は東京都の文化発信プロジェクト事業に採択され、東京都・東京都歴史文化財団（東京文化発信プロジェクト室）・学習院女子大学の三者共催事業となった。

b. 英語演劇

この事業は本項目 a. 感劇市場のプログラムのひとつとして 2007 年に開始されたが、翌 2008 年からは国際コミュニケーション学科の専門科目「英語演習」とも関連し、今日に至っている（その他根拠 VIII-5）。概要および目的は英国劇団インターナショナル・シアター・カンパニー・ロンドン (International Theatre Company London) を本学に招聘し、英国人役者の原語上演による本場の「シェイクスピア劇」を鑑賞することで英語および演劇文化についての理解を深める、というものである。2007 年秋の第 1 回公演では G. オーウェルの「動物農場」(Animal Farm)、2008 年春にはシェイクスピアの「ハムレット」(Hamlet)、2009 年春には「ロミオとジュリエット」(Romeo & Juliet)、2010 年春には「オセロ」(Othello) の公演が行われている。上記の授業科目履修者には鑑賞だけでなく、当日の劇場スタッフ実習も義務付けられ、学生が英国人劇団員と英語でのコミュニケーションによる交流を経験するなど、演劇を「観る」立場と「作る」立場の両方から体験するという貴重な機会にもなっている。またこの演劇鑑賞に参加するのは授業科目履修生だけでなく、その他の本学学生および本学以外の学習院生徒・学生・卒業生・教職員も含まれる。

さらにインターネットやその他の上演宣伝、招待券の発送などをとおして、なるべく多くの学外者にも鑑賞の機会を提供してきた。その結果、他大学生、高校生、一般の来場者も毎回、200 名近くあり、劇団の演劇的レベルの高さが次第に認知されるようになるにつれて、学内外での期待の声も高まっている。演劇鑑賞には、生の舞台を一度に大勢の観客が鑑賞し、終演後も舞台の話題でコミュニケーションを継続させる利点がある。このように本学での英語演劇上演は学内での教育だけでなく、地域社会への貢献という点でも十分な成果をあげているといえよう。

c. オノ・ヨーコ展

「オノ・ヨーコ Bell of Peace 平和の鐘」展は、学習院女子大学創立 10 周年記念事業として 2008 年度に実施された美術展覧会である（その他根拠 VIII-6）。オノ・ヨーコは学習院女子高等科を卒業し、学習院大学に入学後アメリカに移り、その後アーティストとなった。オノヨーコは現在世界で最も知名度の高い日本人アーティストの一人であり、社会的にも大きな影響をもっている。

本展覧会の目的は、学習院女子大学の学生、学習院女子中・高等科生徒をはじめとする

観客がオノ・ヨーコのアートに触れることで、彼女の創作活動を理解し、人生や社会、芸術文化についてより深い理解と知識を得ることであった。また、学生参加も重要な目的となり、学生が自ら実行委員会を組織し、企画から運営まで学生自身の手で行うことで教育的効果を求めるものでもあった。さらに、学習院女子大学と地域社会の新しい関係を築くことも重要な目的の一つであった。

まず作品鑑賞については、作品をキャンパス内に展開することで、多くの学生が作品と日常的に接することが出来るように工夫した。オノ・ヨーコの作品は、作品として完成したものを眺めるのではなく、観客が作品に参加し、作品が提起している問題を自らの問題として捉えるところにある。多くの学生が参加できるように、作品を学内の中庭、食堂、2号館1階の展示ギャラリーなどキャンパスの随所に設置した。

学生の参加については、学芸員課程履修学生、学習院女子大学大学院生および近現代美術を学ぶ学生が実行委員会のメンバーとなり、総括、経理、広報、作品制作、講演会、教育プログラム、カタログの各班にわかれて企画から運営までを担当した。こうして学生自らが学び、力をつけると同時に、学芸員課程と、大学院において文化マネジメントを学ぶ学生の存在をアピールする結果となった。

展覧会は地域社会を中心とする一般の人々にも開放され、多くの来訪者を得た。また展覧会紹介の児童生徒向け特別パンフレットを作成し、新宿区の後援を得て新宿区内の小中学校に配布した。各小中学校の生徒を通じて保護者たちにも浸透をはかることが求められた。地域社会との連携は、現在大学に求められている。今後の展開を考慮すべき分野である。

実施期間は2008年10月20日から2009年1月25日までで、展示内容は、Wish Tree（中庭に展示）、Mend Piece（互敬会館軒下に展示）、My Mommy is Beautiful（互恵会館内に展示）、Bell of Peace（学内庭園に展示）、Grapefruit（2号館ギャラリーに展示）の5点である。これらの作品はオノ・ヨーコ自身と担当キュレーター、学生が協議して決定した。いずれも観客の参加を求める作品であり、本展覧会の目的に沿った選択であった。本展覧会を記念して2つの講演会が開催された。展覧会開会時に、オノ・ヨーコの専属キュレーターであるジョン・ヘンドリクス氏が作品について語り、会期中中盤にはオノ・ヨーコ自らが講演会を行った。講演会には外部者も含め、多くの人々が参加した。

教育プログラムについては、主に未就学児童を対象に展覧会見学とワークショップが開催された。ワークショップは会期中2回各30名の定員で行われ、幼稚園年長から小学校6年までの児童ならびに保護者が参加した。広報については朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、東京新聞等の新聞、雑誌で多く取り上げられる成果を出した。カタログ班はカタログを編集、発行した。

学生による企画運営は未熟ではあるが現実には予算を動かし、大学内外に対して責任をもつことで真剣に取り組むことを強いられることで重要な実習の機会となった。展覧会終盤には観客も増加し、観客参加の作品は観客の作品で溢れ、観客と感動を共有することができたのも学生にとって貴重な体験となった。大学にとっては、キャンパスの潜在的な可能性を引き出し、地域社会と連携する機会となったのであり、今後のより一層深化した展開が望まれる。

【点検・評価および将来への方策】

以上のような地域・社会貢献事業に関しては社会的関心も高く、多くの来場者を集め、いずれも成果を上げたといえる。ただし a. 感劇市場と b. 英語演劇はレギュラーに実施しているが、c. オノ・ヨーコ展は単発のアートマネジメント的訓練という点からみても、件数が増えることが望ましい。

これら行事の実施には十分な予算措置が必要であり、社会的・教育的観点から必要なものであることを法人財務部に理解を求め、より多く実施するようにしたい。

(2) 「教育研究成果の社会還元」の点検・評価——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

a. 教員各自による研究成果の公開

本学教員は教育・研究の成果について、主に単行本の出版や本学紀要を含む多くの学術雑誌等への論文掲載を通じて、広く社会に対し公表している。また語学教材の開発や教科書作成に関わる業績も数多い。さらにテレビ・ラジオなどマスメディアへの出演や監修など学術協力を行っている教員も多く、教育・研究成果の積極的な社会還元を行っている。

b. 研究成果に対する出版助成および紀要の発行

研究成果の公表については、年間1本ではあるが本学独自に出版助成制度を設けている。また、研究論文の公表の場としては、『学習院女子大学 紀要』および『語学センター紀要』がある。

c. その他

社会人に対するものとして、他大学におけるエクステンションセンターに類する事業は、かつて本学独自の「戸山セミナー」と称する教養講座を実施していたが、のち、本学の属する学校法人によって、学習院全体の事業として「学習院講座」の名のもとに統合され現在にいたっており、これに本学の教員も講師として参加している。

【点検・評価および将来への方策】

本学の教員は、専門が多岐にわたっており、それぞれの分野で出版その他のかたちでさまざまな教育・研究成果を社会還元していると言える。ただし、「これが学習院女子大学の成果」というようにアピールするものはない。

多岐にわたる専門家がいるので、分野横断的な研究も可能で、意外なコラボレーションの効果もありえよう。これまでに試したことはないが、研究活動にかかわる問題であるから、学会委員会などを通じて、本学ならではの新しい試みの可能性を検討するようにしたい。

VIII－3 根拠資料

- その他根拠 VIII－1 「ラオス研修募集要項」
- その他根拠 VIII－2 「カンボジア研修募集要項」
- その他根拠 VIII－3 「クロアチア研修募集要項」
- その他根拠 VIII－4 「感劇市場 2010 パンフレット」
- その他根拠 VIII－5 「英語演劇 パンフレット」
- その他根拠 VIII－6 「オノ・ヨーコ展 パンフレット」

第IX章 管理運営・財務

IX-1 管理運営——現状・点検評価・将来への方策

(1) 大学の管理運営方針と管理運営の実態

【現状の説明】

本学の管理運営は、学則第9条に定める教授会、同第10条に定める運営委員会および同第10条の2第1項に定める教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、就職委員会および自己点検・評価委員会等の8つの各種常設委員会が中核的役割を担っている。これら各種委員会は、運営委員会が原則として週一回開かれる他、その他の委員会は月1回乃至2回、定期的に開催される。また、同第10条の2第2項に定める特定の事項について臨時に設置する特別委員会、例えば、基本計画検討委員会、広報委員会、コンピュータネットワーク委員会、人権問題委員会等が、管理運営の補完的役割を果たしている。これら管理運営に関わる諸機関は、それぞれ教授会規程、運営委員会規程等の規程に明文化された規定に基づき全学的組織として設置され、運営されている。すなわち、すべての委員会は、各学科が選出する委員を主たる構成員としており、それら学科を代表する委員を通して各学科の意見や意向を反映しつつ全学的な意思を形成する機能を果たしている。特に、学長を議長とし学部長、教務部長、学生部長、大学院研究科委員長、各学科主任、図書館長、総務部長を構成員とする運営委員会は、全学的な視野で「大学意思の積極的形成及び大学運営の効果的推進を実現する」（学則第10条第1項）役割を果たし、教授会における円滑・迅速な大学の意思決定に寄与している。運営委員会は毎週1回開催され、教授会は毎月1回開催される。

なお、本学の管理運営に中核的役割を果たす上記各機関の長の選任については、学長選任規程、学長選挙規程、学部長等選任規程、図書館長選任規程、学科主任選任規程等の諸規程に明確に明文化されている。

一方、本学は学校法人学習院が設置する8つの学校の一つである。従って、法人全体に関わる組織的事項、施設・設備に関わる事項、財務に関わる事項等に関する本学の意思決定は、法人との調整を経なければ実現できない。このため、「院・女子大学連絡会要項」の規定に従って同連絡会が定期的に開催され、本学と法人との意思疎通を図っている。通常本学の意思決定については、この連絡会において報告されるとともに種々意見の交換がなされ、かかる調整を経て法人の意思決定プロセスに上程されることとなる。法人の意思決定は、学校法人学習院校規によって明文化された規定に従って、理事会・評議員会が行なうが、それらに先立って、法人の設置する各学校の長等を構成員とし院長（法人理事長）が主催する「科長会議」の議を経て、理事会・評議員会に上程される。本学から出席する科長会議構成員は、学長及び学部長である。科長会議は毎月1回開催され、理事会・評議員会は年5回から8回程度開催される。

前回の認証評価の際、指摘された情報公開と説明責任に関しては、学生からの意見・問合せについては総務部の当該課及び各学科事務室などが先ずそれに対応し、必要に応じて

教員を含めしかるべく対処することになっている。一方、卒業生・保護者・第三者からの問合せや意見があった場合には、対応の窓口を総務部長に集中し、その指示・要請に基づき、担当部署および教員が対応する体制がとられている。

【点検・評価】

上述した学内・外の協議機関、意思決定機関は、すべて規程、要項等によって明文化され、学習院規程集によって公開されており、それらの規定するところに従って本学の管理運営に関する重要事項を肅々と協議および審議することによってその役割と機能を果たしている。また、院長（法人理事長）をはじめとする諸機関の長の選任についても校規等に明確に規定された手続きに従って厳正・適切になされており、本学の教育・研究目標の達成に資するところは大きい。

しかし、改善すべき点が全くないわけではない。例えば、一部の常設委員会の決定がその守備範囲の案件について、十分に各学科等の考えを吸収・反映していない判断を下す場合も無きにしも非ずである。このような場合は、当該委員会の判断が、運営委員会や教授会で差し戻されるというような事態もあり、時間と労力が空費される。また、昨今大学改革の推進等に対応するため、様々な特別委員会を置く必要性が生じ、本学のような小規模大学の教員数では、一人の教員が様々な委員会の委員を兼任せざるを得ず、所謂大学行政に多くの時間拘束され、教員本来の職務である教育・研究に専念できない状況が生じている。

【将来への方策】

上記の点検・評価に従って将来への方策を述べれば、まず、新任・若手教員に対する学校行政に関する教育機会を設け、学校行政の円滑な運営において個々の委員が果たすべき役割についての理解を深める必要があろう。このような機会を設けたい。

次いで、一人の教員が幾つもの委員を兼務せざるを得ないことから生じる問題を改善するためには、教員増について法人の理解を得られるよう粘り強く交渉を続ける必要がある。また、学校行政の一翼を担う事務職員への業務や権限の委譲を進め、教育・研究に支障をきたさないよう、教員の負担軽減を図る必要もあろう。今後これらの方策に取り組むこととする。

（２）大学業務を支援する事務組織について

【現状の説明】

本学の事務組織は、図書館及び他の附置教育研究機関を別とすれば、総務部総務課、教務部教務課、学生部学生課、就職部就職課によって構成されているが、総務部長は就職部長を兼務、総務課長は教務課長を兼務、また、学生課長は就職課長を兼務しており、管理職を除く事務職員数は総勢 10 名という状況である。これをもって「教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制」は適切であるとは言いがたく、事務組織の人事権を持つ法人側に人員増を要求しているが、実現には至っていないのが現状である。

しかしながら、「実用英語 TOEIC コース」 e-Learning システムの導入、入学前教育に関わる試み、寄附講座制度の導入、Web 履修登録システムの本格稼働、シラバス等のオンライン編集、大学案内 DVD の作成や HP リニューアルをはじめとする広報活動の強化、就職活動支援のための企業及び O B、O G との連携強化、大規模災害被災者に対する学生生活支

援、課外活動支援、キャンパスの安全強化等に事務組織として個々の持てる力を最大限発揮することにより、組織的不備をカバーしている。

また、本学学則は、その第 10 条に、「大学意思の積極的形成及び大学運営の効果的推進を実現するため運営委員会を置く。」と定めているが、これまで述べたように、運営委員会は本学の意思決定機関として非常に重要な役割を果たしている。運営委員会のメンバーに、「事務組織の長」として総務部長が委員として加わり、さらに、総務課長（兼教務課長）及び学生課長（兼就職課長）も同委員会にオブザーバーとして出席している。これにより、本学の意思決定に事務組織も深く関わる体制が整い、事務組織と教学組織との間の連携協力関係は有効に機能している。

このようなシステムにおいて、事務組織と教学組織が有機的一体性を形成するという効果をもたらしていると考えてよい。さらにこの効果は、教務部長及び学生部長には夫々教員部長を配し、両課長には夫々事務職員を配することによって強化されている。対して、総務部及び就職部の部長は、事務職員を配し、総務部長が事務組織の長としての役割を果たすことによって、学長の下での大学事務組織の相対的独自性を確保している。

【点検・評価】

上述のように、本学の意思決定機関として非常に重要な役割を果たしている運営委員会メンバー及びオブザーバーとして事務部課長が出席している。このことによって、本学の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性が図られており、本学の意思決定において事務組織の意思は概ね適切に反映されており、かつ、その伝達についても遺漏無く行われているとすることが出来る。

（３）事務職員の意欲・資質の向上をはかるための方策

【現状の説明】

事務職員の意欲・資質向上を図るための方策としては、「職員研修規程」（その他根拠 IX－5）を設け（平成 3 年 4 月 1 日施行、平成 22 年 4 月 1 日改正）、階層別研修、コンピュータ研修をはじめとする学内研修を実施しているほか、外部団体が主催する学外研修への参加や自己啓発のための通信研修などを奨励するとともに、その費用の全部又は一部を助成している。

この現行研修制度は、平成 3 年度からの現行人事制度の導入とともに制度化されて以来、既に 20 年間を経過しているが、この間に顕著となってきた学校間競争激化の中で、専任職員には以前にも増して、企画立案能力、大所高所からの判断能力、学校経営に対する主体的・積極的取組み意欲の向上に加えて、業務に対する深い理解と専門性の向上が求められていることから、平成 16 年度から、従前の研修に加えて「職員高度化支援プログラム」を試行的に発足させて現在に至っている。

この「職員高度化支援プログラム」は次の 4 コースで構成され、従前のように用意されたプログラムに乗る受動的研修ではなく、自らが研修先機関の開拓・交渉を行うことも含めて、「自ら主体的に未知の道の分野にチャレンジする意欲のある者を支援」するためのプログラムを主としている。

①テーマ別研修：学校経営分野（マネジメントスキル）、ビジネスリテラシー（論理的

思考能力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等) について毎年テーマを定めて実施するもの。

②研修助成：担当している職務に関連のある課題や学校経営に関する課題に関連のある外部の夜間講座(学習院生涯学習センターで開設している講座のうち、人事課が指定するものも含む)及び通信教育等を受講する際の授業料の半額又は8割相当額の補助制度。

③国内研修：他大学での実務研修又は教育機関等における調査研究を通じて教育機関の管理運営に関する知識・技能を修得する。
または民間企業等異業種での実務研修を通じてアドミニストレータースとして必要な幅広い社会観、職業人観を養う。

④海外研修(短期・長期)

：海外の教育機関等での実務体験を通じて、日本の学校経営の問題を国際的視野から複眼的にとらえ、学習院の国際化を推進することのできる職員の育成を図り、国際化に欠くことのできない語学コミュニケーション能力の習得・向上を目指す。また、応募要件に「TOEIC」の評価を採用し、研修に必要なコミュニケーション能力(語学力)についての客観性を計っていることから、多くの職員が「海外研修」に応募できる資格を得られるよう、TOEIC 公開テスト受験料及び受験対策のための通信教育講座等について受講料を8割程度補助する制度を設けている。

事務職員の専門性の向上のための取組みとして、人事課主催の平成22年度階層別研修において学校会計や財務分析に関する内容を取り入れ、学校事務職員として必須とされる知識の習得を図った。また、各部署においては、各々の業務上必要とされる専門知識に特化した外部機関主催の研修会、セミナー等に積極的に職員を参加させている。

【点検・評価】

今後一層高度化・複雑化するであろう大学経営においては、教員と同等の立場でパートナーとしての立場で業務を遂行することができる人材、教員と「協働関係」で業務を推進させることのできるだけの能力を備えた人材が必要と言われている。すなわち、教員組織と連携協力しつつ大学経営の専門集団としての機能を発揮できるような新しいタイプの職員が求められており、所謂「アドミニストレータース」ともいうべき人材を養成するための育成計画、研修制度の必要性が高まってきていると言えよう。

本院においても、アドミニストレータースとしての職員の養成を意図した研修内容を取り入れ、日本私立大学連盟主催の管理・監督職の職員を対象とした「アドミニストレータース研修」等の活用を進めている。

IX-2 財務——現状・点検評価・将来への方策

本学の財務については、本学単独で意思決定できるものではなく、設置者である法人の財政政策、各種規程・ルール等に基づくものである。したがって、この項では、本学単独

の点検・評価のみならず、法人としての現状についても記すこととなる。

（１）教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政的基盤

——現状・点検評価・将来への方策

①中・長期的な財政計画の立案

本学が策定する中・長期計画は、教育研究体制構築・支援を中心とした計画であり、その意思決定については、「各学科科会—各種委員会—運営委員会—教授会」というプロセスを経て決定されている。

財政政策そのものは法人全体として策定されるものであり、本学独自では行うことができないものの、2002年度から2011年度までの10年間の中・長期計画として法人が策定した「学習院新長期計画」の中で、本学の教育・研究推進のための主要課題として「大学院の開設」「学部教育カリキュラムの見直し」「奨学金制度の拡充」「国際交流支援体制の整備」等が掲げられ、その多くについては、法人の財政政策との連動のもとに既に具現化されている。その意味においては、教育研究を遂行するための財政的支援体制は構築されていると評価できる。また、それを担保する財政的基盤については、法人主導による納付金政策、資産運用、寄付金募集、本学研究者による科学研究費補助金・受託研究費といった外部資金の獲得、いわゆる経費節減といった法人・本学双方の努力により支えられている。

②科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況

主たる外部資金である科学研究費補助金・受託研究費の過去3ヶ年度における獲得状況は2008年度が約1,679万円、2009年度が約1,468万円、2010年度が約1,644万円である（その他根拠 IX-1）。

なお、科学研究費補助金等の公的研究費の管理等については、「学習院女子大学における研究費等の取扱いに関する規程」（その他根拠 IX-6）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、また、コンプライアンス・公益通報については、「学習院女子大学コンプライアンス規程」（その他根拠 IX-12）、「学習院女子大学公益通報に関する規程」（その他根拠 IX-7）、「学習院女子大学における研究活動の不正行為の防止等に関する規程」（その他根拠 IX-8）に基づき、研究費等の運営・管理に関わる者及びその責任と権限の体制について、ホームページ等で公表している。加えて、外部資金関係については、間接経費の取り扱いについては「学習院女子大学における競争的資金に係わる間接経費取扱要領」を、受託研究費の取り扱いについては「学習院女子大学受託研究取扱規程」（その他根拠 IX-9）を制定し、適切に運用されている。

資産運用益収入については、昨今の低金利時代の長期化の影響で収入増へ向けての改善は望めないものの、ハイリターンを求めてハイリスクな手法に陥ることなく、法人財務部が堅実な手法で行っており、その管理についても校規及び諸規程等に則って行われている。すなわち、資産運用ルールについては、「学習院校規第34条」「資金の運用に関する取扱規程」「資金の運用に関する取扱規程細則」「預貯金、債権等の管理運用に関する取扱要領」に定められており、それらに基づき適切に運用されている。また、その運用益については、決算時に各学校に適切に按分処理されている。

③消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性

日本私立学校振興・共済事業団（以下、「事業団」）が毎年発行している「今日の私学財政」に採用されている指標の一部に加え、学校法人学習院としてのオリジナル指標を加えたものを法人ホームページの「学校法人学習院の財務状況について」に掲載している。しかし、法人全体としては、ここでいう財務指標そのものの目標値を定めているわけではなく、毎年度決算時に指標を算出し、事業団算出による大学法人・大学部門の指標と比較することで、長期的なスパンでの財政政策検討の参考としている。

法人全体の2009年度決算と、事業団発行の「今日の私学財政」による2008年度大学法人（医歯系大学を除く）の全国平均と比較すると、概ね同等か良好な数値が出ている。しかし、人件費依存率・基本金組入率が高く、教育研究経費比率がやや低くなっている。人件費依存率については、学習院大学理学部生命科学科および学習院大学大学院人文科学研究科臨床心理学専攻の開設に伴う教員増、選択停年退職者が多かったことに伴う退職金支出の大幅増による退職給与引当金繰入額の増が、また、基本金組入率については、学習院大学2棟、学習院女子中・高等科1棟の新棟建設による影響を受けたものであり、恒常的な比率の悪化をもたらすものではないと考えられる。なお、教育研究経費比率については、法人全体として教育研究経費予算を積極的に配分したものの、物品購入等の経費節減効果、教材費や旅費交通費の執行残が主たる要因であり、全体としては適切な財務基盤を有していると判断できる。

一方、消費収支内訳表から本学の数値を見ると、確実な学生確保を主たる要因として、直近の3ヶ年度は全て消費収入超過となっており、教育研究活動を支えるための十分な財政的基盤を有している。また、事業団指標の大学部門（医歯系大学を除く）の全国平均と比較すると、ほとんどの項目において良好あるいは同等の数値となっている。その中で、教育研究経費比率がやや低いのは、経費節減による効果によるものが主要因であり、前述のように教育研究活動そのものが低調ということではない。

消費収支計算書関係比率と同様、貸借対照表関係の指標についても、事業団指標の2008年度大学法人（医歯系大学を除く）の全国平均と比較すると、概ね同等の数値が出ている。なお、固定資産構成比率・固定比率が高く、流動資産構成比率・消費収支差額構成比率がやや低くなっているが、これは、学習院大学2棟、学習院女子中・高等科1棟の新棟建設に伴う資金支出の多くを現有預貯金から支出したことによる流動資産の減少によるものである。なお、潜在的な負債とも考えられる退職給与引当金については、自己資金と退職金財団交付金収入を合わせて100%を確保しており、法人全体として教育研究活動を支える財務基盤を有していると判断できる。

（2）予算編成および予算執行の適切性——現状・点検評価・将来への方策

①予算編成

予算編成および予算統制の全般的なルールについては、法人全体として「学習院経理規程」（その他根拠 IX-10）及び「予算統制実施要領」で定められている。また、毎年度の具体的な予算要求については、毎年度法人財務部が策定し、常務会・科長会議による審議・承認後、評議員会による諮問を経た後に理事会で審議・承認される「予算編成方針」、目的

別予算制度を柱とする予算要求のルールを定めた「予算要求要項」、さらに、見積もり合わせや調達のための契約・承認等を定めた「経理規程取扱細則」「物品および固定資産等調達細則」に基づき適切に行われている。

なお、法人全体の予算は、予算区分に従って、それぞれ担当部署が予算の査定実務を担っている（その他根拠 IX-2）。なお、物件費予算以外についても、最終的には、1次査定担当部署との協議を経て査定・承認を経た後、法人財務部によって全予算が取りまとめられる。その後、常務会・科長会議という内部意思決定のプロセスを経た後、評議員会による諮問、理事会による審議・承認を経て成立している。

以上のように、予算編成については、法人全体のルールに則り、適切に行われていると判断できる。

②本学の予算規模（物件費のみ）

予算の策定にあたっては、法人財務部が例年7月に、法人が設置する各学校に対して翌年度の配付予算額（物件費のみ）を提示している。それを受けて、各学校では10月に翌年度の予算要求を行うこととなっている。

直近の3ヶ年度における本学の配付額予算（物件費予算）規模は、2008年度が317百万円であったものが、2010年度は331百万円と若干増加している（その他根拠 IX-3）。

③予算執行

予算の執行にあたっては、学校法人会計基準を踏まえ、法人全体のルールである「学習院経理規程」「予算統制実施要領」「物品および固定資産等調達細則」「備品および用品に関する取扱内規」に基づいている。また、法人財務部・施設部・人事部が、毎年度初頭に各部署の経理業務担当者を集め、予算の執行にあたっての留意点等を説明する予算説明会を開催しており、適切な執行の徹底と最大限の経費節減努力を要請している。具体的な執行業務（伝票入力・処理）については、法人財務部が配付している「予算執行・伝票入力マニュアル」「期中の予算管理マニュアル」に基づき、適切に行われている。また、個人研究費の執行については、本学独自に「学習院女子大学個人研究費取扱規程」も制定し、適切に執行されている。

なお、科学研究費補助金の直接経費を除く全ての予算執行については、法人全体で運用している財務会計システムでタイムリーな状況把握ができるようになっている。

④監査

「学習院内部監査規程」（その他根拠 IX-11）に基づき、法人の内部監査室が毎年度会計監査を実施している。その対象は、財務会計システムで管理していない簿外会計分であり、具体的には、科学研究費補助金の直接経費分、学内学会費が対象となっている。なお、簿内会計分については、前述の財務会計システムを通じた業務遂行によりタイムリーに状況把握ができ、かつ、年4回の期中監査および決算時の期末・計算書類監査として行われる公認会計士監査の対象となっていることから、内部監査としての会計監査の対象とはなっていない。

会計監査を含めた監事監査については、監事・法人内部監査室によって、計画的に実施

されており、年度毎の最終的な監事監査については、決算時における公認会計士監査後に行われ、その結果については評議員会・理事会に報告されている。なお、監査報告書の写しを閲覧に供するとともに法人ホームページにも掲載している。

⑤予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立

予算執行の効果を分析・検証するために必要となる組織的な仕組みとしてのPDCAサイクルは、未だ確立されていないのが現状である。しかしながら、各学校と法人間の予算上の役割分担および各々の執行状況を相互に検証しあうことを目的として、法人財務部によって2種類の資料が作成されている。具体的には、各学校別の配付額予算の執行状況の検証が可能な「予算配付額に対する執行状況」と、各学校の配付額予算に法人が管理・執行した収入・支出の全体を合わせ、各学校の収支構造の全貌を明らかにする「部門別決算」である。この2種類の資料を活用することにより、各種財政計画策定や中・長期的な財政運営の健全化に供することを目指しているところである。

また、次年度予算作成に際しても、参考資料として「過去3ヵ年における目的分類別予算執行状況」が法人財務部から配付されており、目的別予算制度の趣旨に則った予算作成を促している。

(3) 財務情報公開・説明責任——現状・点検評価・将来への方策

本学は法人が設置する一学校ということから、本学として単独の財務情報公開は行っていない。しかし、法人としては、私立学校法に基づく財政状況の公開義務付け以前から、貸借対照表・収支計算書（資金収支計算書・消費収支計算書）の概要を、主として教職員、在学生父母、卒業生、他大学向けに発行してきた『学習院広報』という広報誌で公開してきた。その後、私立学校法第47条に基づき制定された「学習院財務情報公開に関する閲覧規程」により、以下の5種類の計算書類について情報公開をしており（その他根拠 IX-4）、本学が属している戸山キャンパスでは、本学事務室でこれらの写しの閲覧が可能となっている。なお、これらについては、法人ホームページでも公開している。

また、2004年度決算からは、『学習院広報』への掲載内容を法人ホームページにも掲載、2007年度からは『学習院広報』への掲載内容に加え、消費収支計算書を主とした財務状況の解説や収支構造グラフ、一般的に分かりにくいとされる基本金制度をはじめとする学校法人会計基準の専門用語解説や各種財務指標等を付した「決算の概要について」を作成・公開している。今後もステークホルダーに対して分かりやすさに配慮した情報の充実を図っていききたい。

一方、予算情報については、2008年度分から法人ホームページに掲載しており、補正予算が成立した後は、その都度随時最新の情報が得られるよう情報を更新している。

なお、2009年度決算からは、掲載内容が一部重複していた『学習院広報』の財務情報に関するページについては、法人財務部管轄のページへの掲載を中止し、前述の「決算の概要について」に一本化している。（『学習院広報』そのものは、法人総合企画部管轄のページで全記事を公開していることをここに付しておく。）

(4) 財務——将来への方策

以上見てきたように、法人及び本学の財務状況は概ね良好に推移しているが、問題点がないわけではない。すなわち、前述のように、「消費収支内訳表から本学の数値を見ると、確実な学生確保を主たる要因として、直近の3ヶ年度は全て消費収入超過となっており、教育研究活動を支えるための十分な財政的基盤を有している」のであるが、このことは、裏返せば、本学がここ数年間、毎年度入学定員のほぼ120%の入学者を確保し、収容定員1,440名を約290名上回る状況が続いていることを意味し、延いては、本学教員一人当たり学生数は約42名であり、本学が標榜している少人数教育の危機を招きかねないぎりぎりの状況、教員の負担増を意味しているのである。財政基盤を損ねることなく、このような状況の改善を図らねばならないであろう。当面助教の新規採用を目指す。

また、外部資金導入についてももっと力を注ぐ必要があるだろう。科学研究費補助金及び受託研究費の額は、過去3年間僅かに伸びを示したが、呼び水としての若手研究者に対する財政的援助の増額を図るなどの方策を講じ、更なる外部資金増額を目指したい。

予算面においては、先ず、本学人件費の総枠に関するガイドライン的なものを法人の協力を得て設定したいと考えている。これまでの教員人件費の捕らえ方は、例えば、停年退職者の補充に見るように、「人数」として捕らえ、「人数」が争点とされてきた。この点を年度ごとの人件費の推移を見ることによって、将来のシミュレーションをも踏まえ、本学の人事政策に戦略的に反映し、ひいては教育・研究環境の改善に繋げて行きたい。

IX-3 根拠資料

- 『学校法人学習院規程集（平成22年度版）』
- 学習院女子大学資料5・・・『学習院女子大学学則』
- 学習院女子大学資料5・・・『学習院女子大学大学院学則』
- 学習院女子大学資料6-1・・・『学習院広報』
- その他根拠 IX-1・・・「過去3ヶ年度における外部資金獲得件数・金額」
- その他根拠 IX-2・・・「予算区分と査定担当部署の関係」
- その他根拠 IX-3・・・「2008～2010年度における本学の配付額予算
(物件費予算のみ)」
- その他根拠 IX-4・・・「財務情報として公開している計算書類と作成担当部署」
- その他根拠 IX-5・・・「職員研修規程」
- その他根拠 IX-6・・・「学習院女子大学における研究費等の取扱いに
関する規程」
- その他根拠 IX-7・・・「学習院女子大学公益通報に関する規程」
- その他根拠 IX-8・・・「学習院女子大学における研究活動の不正行為の
防止等に関する規程」
- その他根拠 IX-9・・・「学習院女子大学受託研究取扱規程」
- その他根拠 IX-10・・・「学習院経理規程」

- その他根拠 IX-11・・・「学習院内部監査規程」
- その他根拠 IX-12・・・「学習院女子大学コンプライアンス規程」

第X章 内部質保証

X-1 自己点検評価の実施とその公表——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

本学は1998年に開学し、それと同時に「学習院女子大学自己点検・評価規程」を設けた。そして、同規程に基づき、自己点検・評価のためのシステムを構築し（X-2 参照）、かつ実行し、開学4年後の2002年に自己点検・報告書『学習院女子大学 現状と課題』を刊行、続いて2006年には同『学習院女子大学 現状と課題 2005』を刊行した。後者は大学基準協会の正会員となるための資料にもなった。その後も、各専門委員会（X-2 参照）が点検・評価した結果、改善すべきと思われる事項については、適宜、自己点検・評価委員会から学長に対して提案という形で報告書が提出されている（資料：「自己点検・評価に関する進捗と今後の計画に関する課題」（その他根拠 X-1）、「自己点検・評価に関わのご提案」（その他根拠 X-2））。

自己点検・評価委員会の改善提案は運営委員会をはじめとし関係各委員会を通じて全学共通の問題意識となっており、当該部署を中心に改善のための施策が講じられている（X-3 参照）。

自己点検・評価の公表に関しては、2002年及び2006年の報告書が関係省庁及び各大学に配布されただけでなく、求められれば請求先に送付されている。さらに、『学習院女子大学 現状と課題 2005』については本学ホームページにアクセスし、pdfで見られるようにしている（資料：『学習院女子大学 現状と課題 2005』、本学ホームページ）。

【点検・評価】

以上のように、自己点検・評価は大学運営の一環として組み込まれているだけでなく、その結果は内外に公表されている。また、改善必要事項については全学的共通認識のもとに着実に実行されており、概ね問題はないものといえる。ただし、本学が抱える問題を総合的に把握し、大学全体の共通認識とし、常に問題改善に取り組むためには「自己点検・評価報告書」という形でとりまとめる頻度を増す必要があろう。

【将来への方策】

現状では、点検・評価および今後の方策について「自己点検・評価報告書」という形で総合的にまとめたものは、数年に1回しか作成されていない。今後は、総合的な視点から「方策」の進捗状況をチェックし、かつ必要とあらば新たな方策を導入するためにも、「自己点検・評価報告書」を簡略版という形で作成し、作成頻度を増すことを検討する必要がある。

X-2 内部質保証のシステムの整備——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

（1）内部質保証の方針と手続きの明確化

本学は、教育研究水準等の向上を図り、本学の目的（第I章参照）及び社会的使命を達

成するために、その教育研究水準等の状況について自ら点検及び評価を行なう、という基本方針のもと、(2)以下に述べるとおり、点検及び評価の対象とする事項をさだめ、また、それを実行する組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の結果を教育研究水準等の向上につなげるシステムを確立している。

(2) 内部質保証を掌る組織の整備

本学は1998年4月1日に「学習院女子大学自己点検・評価規程」を設けたが、その中で、自己点検・評価業務について総合管理を行うために自己点検・評価委員会を設置した。

同委員会は学長、学部長、大学院研究科委員長、教務部長、学生部長、図書館長、各学科から1名ずつ選出された者（現在3学科で計3名）で組織され、点検評価を行なう事項は①建学の理念等基本事項、②組織（管理・運営機構、教育組織、事務組織、財政）、③施設設備（教育、研究、情報、福利厚生、事務、その他設備）、④教育（教育課程、学生の受け入れ、学生生活、卒業生の進路、生涯教育、国際交流）、⑤研究（研究活動、国際交流、社会との連携）、⑥付属機関（図書館、語学教育センター、環境教育センター）、⑦卒業生との交流、⑧その他、自己点検・評価委員会が必要と認める事項、——である。

自己点検・評価委員会は専門別委員会を設置し、上記の事項について点検・評価を行うが、本学の常設機関である運営委員会・研究科委員会・教務委員会・学生委員会・図書委員会・各学科科会・就職委員会・広報委員会・入試委員会・学芸員課程委員会・語学教育センター所員会議・環境教育センター所員会議・ネットワーク委員会・留学生委員会・学会委員会については、これらを専門委員会に代えることができると定められており、実際に、これらの委員会が点検・評価の任にあたっている。

本学の内部質保証を掌る組織は、大学運営の各委員会が自己点検・評価委員会の専門委員会を兼ねているところに特徴があり、(3)で述べる通り、それが故に現状把握・問題発見・問題解決が比較的順調に行なわれていると思われる。

(3) 自己点検・評価を改善に繋げるシステム

(2)で述べたように、本学では大学の運営に携わる常設の委員会が自己点検・評価委員会の専門委員会を兼ねている。これらの委員会は、毎週ないしはひと月に1~2回、定期的に開催され、常に大学の現状を把握し、問題を発見し、かつ、その解決に努めている。また、その結果は、教授会、その他の場を通じて教員と職員に共有されている。

このように、本学では、大学運営の各委員会が自己点検・評価委員会の専門委員会を兼ねている結果、常時、自己点検を実施しているのと同様な効果があり、問題点の発見が速いだけでなく、改善すべき問題に対する対応も速やかに行われるシステムが存在するといえる。

(4) 大学構成員のコンプライアンス意識の徹底

2008年4月1日に「学習院女子大学コンプライアンス規程」（その他根拠 X-3）が設けられ、それに基づき、学部長、大学院研究科委員長、附置教育研究機関の長、附属施設の長及び総務部長がコンプライアンス推進の責任者となって、コンプライアンス意識の徹底が図られている。また、万が一、社会的信頼性と業務遂行の公正性の維持に反する恐

れのある行為があった場合には、それについて通報を行なうことになっており、コンプライアンスの啓発のみならず、実効性にも留意している。

【点検・評価】

(1)、(2)で述べたように、本学は自己点検および評価の対象とする事項をさだめ、また、それを実行する組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価の結果を教育研究水準等の向上につなげるシステムを構築している。

また、自己点検・評価委員会の専門委員会は大学運営の各委員会がこれを兼ねているため、大学の教育・研究の現状把握・問題発見・問題解決が比較的順調に行われていると思われる。ただし、このメリットは各委員会が常に自己批判的姿勢を以って臨まない場合には、逆にデメリットにもなるリスクがあるということである。

大学構成員のコンプライアンスについては、これまで問題が生じたことはない。

【将来への方策】

自己点検・評価委員会の専門委員会は、大学運営の各委員会がこれを兼ねている点に関しては、「点検・評価」の項目で述べたように利益相反を起こしかねない。したがって、今後は、学外からの委員を自己点検・評価委員会に加えるなどの方法によって、利益相反が生じないような仕組みを考える必要がある。

大学構成員のコンプライアンスに関しては、引き続き関係者の意識からそれが漏れてしまうことのないように、適時コンプライアンスに関するメモを配布するなどして、啓発活動を怠らないように努める必要がある。

X-3 内部質保証のシステムの適切な機能の確保——現状・点検評価・将来への方策

【現状の説明】

(1) 組織レベル・個人レベルでの自己・点検評価活動の充実

組織レベルにおける自己・点検評価活動の充実に関しては、各委員会が、自己点検・評価報告書に今後の改善すべき点として盛り込まれた事項を常に念頭に置き活動しているだけでなく、定期的に、あるいは不定期に実施される学生のアンケート調査をも考慮して、当該委員会が担当する分野において教育研究水準及びそれらを取り巻く環境等の改善、工夫、向上の余地を探るよう努力している。

個人レベルでは企業の自己管理目標のようなものを設定することはなく、各自が自己・点検評価委員会の報告書及び学生のアンケート調査を参考にして常に改善すべき事項の発掘に努め、教育研究の向上に励んでいる。

(2) 教育研究活動のデータベース化の推進

教育研究活動のデータベースは自己点検・評価報告書作成時にデータベース化するものの各年度ごとに定期的には行なわれていない。

(3) 学外者の意見の反映

自己点検・評価に当たっては学外者を選び、その意見を聴取することはされていない。

(4) 文部科学省及び認証評価機関などからの指摘事項への対応

2006年に大学基準協会より指摘された改善を要する点については、その後、学内の各種委員会で検討され、しかるべき改善策がとられた。その改善方法と結果については、本報告書の当該個所に記載されている通りであるので、以下では、それらを再録することはせず、指摘を受けた項目及びそれに関し本報告書において改善策等が言及されている箇所を明示するにとどめる。

- ① 教育方法等・・・ 第IV章－1
- ② 学生の受け入れ・・・ 第V章－1
- ③ 教員組織・・・ 第III章－1
- ④ 図書電子媒体・・・ 第VII章－2
- ⑤ 情報公開と説明責任・・・ 第IX章－1
- ⑥ 大学院国際文化交流研究科に関する事項・・・ 第I章－3、第II章－1, 2
第III章－2、第IV章－2、第V章－2、第VI章－2

【点検・評価】

自己点検・評価とそれに伴う改善案の策定および実行にあたっては、学内者のみならず外部の目から見た場合、どのような事項が問題点として映るのか認識することも重要であるが、学外者の参加は実現していない。

文部科学省および認証評価機関などから指摘された事項に関しては本報告書に見られるとおり、真摯な対応がなされている。

【将来への方策】

自己点検・評価に学外者の視点を導入し、大学構成員が気づかない点を指摘してもらうことも、大学の質向上には有効な手段となろう。

X－4 根拠資料

- 学習院女子大学資料5・・・「学習院女子大学自己点検・評価規程」
- その他根拠 X－1・・・「自己点検・評価に関する進捗と今後の計画に関する課題」
- その他根拠 X－2・・・「自己点検・評価に関わるご提案」
- その他根拠 X－3・・・「学習院女子大学コンプライアンス規程」

終 章

1. 本学の目的とそれを達成するための教育研究組織及び教員・教員組織の現状と点検・評価並びに将来への方策

本学の目的（本学は国際文化交流学部及び国際文化交流研究科の1学部・1研究科より成るため、これはそのまま国際文化交流学部及び国際文化交流研究科の目的でもある）は「国境・民族・文化をこえ、人類の平和と文化の発展を希求し、地球的視野から人類が歩んできた過去及び進むべき未来を研究教授し、その深奥を究めるとともに、社会と手を携えつつ、人格の陶冶と情操の涵養を図り、時代を先導する女子の創造的リーダーを育成すること」にある。

この目的を実現するため、国際文化交流学部と国際文化交流研究科を設置し、同学部内に日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、の3学科を設置している。

国家間、民族間、文化間の衝突が頻発する現在、国際文化交流学部は、グローバル化と語学教育の重要性が強調される我が国において、時代が求めているものを提供しているといえる。国際文化交流学部を構成する3学科は、比重のかけ方こそ異なるものの、いずれも、様々な文化（自国文化を含め）を深く理解し、かつ互いを尊重するという姿勢を学生に身につけさせることを教育目的の共通の基盤としており、さらにコミュニケーション手段としての英語運用能力の向上をも目指している。

また、国際文化交流研究科も、異なる文化的背景を理解し、多様な価値観や世界観をすり合わせつつグローバルな問題解決が出来る能力を持つ人材を育成することを目的としており、社会の要請に応えるものといえよう。

上記の教育研究組織を支える専任教員の数は40名で、それ以外に、カリキュラムに設定された科目のうち専任教員でカバーしきれないものについては非常勤の教員を配置している。以前、偏りが見られた専任教員の年齢構成は、退職教員が出るごとに行われる新規採用に際し常に考慮された結果、徐々に是正されてきている。

ただし、専任教員の数には殆ど余裕がなく、大学の運営上、一人の教員が複数の委員会の委員を兼務せざるを得ない状況にあり、そうした事情が、教育・研究にマイナスの影響をおよぼしている面がある。この点については、学校法人学習院との交渉を強化し教員数の増加を図るだけでなく、事務職員への業務や権限の移譲を進めるなど、教育研究に支障をきたさないよう教員の負担軽減を図る工夫も必要である。

2. 本学の目的を達成するための具体的教育目的・方針・過程及び教育方法の現状

1. で述べた目的の下、国際文化交流学部を構成する日本文化学科、国際コミュニケーション学科、英語コミュニケーション学科、の3学科及び国際文化交流研究科はそれぞれの特徴を生かし、以下のような具体的教育目的と教育方針・過程を打ち出し、かつ教育方法を実践している。

(1) 日本文化学科

日本文化学科は、芸術・思想、民族・歴史、現代社会、比較文化の4つのフィールドから日本文化を総合的にとらえ、日本文化の伝統と特質について世界に向けて正しく発信する能力を培うことを目的としている。このため、本学科は科目を①基礎演習科目群、②専門演習科目群、③日本文化基礎科目群、④日本文化専門科目群、⑤比較文化研究科目群で構成し、①、③を1，2年次に、④を2年次以降に、②、⑤を3年次以降に履修させるようにして、日本文化の特質を体系的に修得できるようにしている。

また、全学生が3，4年次に専門演習（ゼミ）に所属することになっており、ゼミが個別的に卒業論文の指導を受けるだけでなく、ホーム・ルームのように機能し、卒業時までの総合的な学習指導、生活指導、就職指導に効果をあげている。

(2) 国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科は、グローバル化が急速に進む国際社会において、政治、経済、環境などを含め、様々な文化を理解し、問題解決に貢献できる人材の育成を図ることを目的としている。こうした目的を達成すべく、本学科では①国際関係、②比較文化・地域研究、③コミュニケーション、という三つの教育の柱を掲げ、科目の体系的グルーピングを行っている。具体的には、大学における学びに関わる手法を習得するための基礎演習科目群、および問題を深く検討し問題の所在を明らかにし、問題の解決方法を考えるための専門演習科目群を配置する。国際関係系科目及び地域文化系科目を専門科目と位置付け、コミュニケーション手段としての英語能力習得のためには、英語演習を配置している。

また、2010年度入学生からは、セメスターにおける履修上限単位および第4セメスターまでの下限の目安を設定し、学生が一つの科目を十分時間をかけて学ぶようにした。

(3) 英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科では、論理的思考力を備え、英語による高度なコミュニケーションを行うことができ、国際化・情報化社会で活躍可能な人材を育成することを目的としている。そのため、科目を英語コミュニケーション基礎演習科目群、同英語演習基礎科目群、国際コミュニケーション学科国際関係基礎科目群、同地域文化系基礎科目群、英語コミュニケーション英語演習専門演習科目群、同専門演習科目群、国際コミュニケーション学科国際関係専門科目群、同地域文化系専門科目群、国際コミュニケーション学科英語演習専門科目群で構成し、実社会で活躍できるよう工夫している。

(4) 国際文化交流研究科

国際文化交流研究科の目的は、国際文化交流の専門家となるために不可欠な「専門知識」、「技能」および「実習の場」を提供し文化交流の現場で活躍できる人材を育成することである。そのため、科目は①演習科目、②研修科目、③実務演習科目、④特殊研究科目、⑤修士論文・特定課題研究の5つの科目群から構成されている。

大学院生は、1年次では演習科目や特殊研究科目を履修して専門知識を深め、実務演習科目で実務に携わる上で必要な能力を習得するとともに、必須である研修科目を履修する。2年次では演習科目・特殊研究科目等を履修してより専門性を高めるとともに、修士論文・

特定課題研究を完成させる。

3. 本学の目的を達成するための具体的教育目的・方針・過程及び教育方法の点検・評価と将来への方策

本学の目的とするところは、グローバル化がいよいよ進みつつある中であって、ますます重要性を増していると思われる。また、各学科及び研究科の目的もそれを実現していくうえでより具体的な形で適切に設定されていると思われる。ただし、時代の流れと変化はこれまでになく早く、引き続き時代の要請を注視しつつ目的の検討を怠らないようにする必要がある。

各学科および研究科の教育方針・過程及び教育方法に関しては、大学の目的という大きな枠組みの中で、それぞれの目的に照らして重点の置き方を考え、かつそれにふさわしい教育方針・過程を設定し、かつ教育方法が工夫されており、概ね満足できる状態にあるといえるが、細かく見ると、問題が残されていないわけではない。

(1) 日本文化学科

日本文化学科においては、「日本文化の伝統と特質」という面に関しては多種多様な科目が用意され教育効果をあげていると認められるが、それを「世界に向けて正しく発信する」という面に関しては初期の目的を達成しているとはいえない面がある。したがって、今後は、日本文化学科の学生と留学生との交流の機会を増やすなど、国際交流に対する学生の関心を高める方策を講じる必要がある。また、「国際感覚と高い言語能力」という面では、カリキュラムの再検討も視野に入れ教育の内容を見直し、改善していく必要がある。

(2) 国際コミュニケーション学科

国際コミュニケーション学科においては、幅広い教養の基礎の確立という観点から十分多様な科目が用意されている。また、履修の順序が重要な分野については科目選択にあたって学生の主体性を重視しつつ配当年次等に規制を設け教育効果をあげている。その一方で、検討すべき課題もある。広い教養を重視する本学科の教育理念を考えると、①国際関係および地域文化基礎科目群の科目数の多さが履修必要科目数に比べて妥当であるか検討すること、②専門科目群の履修必修科目数を漸増させることに関して教養と専門教育のバランスという観点から検討すること、などが必要である。

(3) 英語コミュニケーション学科

英語コミュニケーション学科では、英語教育に関しては期待通りの成果をあげている。その反面、学生が他学科の科目や共通科目を履修したくともそれが十分満たされていないという問題点があり、そうしたこともあって、国際教養・日本文化に対する知識や教養面においては理想とする目標が十分に達成されているとはいえない。こうした点を改善するためには履修方法の改善やカリキュラム編成のあり方、指導方法などを更に工夫する必要がある(2011年度より「卒業論文」や「卒業研究」を科目として導入することを決定したのはそうした工夫の一環である)。

（４）国際文化交流研究科

文化交流の現場で活躍できる人材を育成するという目的のもとに教育課程が編成され、インターンや海外研修を含む多様な研修科目と実践的な実務演習科目を含む多種多様な科目が用意されている。実務者養成を掲げている本大学院にあっては、今後は、更に関連諸機関との連携を充実させることが必要である。また、近年、学術的研究を志向する学生が増加しているため、これらの学生に対して大きな負担となっている実務実習のあり方を再考する必要がある（この点に関しては、すでにカリキュラムの見直しに着手している）。

４．学生の受け入れと学生支援の現状及び点検・評価と将来への方策

（１）学生の受け入れ

学生受け入れ方針に関しては、各学科と研究科のアドミッション・ポリシーに入学選抜方法毎に明示されており、公表されている。

国際文化交流学部においては英語をはじめ語学力の向上に必要な基礎学力と多様な社会的ニーズに応えられる基礎学力を有する優秀な学生の確保を目標としている。また、国際文化交流研究科においては、アートマネジメントや国際協力のような実務家養成のため筆記・論述・口頭試験を行い総合的な観点から受験生を選抜している。

また、すべての入学試験は非常に厳格な運用マニュアルに則って実施されており、不正や不公平の入り込む余地のないようになっている。

国際文化交流学部の入学者数はこれまでのところ大凡適正な範囲に収まっているが、学部の各種入試による入学定員は全学的視点から常に検討され、必要に応じて入学選抜方法毎に変更が加えられている。最近では、日本文化学科と国際コミュニケーション学科の編入学定員を削減し、その分、英語コミュニケーション学科の入学定員を増やした。

また本学は、入学者の受け入れ・定員の見直し・入学試験の在り方等について恒常的に検討を行っており、英語コミュニケーション学科では2006年度の学科設置以降さまざまな改変が実施されている。

現在、学部で問題となっているのは特別入試の在り方であり、特に指定校推薦入学者の割合が大きいことは日本文化学科と国際コミュニケーション学科の双方において問題視されており、すでに検討が開始されている。

国際文化交流研究科の入学試験は、その目的に照らして、選考科目、方法ともに適切であるといえる。入学者数も、過去5年間を通して見ると適切な水準にあるといえよう。ただし、外国語の試験に関しては、一律公平な基準による判定ということを考慮しつつ、多様な受験生のニーズに応えるべく検討していく必要がある。

（２）学生支援

昨今の厳しい経済情勢の中、学生が安定的かつ充実した学生生活を送れるよう、奨学金による経済的支援、健康保持・増進のための支援、精神的な面における支援、就職活動の支援、などに取り組んでいる。こうした支援は、学生部、保健室、カウンセリングルーム、就職部、などが中心になって行われており、概ね良好にとり行なわれている。

5. 教育研究環境の現状及び点検・評価と将来への方策

(1) 施設・設備

施設に関しては、2009 年度に 5 号館・6 号館を新耐震基準に適合させるための耐震工事が行われ、2010 年度に 3 号館のアスベストの除去工事も終了した。

今後は、施設利用者の安全性を確保しつつ、本学の基調財産である伝統的な建造物の保護整備と障害者や高齢者のためのキャンパス全体のバリアフリー化を実施していく方針が打ち出されている。

教育研究の設備については、マルチメディア設備・機器をはじめとして老朽化しつつある機器の更新や新規増設などが着実に行われている。整備の拡充を進めているマルチメディア機器については、学習院大学計算機センターにある「コンピューターシステム支援組織」による学校の枠を超えた支援体制が整備されているだけでなく、パソコン台数を飛躍的に増大させたことにより、学生によるマルチメディア機器利用の利便性は年々向上している。

(2) 図書館・学術情報サービス

本学図書館における学生一人当たりの図書受入冊数は 2.8 冊で大学全体の平均 2.2 冊を上回っており、全体量では問題ないといえるが、国際文化交流学部という性質上、授業分野・内容が広範多岐にわたっているため、必ずしも各分野について満遍なく基本図書資料が整備されているとはいえない。そのため、「現状の図書費では限界があり、効率的な図書資料の選定が必要である」との認識のもと、2009 年度に選書基準の内規を見直し、より授業に直結した資料選定心掛けの一方教員との連携を密にしてカリキュラムに対応した図書の充実を図っている。

また、本図書館では電子ジャーナルの導入が進んでいなかったが、2009 年度に広領域分野をカバーする電子ジャーナルの導入を開始した。今後、電子ジャーナルに対する学生・教員の需要は拡大すると見込まれることから、当該予算枠を別途確保することを含め対策を講ずる必要がある。

施設の物理的問題としては①図書収容スペースの余裕がなくなりつつあること、②バリアフリー化が不十分であること、の 2 点が早急に対応を要する問題である。後者については重複図書の除籍などの方策を採り始めているが、前者については今後、施設上の対応が不可欠である。

6. 社会連携・社会貢献の現状及び点検・評価と将来への方策

社会連携・社会貢献に関しては、外部団体との共催・後援事業を実施するだけでなく、授業・学校行事にさし障りのない範囲で、施設を外部団体に提供するシステムも整備されている。また、教員個人が様々なプログラムを通じて社会に貢献しているといえる。例えば、ラオス研修、カンボジア研修、クロアチア研修などを通して発展途上国に対する社会貢献が行われており、国内的には「感劇市場」や英語演劇を学外にも開放することによって学内の教育事業が地域社会へも還元され、地域の文化的豊かさ増進に寄与している。

また、教育研究の成果は上述のプログラムの他、個々の教員が様々な分野で出版その他の形で社会還元している。今後は、多岐にわたる分野にそれぞれ専門家がいるという本学の特徴を活かし、コラボレーションによる意外な効果を生じるような新しい試みの可能性を検討することが必要であろう。

7. 管理運営・財務の現状及び点検・評価と将来への方策

本学の管理運営は、すべて学習院規程集によって明文化され、かつ公開されている規程、要項等に従って協議、審議され、実行されている。その中核を担っているのは、運営委員会、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会、就職委員会、自己点検・評価委員会、等の8つの常設委員会で、これらは、運営委員会が原則として週1回開催されるほか、他の委員会は月1回乃至2回、定期的に開催され、常に全学的視野で大学の効率的運営を実現すべく活動し、毎月1回開かれる教授会における円滑かつ迅速な意思決定に寄与している。

ただし、教員の数に余裕がないため、一人の教員が幾つもの委員を兼務しなければならず、大学運営のために多くの時間を割かざるを得ない状況が生じている。そのため教員本来の職務である教育研究にマイナスの影響が出ている事は否定しがたい。こうした状況を改善するため、法人との交渉を強化し教員数の増加を図るだけでなく、事務職員への業務や権限の移譲を進めるなど、教員の負担軽減を図る工夫が必要である。

また、本学は学校法人学習院が設置する8つの学校の一つであるため、法人全体に関わる組織的事項、施設・設備に関わる事項、財務に関わる事項等については、法人との調整を経なければ本学の意思を実現できない（そのため、「院・女子大学連絡会」が定期的に開催され、本学と法人との意思疎通が図られている）。そうした制約下、本学の財務状況は概ね良好に推移している。

すなわち、本学の消費収支を直近3年間についてみると、すべての年度が消費収入超過となっており、教育研究活動を支えるための十分な財政的基盤を有しているといえる。しかしながら、このことは、本学が毎年度入学定員のほぼ120%の入学者を確保している結果であり、教員一人当たりの学生数は約42名と、本学が標榜している少人数教育の危機を招きかねないぎりぎりの状況を意味している。こうした状況を踏まえ、法人との折衝・協力を通じ、少人数教育が維持できるような人事政策の財務的基盤を確保していく必要がある。

8. 内部質保証の現状及び点検・評価と将来への方策

本学は1998年の開学と同時に自己点検・評価規程を設け、同規程に基づき自己点検・評価委員会を設置し、その専門委員会は常設の諸委員会がこれを兼ねるシステムを設けた。常設委員会は、毎週ないしはひと月に1、2回定期的に会合をもっており、常に大学の現状を把握し、問題を発見し、その解決に努めている。またその結果は、教授会、その他の場を通じて教員と職員に共有されている。このように大学の運営の中核を担う各種委員会が自己点検・評価委員会の専門委員会を兼ねているため、本学では実質上、常時自己点検を実施しているのと同様な効果をあげているといえる。

以上のようなシステムの存在により、本学では教育・研究の現状把握・問題発見・問題解決が比較的順調に行われているものと思われる。ただし、このメリットは、各専門委員会が常に自己批判的姿勢を以て臨まない場合には、逆にデメリットになるリスクがある。

したがって、今後は、学外の委員を自己点検・評価委員会に加えるなどの方法によって、常設の諸委員会が自己点検・評価委員会を兼ねても利益相反が生じないような仕組みを考える必要があるだろう。